



復刻

**農林省統計調査要綱輯覧
(農業センサス，農業動態調査の部)**

第3分冊

2018年1月

学術情報メディアセンター
食料・農業統計情報開発研究分野

統計研究資料 J シリーズの発刊に際して

京都大学寄附講座農林水産統計デジタルアーカイブ講座は、神内良一氏の寄附により 2012 年に設置された。以来、農林水産統計の高度利用に向け、データの整備・加工・システム化について活動を行ってきている。この活動は、戦前戦後の日本農業に関する統計資料の発掘所在調査を行い、戦前期や戦後高度経済成長期の統計資料は、残存する調査原資料のデジタルアーカイブ化を行うものである。他方、戦後統計資料については、調査客体の年度間リンクージュや統計調査間リンクージュを行い、客観的根拠に基づく政策評価の礎を築こうとしている。さらに、構築された各種データベースは、デジタルアーカイブシステムとしての機能を発揮し、すべての研究者への情報提供をとおして共同利用として多くの成果をあげようとしている。

このような寄附講座の活動にともなって、統計文献やメタデータに関する資料調査や整備が行われるが、謄写版に代表されるように、その中にはアクセスに難があるものがある。このうちメタデータは、統計調査の実施にかかわる関連資料集であり、その時代の環境諸条件を正確に把握した上、統計調査結果の最終像を想定し、これを実現するために必要な指示書として作成されてきたものである。統計調査の利用者は、これらメタデータにかかわる資料の存在を理解し、必要に応じて目を通しておかなければならない。

本寄附講座では、それらの統計調査にかかわる資料の重要性に鑑み、これらの資料を復刻し、広く農林水産統計調査利用者の便宜に供することとした。ここに「統計研究資料 J シリーズ」として発表するものがそれである。この統計研究資料 J シリーズは、英文名では、Journal of INner-documents concerning National Agricultural and Industrial affairs (JINNAI) となり、直訳すれば、農林水産および産業一般行政に関する資料集となる。寄附者の神内良一氏に最大級の敬意を表するものである。

上述の本寄附講座が行う資料の復刻作業は、その対象によっては、紙質の劣化により、長時間の作業を必要とするものもある。また、基本的に発行部数のきわめて少ない資料を対象にすることから、資料の入手自体が厳しいものもあり、すべての資料輯の復刻が統一的に進められるものでもない。したがって、このシリーズは定期的に刊行するわけではなく、本寄附講座の活動の進展にともない、復刻資料がまとまった段階で随時発表する予定である。

編集者を代表して

2016 年 10 月吉日

京都大学学術情報メディアセンター

特命教授（農林水産統計）

齊 藤 昭

Preface

In 2012, the endowed chair of Statistical Digital Archives of Agriculture, Forestry and Fisheries was established at the Kyoto University thanks to Mr. Ryoichi Jinnai contribution. Since then, we have been actively developing, processing, and organizing statistical data for advanced use in agriculture, forestry, and fisheries studies. These activities include conducting location surveys at excavation sites relating to Japanese agriculture before and after World War II, as well as collecting statistical data on the pre-war period and the post-war economic bubble. The remaining source material is being digitally archived. As for post-war statistical data, we are making efforts to build a foundation for policy evaluation based on objective appraisals by connecting the research packages of each year and establishing links between statistical surveys. Furthermore, some of the resulting databases are being used as digital archive systems. By sharing this information with all researchers, we hope to promote many advances.

Through the activities of our endowed laboratory, materials surveys and improvements were made in relation to these statistical documents and metadata. However, some of these materials (e.g., mimeographs) are difficult to access. Among them, metadata is a set of materials on the implementation of statistical surveys. Specifically, it consists of instructions created under the assumption that a final image of the survey results can be produced after accurately ascertaining the environmental conditions. The users of the statistical surveys should be aware of the existence of these materials, and examine them when necessary.

Given the importance of the statistical surveys in our endowed laboratory, we decided to reissue the related materials and make them available to agriculture, forestry, and fisheries survey users. Therefore, today we are pleased to announce the release of the “J-Series” statistical research material. To express our deep respect for our benefactor, this research material is called JINNAI, which is the acronym for Journal of INner-documents concerning National Agricultural and Industrial affairs.

Reissuing materials may take some time due to the possible deterioration of paper quality. In addition, since such materials were mainly printed in very small numbers, in some cases it is actually hard to obtain them, making the reprinting work advance at a varying rate. Therefore, instead of publishing this series on a regular basis, we intend to announce new issues when progress in the endowment activities is made, and when enough reprint materials are available.

Oct., 2016

Saito Akira
Specially-appointed Professor,
ACCMS, Kyoto University
Previous Director General,
Statistics Department,
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries,
Government of Japan

第三分冊 目次

統計研究資料 J シリーズの発刊に際して

農業動態調査	R1
昭和二六年農業動態調査の手引および調査票	R1
昭和二六年度農業動態調査の手引および調査票	R28
昭和二七年度農業動態調査の手引および調査票	R92
昭和二七年農家カード作成の手引およびカード	R170
昭和二八年度農業動態調査実施要領	R209

(参考)

第一分冊 目次

統計研究資料Jシリーズの発刊に際して

解説	3
吉田嘉雄	
農業センサス	R1
昭和二十一年農家人口センサス	R7
農家人口調査に関する農林次官のラヂオ放送に関する件	R7
農家人口調査要綱	R10
農家人口調査に関する件	R12
農家人口調査実施手続	R13
農家人口調査票「七 農家人口」の記入注意	R19
農家人口調査質疑応答（第一輯，第二輯）	R24
農家人口調査票	R38
農家人口調査結果表（一号～四号）	R48
一九四七年（昭和二十二年）夏期調査の提要に代へて	R56
昭和二十二年臨時農業センサス 臨時農業センサス票	R84
昭和二十四年農地調査	R96
農地統計調査票	R96
農地抽出調査票 調査の手引	R100
一九五〇年世界農業センサス	R134
基本調査の手引および基本調査票	R134
農業事業体・農業事業体名簿作成の手引および農業事業体名簿	R194
抽出調査の手引および農家抽出調査票	R221

.....

第二分冊 目次

統計研究資料Jシリーズの発刊に際して

農業センサス	R1
昭和三十年臨時農業基本調査	R1
昭和三十年臨時農業基本調査要綱	R1
農業集落の決定ならびに調査区設定要綱	R14
農業集落の決定ならびに調査区設定手引	R24
照査票の作り方および照査票（戸別表，農業集落概況表）	R99
照査票の整理の仕方	R123
農業集落調査の手引および農業集落調査票	R142
農家調査の手引および農家調査票	R288

農林省統計調査要綱輯覧
(農業センサス，農業動態調査の部)

昭和二十六年「農業動態調査」手引き

一、目的

この調査は五年毎に行う基本調査の中間年次の補間調査として農家数、農家人口、農業生産、家畜頭数、畑地面積、主要農機具に関する統計を整備することを目的とするものである。

二、調査の期日

昭和二十六年二月一日

三、調査の範囲

全国農家の二十分の一の農家について昭和二十六年二月一日前一年間の状況を「四、調査事項」の各項目につき調査する。

四、調査事項

- 一、農家の種類（経営農用地面積の別、専業兼業別）
- 二、農家人口について
- イ、常住世帯員、うち農業従事者数並に兼業者数（性別）
- ロ、出生数（性別）
- ハ、死亡数（性別、年令別、就業別）
- ニ、原因別世帯員移動数（性別、年令別、就業別）
- 三、農業生産について
- イ、常産入数（性別）

ロ、財産の移動、増減数（性別）

4、家畜、家禽について

イ、牛、馬、めん羊、山羊、豚、兎、にわたりの現在頭数

ロ、牛、馬、めん羊、山羊、豚の

（一）生産頭数（二）死亡頭数（年令階層別）（三）売買、譲渡、譲受、依託、買託頭数（年令階層別）

5、田畑について

イ、復旧、開墾、干拓、埋立した面積

ロ、災害、その他でつぶれた面積

ハ、その他家賃値などによつて増減した面積

ニ、田を畑に、畑を田にした面積

6、農機具について

イ、主要農機具の使用量に所有状況

ロ、主要農機具の買入状況

五、調査方法

1、統計調査事務所は一九五〇年世界農業センサスのこゝに作成された一九五〇年世界農業センサス農業事業体名録（写し）を各出張所の管轄市町村令だけ送付し、出張所はこの名録を市町村役場の資料、その他に基き農家の移動を加除訂正して統計調査事務所に返送する。

2、統計調査事務所は訂正された農業事業体名録（その他）の農業事業体を除くを十戸毎に区切り、その区切りを十分の一任意抽出し、抽出された区切から一戸おきに五戸抽出する。かくして抽出された農家の名録を作成して各出張所に当該出張所の関係分の抽出農家名録を送付する。

3、出張所職員は抽出農家名録により該当農家にもあて、面接の方法によつて調査する。

方の項目を聞いて行つて始めの方の項目に聞き親したと思われる判断が生じたならば、前の項目に戻つて今一度聞き直すと言うこともやつて見る必要がある。例えば、家畜の飼育や農産物を聞いて仔が産れたらしい様子があつたら、もう一度生産頭数を確かめるとか、田を畑にかえた面積を聞いて、田の宅地に変わったものがあるらしいと思われたら、もう一度運物敷地になつた田畑面積について確かめると言う工合に、要するに統計取調としての専門的な知識と豊かな常識により、調査マンの良心に悔いなき調査を心がけていたのだといふのである。

次に、石の目的を達する為にも、調査票の箇条事項に入る前に、この調査の主旨を農家によく理解してもらうような話をする必要がある。その際、その農家の農業経営について一般的知識が得られるような会話をしておけば、一層よいのではないかと思ふ。

三、調査票の記入の仕方

（表紙の書き方）

表紙には予め農家の所在地、世帯主氏名を記入しておく。このことは他の調査の場合と変りはない。次に経営農用地面積を別の特号と、専業兼業の区別の欄があるが、これは後から記入する。即ち前者は表紙にある経営農用地の種別面積を聞いて、その合計を計算してから記入すればよく、又後者は調査項目（一）に於て世帯員中農業に従事している者及び兼業に従事している者の人数を聞いた上で判定して記入すればよいのである。

そこで、農家に対する傾向は、経営農用地の種類別面積から始まる款である。この如くは世界農業センサス抽出調査と同じであるから、その要領で、又その所の解釈に従つてやつていた方がいい。畦田、樹園地は、夫々一本で聞くのであるから、田の面積から「夏作に畑作物を作り稲を作らなかつた田」「ワサビ、クワイ、セリなどを作つた田」「休耕地、耕作放棄

棄田を、耕種地から「その他の樹園地」を著さないように注意していた。畑は「普通畑」とその他のものに分けてある。「普通畑」を南くのは後で作物の項に關係があるからである。

（一）農家人口の動態

常住世帯員

今回の調査の一つの重點は農家人口の変動を捕えようとした点にある。世界農業センサスで農家人口に就て詳細に調査したので、それを生かし、補つて行こうとするのが調査の主旨である。農家人口、即ち農家の常住世帯員の定義は世界農業センサスの場合と同じである。「主として自家の農業に従事する者」と云うのは、矢張りセンサスの場合の自家農業の従事の程度（「ハイ」、「ロ」）すなわち「ふだんその家の農業の中心になつて農作業に従事する人」及び「殆んど農作業には従事しないが農業経営の指図だけをする人」のことである。又、「自家の農業以外の仕事に従事する者」と云うのも、昨年のセンサスと同じ範圍をとりばよい。この点、次の世帯員の動態の処は、少し範圍を要するが、ここでは昨年の調査につづける為及び専業の判定をする為であるから、センサスの解釈に従うのである。

出生、死亡

次に世帯員の出生、死亡について聞くのであるが、死産の場合へはしん五ヶ月以上の場合へは出生、死亡両方に計上すると云う以外に注意すべきことはない。

世帯員の転入転出

オ三は世帯員の移動であるが、これが調査の一つの眼目となつてゐる。即ち、農家の流入流入した人口を捕えようとするのであつて、人口同類、農業経営の面から考えて重要な問題であり乍ら、これは全国的な統計が存在しなかつたのを、今後補つて行こうと云う、全く新しい調査項目である。農家の人口の流出、流入を理由別に調べる点に重要があるのであつて、移動の理由は、「職業上の移動」、「戦争移動」、「その他」に分ける。オ一のものゝ最も重要であつて、それを更に「失業」、「就職」と「その他仕事の場合」に分ける。前者は、よきに任んでいて（同一市町村内でもおぼわらない）何んらかの職業についていたの

移動の理由別

が、辞めたにしろ、辞めさせられたにしろ旅を失つて、その農家に入つて来た者、或は新たに旅を得て他の土地に出て行つた者である。「その他仕事の場合によりしは、転業したり、相場が変わつたりした為には、農家から出て行つたり、入つて来たりした者である。前の場合に比べて農家経済に対する負担、資財の失に於て本質的に異なる。この失は関連して失業して歸つて来た者が、こちらで新たに就職した場合、「その他仕事の場合により」と解釈して答へられる恐れが多いから注意していただきたい。このような場合は明かに失職と解釈しなければならぬのである。なお一人の職業上の移動に附随して生ずる彼の家族の移動もすべてこの項に含めて計上することとする。例えば都会で初めていた次男が、失業して彼の妻子と共にその農家に疾つて来たような場合、彼も、彼の妻子もすべて「失職して家に歸つて」の項に計上することとする。「縁事移動」と云うのは、結婚、養子縁組と云ふ身分上の理由による移動である。戸籍上の手続きが終つていなくとも、その為の移動が事実上行われておれば計上して差支ない。「卒業（退学）」「入学」による移動については別に云うことはない。「学校」の範囲は、文部省で言う学校に限定する必要はなく、「講習」など実質的に教育を受ける為であれば差支ないが、「結婚修行」や「徒弟見習」は含めてはならない。最後に「その他」は以上の外の理由による移動をすべて計上する。最も良い例は、他の土地に出ている息子や娘の、或は親戚の子供を一時預かつたり、預けていたのを歸したりする場合や、親類縁故の向る仕事の上や家業上の都合で人手不足を補うために手伝いに出たり迎えたりする場合である。このような例は多く見られると思う。里子もこの項に入れるべきであらう。

死亡及び移動については、更に就業状態について預かるのである。すなわち死者及び転出者については、この農家にいた時何をしてたかと言ふこと、転入者については、この農家に来てから何をしてたかを預かる。何をしている（いたか）の内容は、「主として自家の

農業に従事している（してゐた）者、自家の農業以外の仕事に従事している（してゐた）者、全然或は殆んど働いていない（いなかった）者の三つであつて、死亡、移動の該當者はすべてこの何れかに分類する。従つて最初の如く世帯員の就業状態を問いた場合は變り、「農業に従事する者」と「農業以外の仕事に従事する者」と重つてはならないのである。すなわち、自家農業と自家農業以外の仕事と何れが主であるか（何れの労働時間が多いか）により、何れかに計上しなければならぬ。なお、「自家農業以外の仕事」と云うのは、収入のある仕事の意味で、家事労働や、單なる手伝は含まない。但し、他家に雇われて農業に従事した場合を含むから注意を要する。次に、この就業の状態は、何時の状態を判断するかと云うと、その農家にいる時のついた時の普通の状態によると云うより外はない。例へば死した者は多くは死亡直前には多かれ少かれ病床にあつて全然働いていなかったであらうが、その人が床に就く前の状態によつて判断してゐたに違ひない。勿論、一年以上も病床にあつたのであれば、「働いていなかった」と見るべきであらうが、又、お家に来た計りで調査当日未だこの農家では全然農業に従事していないとしても、従事することが予定されていれば、農業に従事する者に計上すべきである。このような解釈は、農家経済とのつながりを見ようとする調査の主旨から云つて必要であると考えらる。

（二）農業雇員の動態

農業雇員の定義も矢張り世界農業センサスの解釈に従う。世界農業センサスの結果は、ハ・一センサスの結果に比し、雇員が数万人増加してゐるのであるが、これは両者に於ける雇員の範囲の相違が原因であると思われる。だから、今回も世界農業センサスの解釈を継続したい。それから雇員の動態は、単に増減計りではなく、移動をとる。すなわち雇員を入り換えただけの場合は、雇入れ、解雇の両方に計上し、その結果として差引き増減なしとする。

家畜、家禽 頭羽数

④ 家畜について

この調査では昨年の動態調査と同様、家畜の動態をとることが向題とされているのであるが、その前に家畜、家禽の現在頭羽数を調べておく。これは従来の調査の家畜、家禽の頭羽数の正確度には若干疑問がある為と、後の動態の聞きよりを正確にする為、敢て繁雑をいとわず調査することとしたのである。

ここで聞くのは、現在その農家にいる家畜、家禽の頭羽数である。平時飼養していると云う意味ではなく、又所有しているトエツ意味でもないことに注意されたい。この点は世界農業センサスの基本調査に於ける解説と同じであるから参照されたい。それから、家畜の種類は、おす別、年令別についてとり方もセンサス基本調査と同じである。例えば乳用牛は品種による区別はなく、用途別であるとか、牛についてめすのみは一才未満と一才以上ニ才未満とを分けてとると云うことである。但し、豚の六ヶ月以上は「はんしよく用」とその他とはなく、めす、おすの別をとる。又虎は「アンゴラ」とその他との区別はしない。

家畜の動態

次に家畜の動態は、その農家で平時飼養している家畜について聞くのであるから、前の場合と混同しないように注意していただきたい。すなわち、調査当日一時的にその農家にいたものは調査の対象とならない。その農家で飼育しているのが動態であるような家畜について生じた動態を調査するのである。動態の範囲は今回は「イ」生産、死亡、「ロ」購入、売却の外に「ハ」繁殖、伝説、受託、「ニ」譲渡、贈与を含めてすべての動態を調査することとした。

生産・死亡

生産、死亡、購入、売却については、昨年と同じであるから、特に云うことはない。すなわち、生産頭数は過去一ヶ年間はその農家で飼育している家畜が生んだ頭数である。従つて乳用牛、役肉用牛の区別は母体の区別による。同様に死亡頭数も、その農家で飼育して

買入売却

死亡した頭数を計上するのである。だから屠場に送られたものは含まず、それが牛馬商の手を回して送られたものであるれば、当然売却の項に計上される。それから、死亡のうちには家畜伝染病などの遺棄したものは勿論、洪水で流失したり盗難に遭つたりして、つまり災難で何の収入ももたらさずに失われたら頭数をも含めて解釈することとしたい。

買入、売却は、売買行為を行つた農家に於て計上し、現在飼養しているか否かは問わない。売、買と譲渡、譲渡は所有権に關する概念であるから所有権者の所で問く外はないのである。この二項目に關してのみは、家畜動態のうち、例外的に飼養家畜に対する調査でないものであるから注意されたい。この所有権の移動について調査する处は、その移動の度に頭数が計上されなければならぬことは云う迄もない。但し、牛馬間が繁殖を繰り返しているためにこの調査の対象となつた場合、商売上の目的で売買した頭数を一々ここに計上する必要のないことは勿論である。物交の場合には売買に計上する。

賃借受贈

依託飼育

所有権の移動による動態と並んで賃借関係による動態をも今回は調査することとした。この項目のねらいは、全国的にかなり普遍的に行われていた依託飼育の場合の動態をとらうとするにある。すなわち飼料の少い平坦地に於ては、飼料の多い山場の農家に一定期間家畜を預けて飼育して貰うと云うことが行われる。この様な場合、預けたもの、預かつたもの、預つていたのをかえしたものの、預けていたのがかえつて来たものを計上するのである。季節的に依託飼育に出している場合は、当然預けたもの、預けていたのがかえつて来たものの両方に計上されることとなる。調査の目的がこのような点にあるので、牧畜利用のための一時的な賃借は勿論この項に計上する必要はない。

(四) 産仔田畑について

産仔田畑の動態については、調査項目は昨年の場合と全く同様である。従つて特に説明を

調査の範囲

要しない。唯、今回特に注意したいのは耕作放棄についてである。耕作放棄まで放棄してしまつて、その耕地が他の農家の経営に移つてしまつてゐるならば、勿論（ハ）に計上されて差支えない。けれども、耕作放棄しただけで、他の農家がまだこれに手をふれてゐないならば、その土地はその農家の経営内に止つてゐると解すべきで、この場合には（ハ）に計上してはならない。そしてこの場合、その土地が未だ耕地の面影をとどめてゐるならば、田畑動態に計上する必要はない。耕地の面影が失われ荒地になつてゐるならば（ロ）の（四）林地、採草地、牧野などになつてしまつて計上されなければならぬ。それから、この項は一応すべて現行主義をとることとし、現状が未だ復旧としたり、つぶれたりしてゐなければ、その予定になつてゐても、ここに計上する必要はない。

（四）農機具について

今回の調査では農機具についても調査することとした。すなわちまづ農機具の使用、所有について向ひ、その上で動態のうち買入についての調査するのである。そして農機具の種類については、昨年と要する観点から、即ち最近農家に顯著に取入れられているカルチベーター、畜力用碎土機の如き畜力機、動力耕整機、粟割敷布のための噴霧機（動力によるもの）入力によるもの）及びダスターを電動機及び石油発動機の外にとる一方、極めて部分的に少數しか入つてゐないトラクターを除外することとした。

農機具の使用

農機具の使用については、上記の各農機具について、所有の如何にかかわらず、また自ら操作したと否とに拘らず、使用したとして印をつける。この解釈は世界農業センサスの場合と同じである。農機具の範囲も同様に脱穀の穀踏込とし、揚排水の場合も個人的に（或は個人的に且）程度の共同で）原動機を用した場合に限定する。次に使用した場合、それそれ所有関係を問うのであるが、この点では世界農業センサスの場合と異つて幾分かでも所有

農機具の所有関係

六九六

収を有する場合に限定し、借りた場合、賃耕、賃こまなどの場合は除外することとした。即ち、個人有又は共有の場合に限定した訳である。そして個人有の場合は所有台数を問く。この注意していただきたいのは、その農家で使用した農機具のうち個人所有の台数を計上すると云うことである。坪に所有しているだけで、故障その他理由により過去一年間全然使用されなかったものは計上してはならない。共有の場合は、二戸共有ないし五戸共有の比較的個人所有的色彩の場合と、然らざる場合、すなわち六戸以上の共有、部落有、組合有などの場合とに区別し、それぞれ該当欄にV印をつける。共有の場合は台数を計上する必要はない。

農機具の購入

農機具の購入については、農機具の種類別に該当があつたものにV印をつけ、個人で買った場合は台数を計上し、共同で買った場合は、五戸以下の場合に限り、該当欄にV印をつけることとする。

農機具の分類

最後に各農機具について簡単に説明しておこう。電動機及び石油電動機は馬力数によつて分類して見た。電動機は現在では単相10馬力、三相1馬力、2馬力、3馬力の四種に利用が集中し、それぞれ異なる用途を持つてゐる。それで、この三種がどのような割合で農家により入れられてゐるかにより、政程度區別されてゐる部面が推測されると思われる。勿論、電動機には、この四種以外の型もあるもので、調査票のように巾を併せて分類することとしたが、中心は失張り右の四種への分化のし方の点にある。電動機に就ても、同様な観念から、用途を異にしてよく使われる電動機として二馬力半、三、五馬力、五馬力を超えるものに分類した訳である。次にカルチベーター及び動力耕起機は世界農業センサスで調査したものであるから、説明の要はあるまい。惟、最近カルチベーターは中耕除草に限らず部品をとりつけて各種各様に使われる傾向があり、又その為に入易くなつてゐるので、南

きとりの際注意を要する。畜力用の碎土機は、マグロからハローに至る各種の型態のものがあり、又鋸柄によつていろいろな名種があるけれども、極く一般的に解して、畜力機であり碎土に用いられるものであればすべて含めることとした。それから薬剤散布用の農機具は最近果樹園の如き特殊な農業に限らず稲田に立用いられる傾向があるので、噴霧機を動力用のものに限定せず手動式のものも含めて調査すると共に、粉末散布機たるダスターをも調査することとした。ダスターには動力用のものも稀にはあるようであるが殆んど手動式であり、致して両者を分けることをせず一本で聞くこととした。

四、農作物きとり調査について

以上で農業動態調査は終るが、併に今回は農作物について附带的に調査して置くこととした。すなわち昭和二十六年二月一日現在における調査農家の田畠は畑に作物又は栽培してある農作物の面積や休耕地及び休耕などの面積を調査し、併せて昭和二十五年産の夏作物について収穫面積と収穫高を調査して、農作物統計完備の一環として記述する。

この調査を行うに当つて念頭におかなければならないことは、農業動態調査の方でききとつた従来農用地面積や世帯員の人員構成、家畜の産殖頭数などがこの項において調査する農作物の産額、面積、増減などに大きな関係があると云うことである。このことは地方毎に産々な場合があるうけれども、予めこの点の異については地方の慣習などを調査し、調査もれや調査誤りのない様にしなければならぬ。

- (1) まずその農家で現在立に播種した麦の産額別の面積をきく。麦の産額は小麦、大麦、ビール麦、裸麦、燕麦、ライ麦、の順にききとる。

この場合に麦の産額を誤らないことが肝要で、併にその地方に稀なものは往々誤つて答えることが

あるから注意を要する。

これらの面積は種につけてある耕地の種類によつて田、畑別にする。そして畑は更に普通畑と樹園地の同作とに分けて調査する。この場合、樹園などに播いてあるものは一応普通畑に入れる。又樹園地の同作は標準栽培面積になおして計上することは云う迄もないことである。標準栽培面積とは同じくその地方の麦の畦巾が二尺を播巾が五寸であるのが普通であるのに、畦巾四尺を播巾五寸であるならば作付面積は $\frac{1}{2}$ と算定することである。

以上種類別、田畑別に播種した面積を調査するのであるが更にそのうち青刈として刈取るものを調査する。この青刈用の面積は最初から家畜の飼料などに供するため青刈することを目的としている面積であつて、病虫害その他被害などによつて止むを解ず青刈するものは、ここには含まない。なお最後に念のため附け加えるが、以上の面積は二月一日迄に播種した面積であつて、これから播種する予定面積は含まない。従つて青刈麦類は計上されない。

(2) 昨年と比べて増減がありましたか

ここでは前項の播種した面積を昭和二十五年産の秋播麦の播種した面積と比べて増減があつたかなかつたか、及びその差を名々増減欄に記入する。

この場合に種類毎にききとる必要がある。

(3) 現在田や畑に次の作物をどれだけ作付してありますか

ここでは麦以外の冬作物として、なたね、えんどう、そば、め、疎菜及びその他の作物などの作付面積を矢張り田畑別に区別してききとるのである。この場合には冬作物共作付面積は標準化した面積を計上するのであつて、一九五〇年世界農業センサスの場合と同様である。疎菜の中には藎なども含まれる。

なおその他の作物として考えられるのは、田については稲、けさう、わさびなど、畑については柿、

畦畔桑、畦畔茶や散在の果樹などである。

(4) 現在作付されていらない耕地は

ここでは林内、林耕などの面積を調査する。これは要するに田畑のうち作物の栽培されていらない所謂あいている耕地であつて、前年に収穫して後作を播種又は耕きつける迄の耕地などである。混作の場合は前作の収穫が終つておれば、前作に利用された面積を見積つて計上する。ここできく面積は仲々正確にとり難いと思つが、予め前項迄に調査した作付面積を合計して、それを経営面積とに組み合せてききとる必要がある。なおこの面積は荒地や畦畔などの面積ではないから注意を要する。

(5) あなたの家では田や畑に春植馬鈴薯をどれだけ植え付けるつもりですか
次に看になつて馬鈴薯を植え付ける予定があればその面積をききとる。これは前項のあいている耕地についてばかりでなく、現在蔬菜などが栽培されている耕地で春になつてそれを収穫しそのあとに馬鈴薯を植え付ける予定があればそれも含むのである。

(ロ) あなたの家では昨年次の作物をどれだけ収穫しましたか
ここでは二十五年産の夏作物の収穫面積と収穫高をききとる訳であるが、この場合作付面積ではないから注意を要する。

未成熟のとうもろこしや、だいず、いんげんなどは、まとまつて未成熟収穫する場合に問題がないが、板き取つて収穫する場合はその面積を見積つて計上する。

五、農業統計調査規則（抄）

（昭和二十五年十月十九日農林省令ヲ百十四号）

第二章 基本調査

（動態調査）

オ十七条、農業の変動を把握し、基本調査を補完するため、オ十一條オ一項各号のうち農林大臣の定めるものについて毎年二月一日に前一年間における増減の調査（以下「動態調査」という）を行う。

二、動態調査は、農業事業本のうちから農林大臣の定める方法で抽出したものについて行う。

三、動態調査の調査方法、申告の義務、報告及び結果表の作成については、オ十二條オ二項、オ十三條オ十五條及び前条オ二項の規定を準用する。

秘

農業動態調査票

指定統計39号

—— 昭和26年2月1日調査 ——

都道府県名

郡市区名

町村名

字名

農家通し番号

世帯農家番号

世帯主氏名

(1) 経営農用地面積の別符号※ ()

(2) 専業兼業の別(✓印をつける)

((1)の(1)(2)(3)を聞いた後で記入すること)

1. 専業農家 ()

2. 農業を主とする兼業農家 ()

3. 農業に従事する兼業農家 ()

経営農用地面積

※農用地面積

の別符号表

田(畦畔をふくむ) 町 反 畝 歩

樹園地

畑 普通畑

牧草畑, 鹿畑, 切草畑

休耕畑, 耕作放棄などの畑

採草地, 放牧地, 放牧する

山林

宅地

その他の農用地(水路, 溜池,

永久的農道など)

計

01	3	反	未	滴
02	3	反	以	上
	5	反	未	滴
03	5	反	以	上
	1	町	未	滴
04	1	町	以	上
	5	反	未	滴
05	1	町	以	上
	2	町	未	滴
06	2	町	以	上
	3	町	未	滴
07	3	町	以	上
	5	町	未	滴
08	5	町	以	上
	10	町	未	滴
09	10	町	以	上
	20	町	未	滴
10	20	町	以	上
11	例外規定に該当するもの			

農 林 省

(1) あなたの家の世帯員について

- (1) あなたの家にふだんいる世帯員は何人ですか

龍 鳳 人 子 女 人 女 人

- (4) そのうち主として自家の農業に従事する人は何人ですか

薩員 人 うち男 人 女 人

- ハ 自家の農業以外の仕事に従事して収入を得ている人がありますか

あります () ありません () ----- (=) へと页

あはばその人数 男 人 女 人

(四)、(ハ)で調査属は専業及び兼業の別を判定するをめぐり
一人一人の世帯員について従事している仕事について
書く

- (⇒) 昭和25年2月1日以降1ヶ年間にあなたの家で生れた人
ありませんか

あります () ありません () ----- (木) へと ぶ

あればその人数 男 人 女 人

- (ホ) 死亡した人がありますか

あります () ありません () ----- (~) と ぶ

あはれは

1、男女別及び年令別

男	人	年令は	才	才	才
女	人	年令は	才	才	才

2、生前、仕事についていた状態は

イ、主として自家の農業に従事していた人 _____人

ロ、主として自家の農業以外の仕事に従事して

ハ、全然あるいは殆ど忖いていなかった人 _____人

(c) 昭和25年2月1日以降ノケ年間に他からこの世帯に加つた
人がありますか

あります () ありません () ----- (d) へとぶ

あれば

1、男女別及び年令別 男 _____ 人 年令は _____ オ _____ オ _____ オ _____ オ _____
女 _____ 人 年令は _____ オ _____ オ _____ オ _____ オ _____

2、世帯に加つた理由と現在の仕事の状態についてお書きをいた
します

理由別	仕事別	主として農 業に従事し ている人	農業以外 の仕事を している人	全 然 働 か ない人
夫取して家に帰つて		人	人	人
その他仕事の都合に より家に帰つて				
婚姻離婚或は養子縁 組して				
学校を卒業して				
そ の 他				

(d) 世帯から出ていった人がありますか

あります () ありません () ----- (e) へとぶ

あれば

1、男女別及び年令別 { 男 _____ 人 年令は _____ オ _____ オ _____ オ _____
女 _____ 人 年令は _____ オ _____ オ _____ オ _____

2、世帯から出ていった理由と出ていく前の仕事の状態につい
てお書きをいたします。

理由別	仕事別	主として農 業に従事し ていた人	農業以外 の仕事を していた人	全 然 働 か ない人
就 取 し て		人	人	人
その他仕事の都合に より				
婚姻離婚或は養子縁 組して				
学校に入学して				
そ の 他				

(2) あなたの家の農業常雇について

1 農業常雇がおりますか

おります () おりません () ----- 2へとぶ



おればその人数 男 _____ 人 女 _____ 人

2 昭和25年2月1日以降1ヶ年間に農業常雇に移動がありましたか

ありました () ありません () ----- (3)へとぶ



おれば

イ、	{	雇入れた人数	男 _____ 人	女 _____ 人
		解雇した人数	男 _____ 人	女 _____ 人
ロ、	{	昭和25年2月1日現在と	男 _____ 人	女 _____ 人
		較べて	減 男 _____ 人	女 _____ 人

(3) あなたの家の家畜について

1) あなたの家に家畜や鶏がおりますか

おります () おりません () ----- (4)へとぶ



おればその家畜の種類をきき () 内に✓印をまずつける。✓印のついたものについて次に細く答える。

1、牛 () -----

(1) 乳用牛

() -----

2 役肉用牛

() -----

総頭数	め す			お す	
	1才未満	1才以上 2才未満	2才以上	2才未満	2才以上
頭	頭	頭	頭	頭	頭

2 馬 () -----

総頭数	3才未満	3才以上
頭	頭	頭

3 飼羊 () -----

総頭数	1才未満	1才以上
頭	頭	頭

4 山羊 () -----

総頭数	1才未満	1才以上	
		めす	おす
頭	頭	頭	頭

5 豚 () -----

総頭数	6ヶ月未満	6ヶ月以上	
		めす	おす
頭	頭	頭	頭

6 鶏 () -----

総頭数	5ヶ月未満	5ヶ月以上
頭	頭	頭

7 鵜 () -----

総羽数	6ヶ月未満	6ヶ月以上	
		めす	おす
羽	羽	羽	羽

(ロ) 昭和25年2月1日以降1ヶ年間にあなたの家で生れた家畜，或は死んだ家畜がありますか

あります () ありません () ----- (ハ)へと次



あればその家畜の産数と頭数

		生産頭数	年令別死亡頭数			
牛	乳用牛	頭	2才未満	頭	2才以上	頭
	役肉用牛		2才未満		2才以上	
馬			3才未満		3才以上	
飼 羊			1才未満		1才以上	
山 羊			1才未満		1才以上	
豚			6ヶ月未満		6ヶ月以上	

(ハ) 昭和25年2月1日以降1ヶ年間にあなたの家で生れた家畜以外に及べた家畜がありますか

あります () ありません () (ニ)へと次



あればその家畜の種類と頭数

1 牛	買ったもの			もらったもの			預ったもの或は かえつてきたもの		
	2才未満	2才以上 10才未満	10才以上	2才未満	2才以上 10才未満	10才以上	2才未満	2才以上 10才未満	10才以上
(1) 乳用牛	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
(2) 役肉用牛									

2 馬	買ったもの		もらったもの		預ったもの或は かえつてきたもの	
	3才未満	3才以上	3才未満	3才以上	3才未満	3才以上
	頭	頭	頭	頭	頭	頭

3 山羊	買ったもの		もらったもの		預ったもの或は かえつてきたもの	
	1才未満	1才以上	1才未満	1才以上	1才未満	1才以上
	頭	頭	頭	頭	頭	頭
4 山羊						

5 豚	買ったもの		もらったもの		預ったもの或は かえつてきたもの	
	6ヶ月未満	6ヶ月以上	6ヶ月未満	6ヶ月以上	6ヶ月未満	6ヶ月以上
	頭	頭	頭	頭	頭	頭

(6) 昭和25年2月1日以降1ヶ年間にあなたの家で死んだ家畜以外に減った家畜がありますか

あります () ありません () [4]へとぶ

↓
あればその家畜の種類と頭数

1. 牛-----	売ったもの			他家にやつたもの			預けたもの或は預つていたのをみえたもの		
	2オ未満	2オ以上10オ未満	10オ以上	2オ未満	2オ以上10オ未満	10オ以上	2オ未満	2オ以上10オ未満	10オ以上
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
(1) 乳用牛									
(2) 肉用牛									

2 馬-----	売ったもの		他家にやつたもの		預けたもの或は預つていたのをみえたもの	
	3オ未満	3オ以上	3オ未満	3オ以上	3オ未満	3オ以上
	頭	頭	頭	頭	頭	頭

3 種 羊-----	売ったもの		他家にやつたもの		預けたもの或は預つていたのをみえたもの	
	1オ未満	1オ以上	1オ未満	1オ以上	1オ未満	1オ以上
	頭	頭	頭	頭	頭	頭
4 山 羊-----						

5 豚-----	売ったもの		他家にやつたもの		預けたもの或は預つていたのをみえたもの	
	6ヶ月未満	6ヶ月以上	6ヶ月未満	6ヶ月以上	6ヶ月未満	6ヶ月以上
	頭	頭	頭	頭	頭	頭

{4} あなたの家の経営田畑について(畑には樹園地を含む)

(1) 昭和25年2月1日以降ノケ年間に新しく開墾したり復旧したりした田畑がありますか

あります () ありません () ----- (1)へとぶ

あればその面積

畝

畑

1. 水害地震等で荒廃した田

反 畝 歩

反 畝 歩

畑を復旧して -----

2. 林地、採草地、牧野など	反	畝	米	反	畝	歩
を耕して						
3. 宅地、鉱工業用地、その						
他建物敷地を耕して						
4. 干拓、うめ立して						
5. その他の雑地を耕して						
6. 計						

(ロ) 昭和25年2月1日以降ノケ年間に災害その他さつぷれた田畑がありますか

あります () ありません () ----- (イ)へとぶ

↓
あればその面積

		田		畑	
	反	畝	歩	反	畝
1. 災害によつて					
2. 住宅、工鉱業用地、その					
他建物敷地になつて					
3. 用排水路、溜池などにな					
つて					
5. その他によつて					
6. 計					

(ハ) その他昭和25年2月1日以降ノケ年間に分家したり、貸したり、かえしたり、かえしてもらつたり、売却したりなどしてあなたの家の経営田畑面積に増減がありましたか

ありました () ありません () ----- (ニ)へとぶ

↓
あればその面積 { 増
減

		田		畑	
	反	畝	歩	反	畝
増					
減					

(ニ) 昭和25年2月1日以降ノケ年間に田が畑に、畑が田になつたものがありますか

あります () ありません () ----- (イ)へとぶ

↓

田 畑
畝 畝
歩 歩

あればその面積 { 田が畑になつ
たもの
畑が田になつ
たもの }

(5) あなたの家の農機具について

1. あなたの家では昭和25年2月1日以降1ヶ年間に農作業に
電動機、発電機、カルチベーター、畜力用の碎土機、動力並
に入力噴霧機、ダスター、動力耕耘機、脱穀機の何れを使い
ましたか

使いました () 使いませんでした ()

使ったならばその種類と所有関係を答えて下さい。

〔調査員はまず、使った農機具に√印をつけ、次に所有関
係をきく〕

種 類 所有区分		使 っ た 農 機 具 (該当欄に √印をつ ける)	そのうち個 人所有のも の (台 数)	2戸へ5戸 で共有のも の (該当欄に √印をつ ける)	6戸以上の 共同組合 所有のもの (該当欄に √印をつ ける)
電 動 機	1/2 馬力以下	()		()	()
	1 馬力以上 1.5 馬力以下	()		()	()
	2 馬力以上 3 馬力以下	()		()	()
	3 馬力を超え るもの	()		()	()
発 動 機	2.5 馬力以下	()		()	()
	3 馬力以上 5 馬力以下	()		()	()
	5 馬力を超え るもの	()		()	()
カルチベーター		()		()	()

畜力用の碎土機		()		()	()
噴霧機	動力	()		()	()
	人力	()		()	()
ダスター		()		()	()
動力耕種機		()		()	()
脱穀機	動力	()		()	()
	人力	()		()	()

2. 以上の農機具で昭和25年2月1日以降ノケ年間に買ったものがありますか

あります () ありません ()



あればその種類と所有関係を答えて下さい。

種類		所有区分	個人所有のもの (台数を記入)	2戸以上共有 (該当するものに印を付ける)
噴霧機	3/4馬力以下		台	()
	1/2馬力以下			()
	2/3馬力以上			()
	3馬力を超えるもの			()
発動機	2.5馬力以下			()
	3馬力以上			()
	5馬力を超えるもの			()
カルチベーター				()
畜力用の碎土機				()
噴霧機	動力			()
	人力			()
ダスター				()

動力	耕耘機		()
脱穀機	動力		()
	人力		()

総計調査率

出 表 所

調査員氏名

印

農作物さきとり調査票

(イ) あなたの家で現在播いてある麦などについて

(1) あなたの家で現在田や畑に小麦、大麦、ビール麦、裸麦、燕麦、ライ麦をどれだけ播いてありますか

	田	畑			うち 青刈用	
		普通畑	樹園地の同作			
	反	畝	歩	反	畝	歩
小麦						
大麦						
ビール麦						
裸麦						
燕麦						
ライ麦						

七一

② 昨年とくらべて増減がありましたか

	ありません (✓印をつける)	あ り ま す					
		増			減		
小 麦	()	反	畝	歩	反	畝	歩
大 麦	()						
ビール麦	()						
裸 麦	()						
燕 麦	()						
ライ麦	()						

(3) 現在田や畑になたね、そらまめ、えんどうなどを作付してありますか

	田	畑					
		普通畑			樹園地の間作		
な た ね	反 畝 歩	反	畝	歩	反	畝	歩
そ ら ま め							
え ん ど う							
裸 麦							
そ の 他							

(4) 現在作付していない田畑

田	畑
反 畝 歩	反 畝 歩

七二

(イ) あなたの家では田や畑に春樹馬鈴薯をどれだけ植えるつもりですか

	田			畑		
馬鈴薯の	反	畝	歩	反	畝	歩
作付予定地						

(ロ) あなたの家で昨年収穫した農作物について答えて下さい

		収 穫 価 値			収 穫 高		
とうもろこし	麦刈	反	畝	歩			
	米成熟						
	乾燥産実				石	斗	升
あわ							
もろこし							
さひ							
ひえ							
夏そば							
秋そば							
夏だいづ	米成熟						
	乾燥産実				石	斗	升
秋だいづ	米成熟						
	乾燥産実				石	斗	升
畦畔だいづ							
青刈だいづ		反	畝	歩			
夏あづき					石	斗	升
秋あづき							
こさげ							
りんがん	米成熟						
	乾燥産実				石	斗	升
うつかせい							

七一三

農業動態調査の手引・さ

一、昭和二十六年 度 農業動態調査要綱

(一) 根 拠 法 規

この調査は統計法による指定統計として、農業統計調査規則に基づいて行う。

(二) 調 査 の 目 的

この調査は、五年毎に行う農業基本調査の中間年次の補間調査として、農家数・農家人口・土地面積・家畜家禽の頭羽数および主要農機具に関する統計を作成することを目的とする。

(三) 調 査 の 期 日

昭和二十七年二月一日

(四) 調 査 の 種 類 と 範 囲

この調査は、郵送調査と面接調査とから成る。

1、郵送調査は各統計調査事務所（以下、事務所と称する）毎に六、〇〇〇戸宛の標本農家を抽出して行う。但し、札幌、北見、函館および帯広の四事務所における標本農家数は一事務所当り三、〇四〇戸とする。

2、面接調査は、事務所毎に、郵送調査を行った農家の中から八〇〇戸宛の標本農家を抽出して行う。但し、札幌、北見、函館および帯広の四事務所における標本農家数は一事務所当り四〇〇戸とする。

(五) 調 査 事 項

この調査は、農家について次の事項を調査する。

1、郵 送 調 査

(1) 農家の種類（経営農用地面積別）

2、面 接 調 査

- (2) 農家人口（世帯員数、農業従事者数、出生数、死亡数および世帯員移動数）
 - (3) 土地面積（田・樹園地・畑・採草地・放牧地・放牧する山林・宅地・その他の農用地および放牧しない山林の経営面積、田畑の拡張・潰廃面積および田を畑に・畑を田にした面積）
 - (4) 家畜家禽（乳用牛・役肉用牛・馬・めん羊・山羊・豚・鶏およびにわとりの現在頭数）
 - (5) 農機具（噴霧機・動力耕耘機・脱穀機の使用農家数ならびに買入状況）
- 2、面 接 調 査
- (1) 農家の種類（経営農用地面積広狭別、専業兼業別、自作小作別）
 - (2) 農家人口
 - (イ) 世帯員（個人別に、年令、性別、続柄、農業従事の状態、兼業の状態、通学者、分家予定者および出産者）
 - (ロ) 出生数（性別）
 - (ハ) 死亡数（性別、年令別）
 - (ニ) 転入、転出（性別、年令別、理由別、就業の状況別）
 - (3) 農業雇傭
 - (イ) 農業常雇（性別、種類別）
 - (ロ) 農業臨時雇（性別、種類別）
 - (4) 賃作業の状況
 - (イ) 賃 耕（牛馬耕、機械耕別）
 - (ロ) 賃こき（相手別、使用農機具別）
 - (5) 土地面積
 - (イ) 経営面積（所有地・借入地・その他別に、田・樹園地・畑・採草地・放牧地・放牧する山林・

宅地・その他の農用地および放牧しない山林の面積)

(ロ) 山林の利用状況

(イ) 田畑の拡張・灌漑面積および田を畑に・畑を田にした面積(理由別)

(ニ) 田畑および山林の分家・貸借などによる経営面積の移動(田畑山林別、理由別)

(ホ) 貸付土地(田・畑・採草地・放牧地・宅地・山林・およびその他の土地の面積)

(6) 家畜家禽

(イ) 乳用牛・役肉用牛・馬・めん羊・山羊・豚・兎およびにわとりの現在頭羽数(性別、年令別)

(ロ) 乳用牛・役肉用牛・馬・めん羊・山羊・豚の生産、死亡、売買、譲渡、依託、受託の頭数

(7) 農機具

(イ) 動力耕耘機・噴霧機・脱穀機・電動機・石油発動機・畜力用の碎土機・カルチベーター・ダスターの使用農家数ならびに所有関係

(ロ) 前項の農機具の買入状況

(8) 飼料および肥料

(イ) 飼料購入状況

(ロ) 肥料購入状況

(六) 調査方法

1. 郵送調査

(1) 一九五〇年世界農業センサス農業事業体名簿(写)の訂正

事務所長は、昭和二十五年年度農業動態調査の際に訂正した「一九五〇年世界農業センサス農業事業体名簿(写)」を各事務所出張所長(以下出張所長と称する)に、その出張所長が所管する市区町村分だけ送付する。

出張所長は、この名簿（写）を、市区町村役場などの資料に基いて、その名簿（写）の訂正以後の農家の異動を加除訂正する。

この場合出張所長は市区町村毎に異動による理由別増減農家数を(3)において述べる調査区リストと共に提出するものとする。

(2) 地域区分および階層わけ

(イ) 事務所長は管内の市区町村をその市区町村の総面積に對する耕地面積、山林面積の割合の多少などにより平坦部、山岡部、中岡部又は都市周辺などほゞ三―四の地域に区分して、それを出張所長に通知する。

(ロ) 出張所長は、管下の市区町村に含まれる農業センサス調査区（一九五〇年世界農業センサスの際に設定された調査区。以下調査区と称する）を、田作・畑作の割合により昭和二十六年夏作調査要綱・面積調査のききとり調査における調査区の性格階層による階層分けに昭応して、田・畑および田畑混交の階層に分ける。

(ハ) 但し、事務所長は管内の事情により上記の区分の一部を簡略にすることができると。

(3) 調査区リストの作成

(イ) 出張所長は、前項の地域別、階層別に別紙様式一の調査区リストを作成して事務所長に提出する。

(ロ) 調査区リストには、市区町村名、調査区番号、農家戸数および次に定める調査区のウエイトを記入する。次に農家戸数および調査区ウエイトの合計を算出して記入する。

調査区に附するウエイトは次の通りとする。

農家数

9月までの調査区

ウエイト

10月より19月

2

農家数

20戸以上29戸

3

〃

30戸以上39戸

4

〃

40戸以上49戸

5

〃

50戸以上59戸

6

〃

60戸以上の調査区

7

(4)

標本調査区数および標本農家数

この調査において抽出すべき標本調査区数および標本農家数は次の通りとする。

		標本調査区		調査区		農家数	
		数	戸	数	戸	数	戸
A	農家数	100,000戸未満の事務所	375	16	6,000		
B	農家数	100,000戸以上の事務所	500	12	6,000		
C	農家数	150,000戸以上の事務所	750	8	6,000		
D	農家数	150,000戸以上の事務所	190	16	3,040		

(5)

標本調査区数の配分

事務所長は、前項の標本調査区数を、地域別、階層別に、それぞれに属する農家戸数に比例して

配分する。

(6)

標本調査区の抽出

- (イ) 事務所長は、前項で配分した数だけの標本調査区を、地域別、階層別に任意系統抽出する。
- (ロ) 事務所長は抽出した標本調査区名を出張所長に通知する。

(7) 標本農家の抽出

出張所長は、事務所長から通知された標本調査区の中から(4)で定められた数だけの農家を任意抽出する。但し、標本調査区内の農家数が、その数に達しない場合は、調査区リスト上の隣接の調査区を合併して抽出する。

(8) 調査票の配布および蒐集

事務所長は、出張所長にその担当する標本農家数に応じた枚数の郵送調査票を送付する。

出張所長は、送付された郵送調査票に、標本農家の市区町村名、抽出調査区番号および抽出農家番号を記入し、作物調査員を通じて該当農家に配布する。

(9) 調査票の提出督促

出張所長は、事務所長の定める期限までに調査票を提出しなかつた農家に対しては今一度、調査票を配布し、それに記入の上提出を求める。

(10) 調査票の提出

出張所長は、農家より提出された調査票を審査の上、経営農用地面積広狭別符号を記入し、事務所長の定める期限までに事務所長に提出する。

2、面接調査

(1) 標本調査区の抽出

事務所長は郵送調査の標本調査区の中から二〇〇調査区（札幌、北見、函館および帯広の四事務所においては、おのおの一〇〇調査区）を任意系統抽出し、抽出された調査区名を出張所長に通知する。

(2) 標本農家の抽出

(七)

集計事項および集計方法

1. 第一次集計

(1) 集計項目

郵送調査における全項目

(2) 集計方法

事務所長は、出張所長から提出された郵送調査票および面接調査票を審査し、地域別、階層別に次の通りに分類する。

郵送調査票

A_1 A_2

面接調査を行つた農家

面接調査を行わなかつた農家

面接調査票

B_1 B_2

郵送調査票を提出した農家

郵送調査票を提出しなかつた農家

iii

推計

(1) 集計した各項目について次の推計式によつて推計する。

$$X = \sum \left((X_i + X'_i) \frac{Z_i}{X_i} + Z'_i \frac{Z'_i}{X'_i} \right) \cdot \frac{N_i}{n_i}$$

五

三、

この場合、郵送調査票の事務所計において、集計した各経営農用地面積広別別農家数の合

計農家数に占める比率が、昭和二十五年度農業動態調査の経営農用地面積広別農家数割合と異なるときは次の式によつて修正値を求める。

すなわち

$$\frac{m'_{ij}}{m_j} + \frac{M'_{ij}}{M_j} \text{ の 場 合 は } Y = \sum \left(\frac{x_{ij}}{m_{ij}} \cdot \frac{M'_{ij}}{M_j} \right) \cdot N$$

を以て修正値とする。

但し Y = 或る項目の修正値

$$x_{ij} = (X_{ij} + X'_{ij}) \cdot \frac{N_{ij}}{X_j} = j \text{ 規模の経営農用地面積広別(郵送調査の結果を}$$

或る項目の値(郵送調査の結果を面積調査の結果で修正したもの)

m'_{ij} = 郵送調査の j 規模の集計農家数

$m_j = \sum m'_{ij}$ = 郵送調査の集計農家総数

M'_{ij} = j 規模の昭和 25 年度農業動態調査の農家数

$M_j = \sum M'_{ij}$ = 昭和 25 年度農業動態調査の総農家数

N = 総農家数

(4) 結果表の作成

事務所長は次の二種類の結果表を作成する。

- (イ) 推計を行った項目については、(3)(ロ)(i)による推計値、(3)(ロ)(ii)による修正値、その他参考資料に基づく事務所長の意見を記入した結果表

(ロ) 経営農用地面積広別については、郵送調査、面接調査の何れも単純に積上げた事務所計の結果表

2. 第二集計

(1) 集計項目

面接調査のうち、第一次集計で集計した以外の項目

(2) 集計方法

面接調査票を、専業兼業別に分類して、経営農用地面積広狭別に中間集計表を用いて集計する。

(3) 結果表の作成

専業兼業別、経営農用地面積広狭別に作成する。

(ハ)

調査票、中間集計表、結果表の提出

事務所長は、次に定める期限までに調査票、中間集計表、結果表を農林大臣に提出する。

(1) 第一次集計結果表

昭和二十七年三月二十五日

(2) 第二次集計結果表

昭和二十七年四月二十日

(3) 郵送調査票、面接調査票、中間集計表

昭和二十七年八月三十一日

(九)

結果の公表

農林省は事務所長の提出した結果表を審査し、全国集計を行い、第一次集計の結果については、昭和二十七年四月三十日までに、第二次集計の結果については同年六月三十日までに公表する。

(十)

関係書類の保存期間

農林大臣は事務所長より提出された農業動態調査の郵送調査票および面接調査票を共に五年間保存する。

(十一)

統計従事者

農業動態調査の事務には統計法第十條第一項及び第二項に定める者以外の者も従事とせる。

(十二)

統計法第十三條に基き前記(五)の調査事項について実地調査を行うことができる。

調査区リスト

(様式1)

地域

階層

出張所

市区町村名	調査区番号	農家戸数	ウエイト		
合 計					

二、要 綱 について
 今回の農業動態調査は、昨年度に比し著しく変更されているので、要綱だけでは充分説明しつくされていない点や、取扱いについてのより詳細な事柄などについて説明しておこう。

(1) 調査の体系

まず第一に大きく変った点は、調査の体系において、郵送調査を採用し、面接調査を補充的に用いることとした点である。将来経費労力をなるべく節減して調査の効果を上げて行くためには、郵送調査を採用して行く必要が痛感されるのであるが、未だそのための充分な準備がなれていないので、今回の調査に於ては、郵送調査を採用しながら、過渡期としては止むを得ざる種々の手段を講ぜざるを得なかった。このために郵送調査と云いながら、実質はそうでもないものになっていることは否定できない。すなわち調査票を郵便で配布蒐集することにして回収率を高める工夫をしている。従来の申告調査に似た方法を取りながら、必ずしもそれと同じからず、一〇〇%の提出を求めない点、奇巧で取扱いにくいかも知れないが、将来は郵送に変るといつ前提で取扱つていただきたい。このような思想から、無回答を当然予想し、無回答のものには、今回は一度だけ追加的に調査票の配布、蒐集をやることとした。いつこのことをするかといえば、ほぼ二月五日と十三日の間で、事務所長がその地方の事情に応じて定めた期日までに調査票の歸つて来なかつたものに対して、追加の調査票を配布するのである。それから郵送調査である為に止むを得ない不正確さ及び無回答の存在から生ずる推計値に於ける偏り、この二点を是正する手段としては、面接調査の結果を用いるのではないのが現状である。その為は無回答のものについて面接調査をせざるを得ず、又それは回収率の程度によつて必要の度が異つて来るといふような事情もあつて、調査体系を一層複雑ならしめているのである。

(2) 標本の抽出

農業センサス調査区を用いて副次抽出することになっている。これは国後調査の労力を節約する為で、既述の精度の落ちることは止むを得ない。

1、農業事業体名簿(写)の訂正

調査区の階層別けをする際の都合を考えると農業事業体名簿(写)の調査区番号の処に字名を記入し

ておけば、便利であろうから、農業事業体右簿へ写し訂正の際に調査区の字名を記入しておくと思ふ。又名簿訂正の際に、農家になつたり、農家になつたりしたものゝ理由別に数えておく。

2. 調査区の階層分け

別次抽出による不利を補うために調査区の階層分けをする必要がある。作物調査員を配置してある調査区については、既に面積調査の方で階層分けしてあるので、なるべくこれに近いものにした。このことは夏作予定面積の調査を併せて行うという点から必要であるが、そうする以外に農業センサス調査区を階層分けする材料がないからである。

(イ) 地域区分

まず事務所長は事務所管内を山岡、平坦、中岡といったような二、四の地域に分ける。これは常識的な分け方であり、島崎のような特別な地域は一まとめにして一地域にすべきであろう。この地域区分は少くとも市区町村単位で行うのであつて、同一市区町村が両地域にまたがつてはならないのは勿論、或る地域に囲まれて、他の地域に属する一、二の市区町村が存在するというようなことをしてはいけない。つまりその程度の大きな地域区分で差支えないのであつて、客観的なデータによる必要はなく、常識的な区分で充分である。

(ロ) 調査区の階層分け

次に出張所長は農業センサス調査区を作物調査の調査区に準じて田・畑・田畑混交の三つの性格階層に分ける。前者と後者では範囲

I 地域		II 階層		A 出張所	
市町村名	調査区番号	農家数	ウェイト	ウェイトの累計	
A 村	3	22	3	3	
〃	4	23	3	6	
〃	6	15	2	8	
〃	7	31	4	12	
B 村	2	25	3	15	
〃	5	32	4	19	
〃	6	37	4	23	
計		185	23		

七二七

が必ずしも一致しない場合が多いかも知れないが、適宜両者をつき合せて考えるならば、この階層分けは容易になれると思う。水田率を改めて計算する必要もなければ、計算のための資料もない。

3. 郵送調査の標本調査区の抽出

地域別、階層別に標本調査区数を割り当てたら、それだけの数の標本調査区を次のようにして抽出する。事務所に於いては出張所から提出された調査区リストを地域別、階層別毎にとりまとめ、リストの右方空欄にウエイト累計を作つて行く。その結果は次のようになる。そこから例えば五十調査区抽出するとした場合、二からランダム・スモートしたとすれば抽出の区画は、 $\frac{10}{42}$ 、 $\frac{19}{42}$ の二から、2, 11, 20, 29, ..., 43 が当り、従つて A 村の 3 番、7 番、B 村の 6 番、C 村の 7 番、...、Z 村の 9 番等の調査区が抽出されることとなる。

なお、抽出された調査区の農家数が、そこから抽出すべき標本農家数に満たない場合は、このリストに於て隣りの調査区と合併して一調査

I 地域 II 階層		Z 出張所		
市 区 町 村 名	調査区 番 号	農家数	ウエイト	ウエイト の累計
...	...	...	...	...
Z 村	7	33	4	442
〃	9	45	5	447
〃	10	25	3	450
計		350	42	

I 地域 II 階層		B 出張所		
市 区 町 村 名	調査区 番 号	農家数	ウエイト	ウエイト の累計
C 村	4	23	3	26
〃	7	35	4	30
〃	9	18	2	32
計		230	28	

ナニ

区として取扱えばよい。

4、面接調査の標本農家の抽出

出張所長が面接調査の標本調査区から標本農家を抽出する際に、管内全般の回収率の高低に応じて、郵送調査票を提出した農家から抽出する戸数と、提出しなかつた農家から抽出する戸数とを定める定め方は、大よそ次のような基準によつたらよいと思う。

回収率	抽出する戸数	提出しなかつた農家の戸数
50%未満	1戸	3戸
50% ~ 70%	2戸	2戸
70% ~ 90%	3戸	1戸
90%以上	4戸	0戸

なお、回収率が良くて上記に従つて定めただけの戸数の郵送調査票を提出しなかつた農家が存在しない調査区からは、当然上記の如き農家の抽出はできないから、その場合は、その調査区からは郵送調査票を提出しなかつた農家をとれるだけとり、残りの戸数はリスト上の隣接標本調査区の郵送調査票を提出しなかつた農家からとる。

(註) 事務所全体としては、少くとも有効票の回収率50%以上を確保するようにしていただきたい。なお、いつ現在の回収率で出張所長は以上の決定をしたらよいかという問題があるが、なるべく早く面接調査に出かけないと、農家の記憶にズレを生ずる恐れがあるから、追加的に調査票を配付する頃、従つて二月五日 ~ 十日頃の回収率に多少の増加を見こんで、以上の基準によつて決定したらよいと思う。

以上、標本の抽出について説明を要すると思われる点についてのみ述べた。

集計のやり方

今回の調査の集計は、考え方としては二つの部分から成る。

- (i) 郵送調査の結果を面接調査の結果と補つて事務所毎に（北海道のみは道一本で札幌事務所で行う）推計する部分。

- (ii) 経営農用地面積広狭別に単純につみ上げた結果を一戸平均の形で、事例調査の結果という意味で、従つて推計値としてではなく示す部分。

ところが集計の手つづきから云うと、要綱の通り第一次集計、第二次集計に分けて考えるのが便利である。

1. 第一次集計

- (イ) 集計すべき項目

郵送調査の全調査項目。（郵送調査の農用地面積および農作物（夏作）作付面積予想調査の項は面積調査課に於て集計する。）面接調査からは、それと一致する項目をのみ出して集計する。但し、土地面積（山林面積を除く）の項の推計は面積調査課に於て行う。

- (ロ) 集計の手順

- (i) まず郵送調査票ならびに面接調査票を、地域別、階層別に分け、更に夫々、 A_1 A_2 の部分 B_1 B_2 の部分に分け、次にその中を経営農用地面積広狭別符号により分類する。これだけ細分された各調査票の山が最少の集計単位となるのであつて、集計はこの単位の集計から始める。

- (ii) 中間集計表(一)

この段階の集計は中間集計表(一)を用いて行う。郵送調査票の場合は、調査票から直接積み上げて中間集計表(一)に記入する。この際、或る項目について記入不備の調査票があれば、当該項目の集計に当つては、その調査票を除外する。この調査票を集計から全く除外することはない。な

るべく利用するのである。然し或る種の記入が不備であれば、その項は全部集計しないこととする。なお、経営農用地面積の記入の項が不備で、合計面積がわからず、従つて経営農用地面積広別別符号を記入できない郵送調査票は全項目を無効として除外する。

面接調査票の場合は、可能ならば直接集計し、そうすると誤り易いと思われる場合は、適宜集計用紙を作製して転記集計し、その結果を中間集計表(一)に記入する。以上の調査票からの集計が終つたら各中間集計表(一)毎に広別別の数字を合計したものを算出する。

(iii) 計 算 表 (一)

以上の合計の数字を項目毎に計算表に転記し、表の示す様式に従つて計算して行けば、該項目の推計値が得られる。面接調査の土地面積(山林面積を除く)についての中間集計表(一)の合計数字を面積調査課に通知する。

(iv) 農用地面積広別結果の積み上げ

中間集計表(一)の農用地面積広別別の数字を全階層全地域にわたつて積み上げを行う。その結果は中間集計表(一)の様式にそのまま記入できる。即ち事務所一本の農用地面積広別結果が算出されるわけである。勿論、郵送調査、面接調査双方についてこの積み上げを行うのである。

(v) 計 算 表 (二)

$\frac{m_i}{n_i} + \frac{m_j}{n_j}$ の場合、両者の差が著しくて、推計値に偏りがあると判断された場合は、(多少の差はあつても、推計値にひびかない場合が多い)前項の積み上げの結果を利用してまず計算表(一)を用いて $\frac{m_i}{n_i}$ を求め、更に計算表(二)を用いてその様式に従つて修正値の計算を行う。

(註) $\frac{m_i}{n_i}$ と $\frac{m_j}{n_j}$ の差がどの位であつたら、この修正計算を行うべきかは、各事務所毎に又各項目毎に異なるから一概には云えないが、修正の結果が推計値と5%以下の差しか生じない場合は修正計算を行う迄もないであろう。そこで、第一次集計の各項目について、昨年の農業動

鑑調査の農用地面積広狭別平均値に $\frac{m^2}{\text{戸}}$ をウェイトとして平均しなおして見て平均値に5%の変化を生ずるか否かを検討すれば、修正計算を行うべきかどうかを判断する材料になる。

例えば、農用地面積広狭別一戸平均世帯員数が次の如くであつたとする。
 $\frac{m^2}{\text{戸}}$ をウェイトとして平均しなおした場合、平均5.940人となるから、
 $\frac{5940 \times 5.236}{5.236} = 5.940$ 人の誤差を生ずる。この誤差は $\frac{5.940 - 5.236}{5.236} = 0.14/4$ の誤差を生ずる。この誤差は $\frac{0.14}{4} = 0.035$ の誤差を生ずる。

	(1) $\frac{m^2}{\text{戸}}$	(2) 一戸平均 世帯員数	(3) $\frac{m^2}{\text{戸}}$	(2) × (3)
3反未満	15%	4.1人	5%	(0.205)
3反~5反	25	4.5	10	(0.450)
5反~1町	30	5.2	20	(1.040)
1町~1.5町	10	5.6	20	(1.120)
1.5町~2町	10	6.5	20	(1.300)
2町~3町	5	7.1	10	(0.710)
3町~5町	3	7.5	10	(0.750)
5町以上	2	7.3	5	(0.365)
平均		5.236人		5.940人

(昭和25年度の農業動態調査の結果)(平均しなおした値)

(ハ) 結果表の作成

- (i) 前項(iii)の推計値及び(v)の修正値と事務所長の意見を記入した結果表(A)を作成する。なお、この結果表の最初に、農業事業体名簿(号)から集計した理由別増加減少農家数を記入する。
- (ii) 前項(iv)の読み上げを行つた結果を結果表(B)に記入する。

2、第二次集計

(4) 集計すべき項目

面接調査の調査項目の中第一次集計で集計しなかつた残りの項目をすべて集計する。

(5) 集計のやり方

(i) 第一次集計で分類した面接調査票を専業農業別、経営農用地面積広狭別に分類しなおす。この分類がこの度の集計の単位となる。

(ii) 調査票から中国集計表(二)に転記する。中国集計表(二)は専業農業別、経営農用地面積広狭別毎に集計する。

(iii) 右の結果を結果表(シ)に記入する。

(4)

昭和二十六年度農業動態調査および昭和二十七年産農作物付面積調査に関する郵送、面接面調査の統計調査事務所における統計課と面積調査課の事務分担について

この調査の取扱については、昭和二十六年度農業動態調査要綱および昭和二十七年産冬作物付面積調査要綱のとおりであるが念のため

(1) 同一期日に調査を実施すること

(2) 同一農家について調査を実施するので、特に郵送調査票については夏作物(夏作)作付面積予想調査が、農業動態調査の郵送調査票と同一調査票で調査せられること

(3) 特に出張所においては、同一職員が、同一日時に、同一農家に対して調査にあたること

などの状況を考慮して事務所においてはこの調査の実施にあつては、統計課および面積調査課が合同して、出張所長会議などを開催して出張所を指導する一面、次の表により両課の事務分担を明確にして、調査が円滑に実施できるように特に努力せられたい。

事 項 名	統計課で担当 する事務	面積調査課で担当 する事務
農業事業体名簿(写)の 訂正	出張所を指導する	
地 域 区 分	面積調査課と合議の上実施する	統計課に協力する
階 層 分 け	面積調査課と合議の上出張所を指導する	統計課に協力する
調査区リストの作成	出張所を指導する	
調査区リストの受理	出張所より受理する	
標本調査区数の配分および抽出	実施する	
標本農家の抽出	出張所を指導する	
郵送調査票の配分蒐集 及び提出督励	出張所を指導する	
出張所を指導する調査 項目	農業動態調査について (1) 郵送調査票のうちの農家人口、家畜、にわとり、農機具および土地面積(従つて農作物(夏作)作付面積予想調査は面積調査課で指導する) (2) 面接調査票の全項目	(1) 農業動態調査の郵送調査票のうちの農作物(夏作)作付面積予想調査(従つて農家人口、家畜、にわとり、農機具および土地面積は統計課で指導する) (2) 農作物面接調査の全項目
農業事業体名簿(写)の 受理	出張所より受理する	
調 査 票 の 受 理	農業動態調査に関し、郵送調査票および面接調査票とも出張所より受理する	農作物面接調査票のみ出張所より受理する
調 査 票 の 審 査	農業動態調査の郵送調査票より農作物(夏作)作付面積予想調査を除いた全項目および面接調査票の全項目(従つて郵送調査票の農作物(夏作)作付面積予想調査は面積調査課で審査する)	農業動態調査の郵送調査票のうち農作物(夏作)作付面積予想調査および農作物面接調査票の全項目
調査票の地域別階層別、 経営農用地面積 の狭別分類	農業動態調査の郵送調査票、面接調査票とも実施する	農作物面接調査票のみ実施する

七三編

事 項 名	項 目	統計課で担当 する事務	面積調査課で担 当する事務
農業動態調査の 第一次の集計お よび推計	(1) 郵送調査票		
	農 家 人 口	集計および推計	
	家 畜、にわとり	集計および推計	
	農 機 具	集計および推計	
	経営土地面積		
	農 用 地		集計および推計
	放牧しない山林	集計および推計	
	耕地増減面積		
	拡張潰廃面積		集計および推計
	田を畑に・畑を 田にした面積		集計および推計
	農作物(夏作)作 付面積予想調査		集計および推計
	(2) 面接調査票		
	農 家 人 口	集 計	
	経営土地面積		
	農 用 地	集 計	統計課で集計した 結果を推計の資料 とする
農業動態調査の 第二次の集計 農作物面接調査 の集計および推 計	放牧しない山林	集 計	
	拡張潰廃面積	集 計	統計課で集計した 結果を推計の資料 とする
	田を畑に・畑を田 にした面積	集 計	統計課で集計した 結果を推計の資料 とする
	家 畜、にわとり		
	現在頭羽数	集 計	
	農 機 具	集 計	
	面接調査票のうち 第一次で集計した 以外の項目	集 計	
結果表の作成および調査票、中間集 計表、結果表の提出		農業動態調査に関 するものは全部	農作物(夏作)作 付面積予想調査お よび農作物面接調 査に関するものは 全部

出の夏
授(予)應
作物積動
農作面積
作付農家
は農郡一
の同郵一
統か計
とあて統
てし極
同 上

農業動態調査に
関するものは全部

結果の公表

従つて集計および推計にあつてはこの調査の結果表の提出期限が農業動態調査の第一次は三月二十五日まで、農作物(夏作)作付面積予想調査、農作物面接調査も同じく三月二十五日までそれぞれ本省必着となつてゐるので、この提出期限を厳守できるように、適切な措置を講じられたい。従つて農業動態調査の郵送調査票の取扱については調査票を函課で相互に交換するなどして速かに、集計および推計するように可能な限り函課の業務が円滑に遂行できるようにして、調査に支障のないようにせられたい。

三、面接調査票について

(はじめに)

各種の面接調査がこれまでに幾度か行われ、来々わけであるから、ここに繰返し面接調査について述べることはしないが、この調査に於ても、その度になされた注意を思い起して、面接調査の特色を充分發揮していただきたい。又この調査に於ける面接調査の内容についても、過半は昨年度の農業動態調査と全く同じであり、従つて各調査事項の定義や取扱いの約束も二十五年年度の農業動態調査および一九五〇年世界農業センサスのそれが踏襲されるのであるから、この手引までには新しい調査項目や、取扱いについて多少変つた点についてだけ説明することとする。

(1) 農家人口

農家人口については昨年度動態を中心に調査し、充分成果を上げたので、この点は昨年のままの調査を踏襲することとした。然し、それと共にふだんいる世帯員の状態、特にその就業状態や、二、三男の状態については、最近とみに関心が

高よりつつあり、かつセンサスに於ては充分とり上げられなかつた点もあるので、この調査に於て取上げて見ることにした。

1、ふだんいる世帯員

(1) なまえ、年令、性別、世帯主との続柄

これらの項目は以下の項目を聞くための予備的な質問事項であり、特に説明すべき点もないが、年令は常に満年令でめるが、満年令の間を方と新しく出て来た項目である「続柄」に關することだけ述べておこう。回答者が満年令を云うことに馴れていなかったら、むしろ数え年を聞き、今年誕生日を過ぎているか否かをただし、若し過ぎていなければ数え年から二才を、過ぎていれば一才を減じて満年令とするのがよいと思う。なお生れた年月日を聞いて巻末に附した「満年令早見表」を利用してもよい。続柄は世帯主との關係によつて記入する。この場合、各世帯員の世帯主に対する關係が統一的に示されることが肝要であつて、戸籍上の關係や云いならわしにこだわる必要はない従つて、祖父母、父母、伯叔父母、一、二、三、男、一、二、三、女、その妻又は夫、孫などの文字を適當に記入する。要は過去一年間に子を生んだ母親、その家の農業をつぐ人の判断の材料となればよいのである。

(ロ) 就業状態

農業及び兼業の就業の程度・種類はセンサスの場合の概念をそのまま用いる。たゞ兼業の中で産業を自営するものについて、経営主と家族従業者とわけとることにした点のみが異なる。だから総べての兼業の種類はこの七種に該当するものと解釈してよからう。それから今回新しく取り上げたのは、農業及び兼業の就業程度を更に従事日数を段階的にとることによつて調査しようとしている点である。センサスに於ける就業状態の調査は、むしろどんな種類の仕事についているかに中心点があり、農業従事の程度についても全く負的な規定で調査され、量的な概念は少しも用いられな

つた。そのようにした理由は、従事の程度を量的にとらえることが調査技術上困難であるし、しかも我が国の農家の労働力の実態から云えば質的なとらえ方にこそ意味があると考えたからである。然し最近潜在失業の問題などから他の統計調査に於て、従事の程度を量的にとらえることが行われているし、今回の調査は、調査戸数も少い上に、職員の面接調査の経験もつんで来たと思われるので、敢えて従事日数を階層別にとらえることにしたのである。勿論過去一年間の従事日数を正確に聞き出すことは殆んど不可能である。けれども年間の農業従事日数が二〇〇日以上であるか、一五〇日、二〇〇日程度であるかは、回答者の記憶をたどって行けば、或る程度明らかになるのではないかと思う。例えば、農繁期、農閑期に分けて、各月について働けなかつた又は休んだ日とか、野良に出た日とかを思い出すとかなすることによつて。処で問題は少時間づつ何日も農業に従事したような場合である。このような場合には、平均一日何時間従事したか大よその処を聞いて、一〇時間を一日として換算する。一〇時間——一日としたのは、簿記調査に於ける一日平均の従事時間数が大よそ一〇時間に近いからである。農繁期には一日一〇時間以上従事する場合が多いが、その場合何時間働いても一日は一日とする。つまり、従事時間数が半日にならないような場合、しかもそういう日が多かつた場合にだけ以上のような換算をするわけである。

なお、自家の農業の指図をする人については従事日数をとることは一層困難であり意味も少いと思われるが、一応農業に關係した日数をおおよそのところとすることとしたい。つまり、農業のことに口出しし、時間を費した日数を思い出して貰うこと、逆に云えば何等自家の農業に關し時間を費さなかつた日数を思い出して貰うこと以外に方法はないであろう。

郵送調査に於ける農業従事者数は「ふだんあなたの家の農業をする人」としてとることとしたので、それに対応するのは、ここでは農業従事の程度が11、12、13のものの合計である。

兼業については、二種以上の兼業に従事した場合も多いであろうが、主として従事したもの（投

下労働量を基準としてゝをとることとした。但し、兼業従事日数は主たる兼業の従事日数と、その外の兼業の従事日数（それが二つ以上の場合には合計日数）の二つについて符号を記入する。兼業従事日数についても、少時間づつ何日か従事したのであれば、やはり十時間を一日として換算することに便宜上決めておく。

(ハ) 二、三男の問題

所謂農家の二、三男問題は、その家の農業に将来収容しきれない青年男子の問題であると解することゝできよう。それに該当するのが、多くの場合二、三男であるためにこの名称が生れたものと思われる。ここでは問題を次のごとく解して、十六才より三〇才の男子の中、世帯主及びその家の農業の将来の経営主たるべきもの、又は分家して新たに農業経営主たり得べきものを除いた者をもつて、所謂「二、三男」に相当するものと見做すこととした。従つて世帯主との続柄が何であろうと差支えない。なおその家の農業をつぐ者と云うのは、少くとも将来農業を主として生計を立てて行くことが予想される場合に限るのであつて、第二種兼業農家や零細農家については、こゝではむしろその家の農業をつぐ者はないと見る方が正しいであらう。従つてこの点の判断は、世帯主の自家の農業経営の将来についての意図に従つてなすべきである。又分家の意味も、ここでは耕地を分け、てやつて農家として独立させるものに限定するのが、以上の考え方からすれば当然であらう。

最後に通学しているものについて聞いておき、前項に於て既に就業状態について聞いてあるのと併せて集計すれば、将来何等かの対策を必要とする二、三男の実態が明らかにされる筈である。

(ニ) 農家の婦人の出産力

最後に世帯員の中に乳児（〇才のもの）があれば、その母親に✓印をつける。これは、農家人口の出産力を調査する目的のものであつて、それには妊孕年令にある農家婦女子の何%がこの一年間に子を産んだかを算出する必要があるからである。我が国の人口が将来どこまでふえるかは、主と

して農家の婦人の出産力の推移に依存すると考えられ、しかもそれはこの調査に於て始めて全国的な拡がりをもつてとらえられるのである。但し、この一年間に子供を生んでも、死亡してしまつていたり、よそにやつてしまつたりしたら、世帯員の処に現われないから、次の動態の項を聞いた後で、そのような場合には、この欄にもどつてその母親のところに✓印をつけるのである。その外に母親が死亡又は転出してしまつた場合も、この項目について脱漏を生ずるが、重大な影響はないものとして、無視することとした。

2、農家人口の動態について

この項目は昨年と交らない。二、三注意すべき点について述べると、まず出生については、過去一年間の出生数を聞き、ふだんいる世帯員の中の乳児の数と対照して脱落がないかどうかを確かめる。死産については、特にそれだけ取り出して集計するのではなければ意味がないので、昨年と異り今回は死産を出生、死亡何れにもあげないこととした。それから死亡したものの生前の仕事について多くの止めることとした。これもあまり意味がないからである。最後に転入、転出の理由別の分け方を昨年の経験に鑑み変更した。昨年の分け方の方が論理的ではあるけれども、調査の結果がうまく出なかつたからである。

(2) 農業雇傭労働力

農業雇傭労働力については、昨年のように常雇の動態をきくことをやめ、その代り日雇、季節雇の雇入れ日数を聞くこととした。常雇の動態は余りにも事例が少いからやめたのである。農業常雇は一般に年ぎめで雇うものを云うけれども、ここで年ぎめと云うのは、雪国の場合など春から秋までの雇入れでも、野良に於ける作業についての一年、即ち農業年度と云うようなものを考えて年ぎめの常雇と解釈することはセンサンの場合と同じである。それから、二戸或は三戸で一人の人を雇う場合もあるが、この場合は便宜上主として雇う農家に於てのみ計上することとする。日雇、季節雇は月別に雇入れ延人員を

とることになつてゐるが、これはその方がききとりやすいと考えたからで、実際ききとりに際しては月別、作業別に聞いて行つた方が正確に調査できるであらう。

(3) 賃作業（賃耕、賃こき）

センサスの結果によれば、賃耕、賃こきがかなりの程度行われており、農家にとつては、臨時的な雇傭労働力に劣らざる重要性をもつてゐると思われ、今回の調査に取り上げて見ることにした。賃耕と云うのは請負による耕耘作業であつて、労働力のみ雇入れる場合と明確に区別されなければならぬが、それを区別する基準は主要労働手段たる牛馬又は動力耕耘機を持つて作業に来るかどうかと云う点であり、それを持つて来る場合は賃耕に、持つて来ない場合は雇入れ労働力に計上する。（賃作業について同様の考え方をすることでは牛馬耕・機械耕別と夏作・冬作別に賃耕して貰つた面積を記入する。畝未満は十四捨十五入する。夏作・冬作の別は、夏作のためにして貰つたか、冬作のためにして貰つたかにより区別する。従つて昨秋して貰つたものでも今年の夏作の準備のためであれば、夏作の欄に記入することとなる。又面積は実面積をとるのであつて、耕起だけして貰つた場合でも、耕起・代かきを通じてしてもらつた場合でも同じになる。処で、畑の場合には、三毛作、四毛作することが珍しくなく、従つて夏作のために賃耕して貰うのが一面に限らない場合がある。即ち一作毎に賃耕して貰う場合があり、このような場合はその度に面積を計上せざるを得ない。だから、ここに計上される面積は賃耕して貰うことにより可能となつた作付面積と解することができよう。

賃こきは相手別・機械別を稲・麦・雑穀の別と組合せて、してもらつた分の收穫面積を見つもつて記入する。相手別は、親戚・知人・近所のものなど個人的な場合と、賃こきの業者の場合と、協同組合などの場合とその他とに分ける。相手別に計上された面積の合計と、機械別に計上された面積の合計と一致することは云うまでもない。

(4) 土地面積

1、経営面積

センサスの基本調査と全く同じである。所有関係をきくのは自小作別の分類をするためと、センサス以後の所有関係の変化を知りたいためである。

従つて調査項目についての説明は、センサス基本調査の手引きを見なおしていただくこととし、特に注意すべき点を若干くりかえしておこう。第一に土地の種類別で採草地・放牧地と山林を混乱しないようにしていただきたい。採草する処になつていても、立木が全面積の三〇%以上生えている処は山林とする。また、放牧地は少くとも或る季節の間放牧して厩舎につれ戻すことをしないで充分飼ひ得るものでなければならぬので、従つて相当の面積がまとまらなければ放牧地となり得ないことに注意していただきたい。特に放牧する山林は北海道及び東北の一部にしか見られないものである。それから採草地や薪炭採取を目的とする山林には、入会つてゐるものも共有のものもかなりあるが、その場合、割地されていて持分がきまつてゐる場合に限り経営面積として計上されると云う原則を忘れないでいただきたい。

2、山林の利用状況

農家の経営する林野については、昨年「林野利用状況調査」に於て、詳細な調査が行われたが、農業経営に関連のある山林の問題は、今後農政上の重要問題となると思われるので、この調査に於ても山林の利用について少し許りであるがきくこととしたのである。

要するに農業にとつての山林の問題は、農業経営や農家の生活に必要な採草・落葉かき・薪炭採取をするための山林、すなわちいわゆる農用林が農家によりの程度利用されているかと云うこと、およびその反面として農家が立木販売を主目的としたいわゆる経済林をどの程度兼営しているかということであろう。勿論そう云つたことを簡単な質問でとらえ得るわけではないので、ここでは簡明に山林（放牧するものも、しないものも含めて）を経営している農家に、それが農用林のみであるか、経済

林を含むものであるかをきき、更に採草・薪炭採取のために他の人に利用させているかどうかをきき、最後に全農家について、他の家の山林を採草・薪炭採取のために利用させてもらっているかどうかを聞くに止めた。そう云った四つの項目について件数を数えるだけでも、各項目を組合せた結果を出すならば、かなり興味深い統計が得られることと思う。なお、同一農家で自家の山林を採草・薪炭採取用として他人に利用させる一方、他家の山林をそう云う目的に利用させて貰っている場合のあり得ること、すなわち、3の「とらせている」4の「とらせてもらっている」の双方に✓印がついても差支えないことは云うまでもない。

3、田畑の拡張・潰廃および田畑変換

昨年と全く同じである

4、耕地および山林の経営面積の移動

今回は経営土地の移動を耕地に止らず、山林をも含めて更にそれを理由別にきくこととした。昨年来、耕地および山林の移動が相当目立ってきているので、この項目をより詳細にしたのである。理由別のうち売買賃借などは、農地委員会に届出ても届出なくてもその事例があれば、その事例によつて計上する以外は特に説明を要しないと思う。

ところで、耕地についてはこのように経営面積の移動を詳細に調査することにした結果、それを耕地の拡張・潰廃および転換面積と混乱しないようにしていただきたい。建物敷地になつてつぶされる場合、他に売られた後つぶされると云う場合が多いであろうが、それはここによつてはいけないのであつて、潰廃面積に上げなければならぬ。つまり、地目の変化した場合を拡張・潰廃にまず上げて置き、田・畑の形が変わらずに経営者のみ変る場合をここに計上するのが原則である。だから、耕地の交換分合はここに計上されるが、耕地整理の結果生じた耕地面積の増減は拡張・潰廃の方に上るわけである。

5、貸付土地面積

今回の調査にこの項目を加えたのは、センサス以後の土地所有関係の変化を知るためであり、土地の分類もセンサスの基本調査と全く同じである。

家畜・家禽

(5) この項も昨年の調査と大した変化はない。

1、現在飼養頭羽類

牛馬の年令階層に於いて、更新年令階層を区別した以外に変化はない。

馬喰を兼業する農家の場合、現在飼養頭数の中で、明に売買の中間の過程として飼われていることの明瞭なものは、ここで云う現在飼養頭数に含めるべきではないであろう。

2、家畜の動態

昨年の調査に於てこの項はかなり脱落があつたと思われるので、この点について多少工夫をこらしたが、本質的な変化はない。即ち、先づ昨年二月一日現在飼つてゐる頭数を置いて置き、前項の現在頭数と比較して、整理表に一応その増減数を出す。次に動態をまいて行つて、頭数の増減差引きの結果、結局増加したか減少したかを見る。そして前の増減数と比較対照して、動態に脱漏がないようクエックする材料とするのである。勿論両者が必ず一致するとは限らない。例えば生産、死亡頭数は飼養家畜についてきくのであり、売買は所有頭数についてきくのであるから、調査農家が自分の処で飼つてゐた牛が一頭死亡し、他にあづけてあつた牛を一頭売却したような場合、動態の方では牛二頭の減少となつて現われるが、今年二月一日現在飼養頭数と昨年二月一日現在の飼養頭数との比較では牛一頭の減少であり、両者は一致しないのである。然し、一致しない場合は何故一致しないかの理由を追及しその理由を欄外に附記しておくようにすれば、調査の正確を期する上に大変助けになると思う。なお、家畜の動態について年令階層別にきくことは、今回は中止した。そこまで細かくきいても、

農 機 具
今回のように調査農家数が少ない場合は、結果を利用しにくいからである。

この項目も昨年と大した変化はない。

1. 農機具の使用と所有

この項については今回は一貫して戸数を調査することとした。個人所有の台数は、昨年とらえることができたので、今年は結果数字の利用の便宜を考え、そうしたのである。そしてこの考えを生かすために、借入れ、賃作業してもらったものについても戸数を数えることにし、使用農家の夫々何%が如何なる所有関係の農機具を利用したかを明らかにしようとしたわけである。なお共有のものについては、二戸五戸で共有のものも、それ以上の戸数又は部落などの共有のものも区別しないこととした。但し、以下共有又は共同購入と云うとき、当該農家がその農機具の購入に資金を拠出した場合に限定する。(だから協同組合有の場合は共有に含めずその農機具を利用した場合は、借入又は賃作業の欄に計上する。)

調査される農機具の種類は昨年と全く同じで、農業機械化の過程に限定して調査することなく、一般的、普遍的な農機具の使用所有の関係を調査することにしたのであるが、配列を聞きとりにより便利ないように改めたことと、脱穀機の人力用のものを足踏みとして明示し、千歯の混入するのを防ぐこととした点が変わっている。なお、云う返もないことであるが、原動機の使用と動力作業機の使用とは必ずしも一致しなくとも差支えない。電動機・石油発動機以外のもの(ディーゼルなどの原動機、水力、風力)を使用して動力作業機を動かす場合もあるし、逆に電動機・石油発動機を揚水ポンプなどに使う場合もあるからである。

2. 購入農機具

この方は今回も個人の場合は、台数を共同の場合は戸数をきくこととした。共同の場合を一本にし

たのは前項と同様であるが、この場合は台数ではなく✓印をつける。なお、昨年は使用した農機具について購入台数をきくと云う解釈をとつたため、かなり混乱を生じたので、今回はこの点を改め、購入台数はすべて調査し、そのうち使つた台数と云う項目をつけ加えることとした。調査時期が農閑期であることや供米代金の入る時期であることを考えると、こうした方がより実情に則していると思われるし、又混乱を防ぐ上にも役立つであろう。

(7) 飼料・肥料

今回は以上の調査項目の外に、過去一年間の飼料・肥料の購入について調査することとした。農業経営上重要な意味を持つこれらの項目については、従来からその必要が感じられながらこれ迄調査項目にとり入れる余裕がなかつたのである。今回極めて大ざっぱではあるが、はじめてとり上げて見ることにし、かつ今後の動向についてもふれることを試みたのである。(附帯調査の項参照)

1. 飼料

まず飼料については、過去一年間に購入したか否かを聞き購入したものについては、調査票に列挙した九種の飼料に限りその購入量を聞くのである。飼料購入の有無は必ずしも家畜やにとりの飼養の有無と一致する訳ではないが、過去一年間に家畜やにとりを飼つたことのある農家(調査項目「5」から判断される)については、一応飼料を買つたかどうかについて念を押す必要がある。飼料の購入量を聞くのは、農業アウトルックの作業でとり上げている八種のものに、相当一般的に行われている配合飼料を加えた九種に限定したのである。従つて、飼料を「買つた」に✓印がついても、購入量の上つて来ない場合があり得る。なお、魚粉は魚かすに含めて差支えないであろう。

2. 肥料

肥料についての聞き方は、飼料についての聞き方を踏襲しており、従つてあらためて述べることはない。購入数量を聞くのも七種の肥料に限定したが、これも飼料の場合と同様の考え方で、需給の動

向が問題になるような肥料五種類と、かなり一般的に用いられている化成肥料及び配合肥料をとつたわけである。

四、附帯調査票（営農）計画について

今年は附帯調査として農家の営農計画について聞くこととした。従来の我々の調査は主として現在あるもの、或は過去にあつたものについて、従つて客観的な存在たる事実に関するものについてのみ調査してきた。然し面接調査の特色は、回答者の意図している処、回答者の主観的な判断をも調査し得る処にある。客観的な事実の調査に於ては回答者の主観的な判断をできるだけ排除しなければならないからと云つて、回答者が意図していること、計画していることについての調査迄も回答者の主観的判斷に依存する調査なるが故に排除されなければならないという理由にはならない。例えば農家の専業兼業別の調査は回答者がどう考えているかによつてではなく、世帯員中に自家農業以外の収入を伴う仕事についている者があるか否かと、自家農業と兼業と何れに世帯全体としてより多くの労働を注ぎこんでいるか否かとかいうことにより、厳密に調査されなければならないが、回答者の主観に依存する麦の作付予定面積の調査の如き調査を断念しなければならない理由も、又その調査結果が価値少いものだという理由も存在しないのである。むしろ将来の政策に役立つという観点からは、このような調査こそ必要であり、そしてこのような調査は面接調査に於いてのみよくなし得るのである。統計調査部に於いて取り上げている農業アウトワークの如き仕事は、かかる調査を前提としてのみ可能であると云つて差支えあるまい。

このような意味で、今回の調査項目に農家の昭和二十七年営農計画をとり入れて見た。調査の領域をこのような範囲にまで広げてくると、調査したい項目はおびただしく存在するが、最初の試みで経験に乏しいので、ごく簡単な調査に止めた。将来は如何なる農家が如何なる方向に自己の農業経営を展開しようと思つてゐるかを詳細に調査するようにしたいと思つてゐる。

ところで、農家の意図・計画の調査であつても、何等かの基準根拠に基づいた、従つて何等かの客観性をもつた意図・計画でなければ、調査としては意義が少いであろう。この点にこの種の調査の困難さがある。今回の管農計画の調査に於いても、予定とか計画とかと云うのは、すべて単なる希望のことではない。こうするつもりであると云うのは、この場合既に決意されていることであり、或る程度どのようにして土地を手に入れるか、家畜を購入するかなどについては具體的なしきも可能性あるプランを伴つていなくてはならない。勿論可能性といつても蓋然的なものであり、必ず実現されるとは限らないが、調査当時、世間一般の常識に照して見て、従つてかなりの客観性を持つて可能性が認められれば計画としてとり上げて差支えないであろう。この点において、他の如何なる調査にも増して調査員の良識を必要とする

1、農業従事者の増減予定

農家の管農計画は、家族労働力を中心にした労働力の増減の見通しが前提條件をなすと思われる。それでまずその予定をさくのである。学校へ行つてゐる息子が卒業して歸つて来るとか、娘がお嫁に行くとか云うことが予定されている場合はここに計上される。漠然と息子が就転して都会に出たがつてゐるとか、娘を嫁にやりたいと思つてゐる場合などは含まない。既に嫁入先や、就転先が決定してゐる場合は勿論含まれるし、まだ行く先は決つていないが、決る可能性が充分認められる場合も含まれて差支えない。就転を知人に依頼してあり近い将来話が決まりそうであると云う場合とか、常雇として雇入れる人はまだ決つていない、が雇入れる決心であり、それに必要な資金の途もとつてある場合とかはここに計上する。なお、一人ふえ一人へる予定の場合、増減両方に計上するのは動態に於ける取扱いと同様である。以下各項目について同じである。

2、田畑の増減計画

この計画も前項の予定と同じ意味でとつていただきたい。理由別の分類からわかる通り、拡張・潰廃・田畑転換による増減も、移動による増減も含むが、災害による減少は当然予期せざるもので、ここでは

取り得ないことは云うまでもない。

3、家畜の飼養

計画の意味はこの項も全く同じであるが、ここで聞く計画は今迄飼つていなかった家畜を新に飼いはじめ、又は今迄飼つていたのを全然やめる計画であつて、農業経営に於いて或る家畜の部門が加わること、或はなくなることの意味である点注意を要する。規模の拡大縮小もとらえたのであるが、増殖の場合が入つてきて混乱すると困るので、或る家畜について全く新に始める場合、全くやめてしまふ場合に限定したのである。ただし、今まで牛を飼つていたのから馬を飼ふことに変える場合は、馬を入れると牛をやめるとの両方に上つて采ることになる。

4、農機具の購入計画

この項については説明することはない。

5、飼料・肥料の購入計画

先に(7)で聞いた過去一年間の飼料・肥料の購入量を基礎にして、次に購入計画を聞くわけであるが、(7)で聞いたのと同種の飼料・肥料についてののみ、しかも昨年より多く買うか少く買うかと云ふことのみ聞くのであつて、特に説明することもない。

肥料の方で買うつもりであるか否かを聞いていないのは、肥料の場合はむしろ買わない農家の方が例外的であると考えたからである。

6、資金

この項だけは営農計画と少し離れる。この項は農家金融の動向を見るのが目的であり、前年度との変化を知りたいのである。従つて農業手形と、その他の借入金について過去一年間の事実と、これから先一年間の計画とをきく。借入の目的が農業経営のためと否とを問わない。借入計画というのは勿論、借金する決心であり、借りるあてのある場合に限る。なお、農業手形以外の場合には借りる相手の区別をきくのである。

五、換 算 表

1. 満 年 令 早 見 表

満才	生 年	満才	生 年	満才	生 年	満才	生 年
才 0	昭和27年1月 及び昭和26年	才 26	大正14年	才 52	明治32年	才 78	明治6年
1	昭和25年	27	13年	53	31年	79	5年
2	24年	28	12年	54	30年	80	4年
3	23年	29	11年	55	29年	81	3年
4	22年	30	10年	56	28年	82	2年
5	21年	31	9年	57	27年	83	1年
6	20年	32	8年	58	26年	84	慶応3年
7	19年	33	7年	59	25年	85	2年
8	18年	34	6年	60	24年	86	1年
9	17年	35	5年	61	23年	87	元治1年
10	16年	36	4年	62	22年	88	文久3年
11	15年	37	3年	63	21年	89	2年
12	14年	38	2年	64	20年	90	1年
13	13年	39	1年	65	19年	91	万延1年
14	12年	40	明治44年	66	18年	92	安成6年
15	11年	41	43年	67	17年	93	5年
16	10年	42	42年	68	16年	94	4年
17	9年	43	41年	69	15年	95	3年
18	8年	44	40年	70	14年	96	2年
19	7年	45	39年	71	13年	97	1年
20	6年	46	38年	72	12年	98	嘉永6年
21	5年	47	37年	73	11年	99	5年
22	4年	48	36年	74	10年	100	4年
23	3年	49	35年	75	9年	101	3年
24	2年	50	34年	76	8年	102	2年
25	1年	51	33年	77	7年	103	1年

備 考 満年令を生れた年からみる表

各年の1月中に生れた人は、ここに書いてある満才にもう1才を加えます。

例えば大正10年1月に生れた人は満31才になります。

2、 畝 歩 換 算 表

畝	歩
0.0	1
0.1	2 ~ 4
0.2	5 ~ 7
0.3	8 ~ 10
0.4	11 ~ 13
0.5	14 ~ 16
0.6	17 ~ 19
0.7	20 ~ 22
0.8	23 ~ 25
0.9	26 ~ 28
1.0	29 ~ 30

備 考

本表は事務所における集計の際に利用すると便利である。

物作(夏在)忙付葡萄架調查票(北海道)

あなたの家では今年、次の作物を昨年（26年）よりいくら増減して作付するつもりですか

[illegible]

秘

指定統計才39号

農業動態調査票

(面接調査票)

昭和27年2月1日現在

農林省

都道府県名 _____ 郡市区名 _____ 町村名 _____ 字名 _____

世帯主
氏名 _____

地域別 _____ 階層別 _____ B₁B₂別 _____ 抽出調査区番号 _____

抽出
農家
番号 _____

七五五 (※調査票のうち※印のついている箇所は調査員についての注意で
あるから農家に質問する必要はない)

※農家の分類（〔1〕の(4)および〔4〕の(4)をきいた後に記入すること）

(1) 経営農用地面積広狭別符号 ()

(2) 専業兼業の別（✓印をつける）

1. 専業農家 ()

2. 農業を主とする兼業農家 ()

3. 農業を従とする兼業農家 ()

(3) 自作小作の別（✓印をつける）

1. 自作農家 ()

2. 自作兼小作農家 ()

3. 小作兼自作農家 ()

4. 小作農家 ()

5. その他の農家 ()

※経営農用地面積広狭別符号

01	3反未満	07	3町以上
02	5反未満	08	5町以上
03	1町5反未満	09	10町以上
04	1町5反未満	10	20町以上
05	2町5反未満	11	例外規定に該当する農家
06	3町未満		

※ 自作小作の分類

1. 自作農家-----農用地総面積のうち所有地が9割以上の農家
2. 自作兼小作農家-----農用地総面積のうち所有地が5割以上9割未満の農家および所有地が5割で借入地が5割の農家
3. 小作兼自作農家-----農用地総面積のうち借入地が5割以上9割未満の農家
4. 小作農家-----農用地総面積のうち借入地が9割以上の農家
5. その他の農家-----農用地総面積のうち所有地も借入地も5割未満の農家

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
A															
B															
C															
D															
E															
F															
G															
H															
I															
J															
K															
L															
M															

七五八

(1) あなたの家の世帯員について

(4) あなたの家にふだんいる世帯員について次のことに答えて下さい

(※ 16人以上のときは紙をはりたす)

A な ま え

(※ まず世帯主をかいて、次に家族員、家計を共にする同居人・雇人の別にそれぞれ年令の多い人から順にかく)

B 年令は満何才ですか

C 男女別〔※ 男・女の文字をかく〕

D 世帯主との続柄は〔※ 同居・大・雇人は同居人・雇人とかく〕

E あなたの家の農業をするのはどの人ですか、次にあげる(※参照)従事の程度にわけて答えて下さい(※1の符号をかく)

F その人の農業をする日数は1年間何日位ですか〔※ その日数は1日中農業に従事したものであるかをきき※3の符号をかく、もし1日中従事したものでなければ10時間を1日として換算して※3の符号をかく〕

G あなたの家の世帯員(雇人は除く)で、あなたの家の農業以外の仕事をして収入を得ているのはどの人ですか。その仕事の種類をくわしく言ってください〔※2の符号をかく、二つ以上あるときは主なものだけかく〕

H その仕事をする日数は1年間に何日位ですか〔※3の符号をかく、二つ以上あるときは主なものとその他とわけてかく、日数の計算はFと同様にする〕

I 〔※ 次に世帯主、家計を共にする同居人および雇人を除く16才以上30才未満の男子に✓印をつけ✓印のついた人についてだけJ・K・Lをきく〕

J あなたの家の農業をつぐのはどの人ですか〔※レ印をつける〕

K この2,3年以内に田畑をつけて分家させる人がありますかあればどの人ですか〔※レ印をつける〕

L 学校に行っている人がありますか、あればどの人ですか〔※レ印をつける〕

M 〔※ 世帯員のうち0才の人がおれば続柄から判断してその子を生んだ母親にレ印をつける〕

※ 1. 農業従事の程度

11	ふだんあなたの家の農業の中心になって農作業をする人	13	1斗を通じて農作業を補助的にする人
12	あなたの家で殆んど農作業はしないが農業経営の指図だけする人	14	農業期だけ農作業をする人

※ 2. 兼業の種類

21	自営産業 (業主)	23	事務職員、技 術職員、教員	25	日雇人夫	27	内転賃仕事
22	自営産業 (家族従業者)	24	賃労働者	26	季節出稼		

※ 3. 1年間の従事日数

31	50日未満	33	100日以上 150日未満	34	150日以上 200日未満	35	200日以上
32	50日以上 100日未満						

(ロ) 昨年(昭和26年)2月1日から1年間にあなたの家で生れた人がありますか

ある() ない() (イ)へとぶ

その人数は 男 人 女 人

七六〇

(※ (イ) の〇才の人数と見くらべて検討し、更に、その子を生んだ母親が (イ) の世帯員であればMの行にレ印をつける)

(イ) 昨年（昭和26年）2月1日から1年間に他からこの世帯に加わった人がありますか

ある（ ） ない（ ） (イ) へとぶ

1. その人数と年令は

	総 数	16才未満	16才以上 30才未満	30才以上 40才未満	40才以上 60才未満	60才以上
男	人	人	人	人	人	人
女						

2. 世帯に加わった理由は何ですか。現在どんな仕事をしていますか

（※その理由と現在の仕事の状態によって次のそれぞれに人数を記入する）

理 由 \ 仕 事	主としてこの家の農業に従事している	主としてこの家の農業以外の仕事に従事している	全然或は殆んど働いていない（家事従事者を含む）
職業上の理由	人	人	人
縁事上の理由			
学校を卒業して			
家族従属者として			
その他で			

(ニ) 昨年（昭和26年）2月1日から1年間にあなたの家で死んだ人がありますか

ある（ ） ない（ ） (ニ) へとぶ

↓
その人数と年令は

	総 数	16才未満	16才以上 30才未満	30才以上 60才未満	60才以上
男	人	人	人	人	人
女					

(ホ) 昨年(昭和26年)2月1日から1年間にこの世帯から他へ出ていった人がありますか

ある() ない()(2)へとぶ

↓
1. その人数と年令は

	総 数	16才未満	16才以上 30才未満	30才以上 40才未満	40才以上 60才未満	60才以上
男	人	人	人	人	人	人
女						

2. 世帯から出ていった理由は何ですか、出てゆく前にはどんな仕事をしていましたか

(※その理由と出てゆく前の仕事の状態によって次のそれぞれに人数を記入する)

理由 \ 仕事	主としてこの家の農業に従事していた	主としてこの家の農業以外の仕事に従事していた	全然或は殆んど働いていなかった(家事従事者を含む)
職業上の理由			
分家して			
縁事上の理由			
学校に入学して			
家族従事者として			
その他で			

(2) あなたの家の農作業の雇人について

(イ) 現在農業常雇があります

いる() いない()(ロ)へとぶ

↓
1. その人数は 男 _____ 人 女 _____ 人

2. 住込みですか { 住込み 男 _____ 人 女 _____ 人
かよひですか { かよひ 男 _____ 人 女 _____ 人

七六二

(10) 昨年（昭和26年）2月1日から1年間に農業日雇・季節雇
を使いましたか

使った（ ） 使わない（ ） (1)へとぶ
↓
（※月別にその延人数をきく）

		26年												27年	
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計	
日雇	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	女														
季節雇	男														
	女														

(3) あなたの家の農作業にたのんだ賃作業について

昨年（昭和26年）2月1日から1年間に牛馬や機械を使って
賃耕・賃こきをしてもらいましたか

してもらった（ ） してもらわない（ ） (4)へとぶ
↓

（※その種類別・反別を細かくきく、畝未満は14捨15入とする）

（※賃料してもらった作物毎の作付面積をかく）

	賃 耕		賃 耕	
	牛 馬	反	機 械	反
夏作				
冬作				
計				

(※ 賃こきをしてもらった分量 (収穫面積) をかく)

賃こき

	賃こきをしてくれた人					その人の使った機械				
	個人	業者	組合	その他	計(1)	動力脱穀機	足踏脱穀機	計(2)		
稲	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝	反 畝
麦										
雑穀										
計										

(※ 計(1)と計(2)とは一致する)

(4) あなたの家の土地について

(イ) 現在あなたの家で経営している土地について教えてください。

但し他に賃してある土地は除いてください

(※ 種類別に所有地、借入地、その他別にきく)

		(総面積)	(所有地)	(借入地)	(その他)
		町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
田 (畦畔を含む)					
樹園地					
畑	普通畑				
	牧草畑、焼畑、切替畑				
	休閑などの畑				
採草地、放牧地					
放牧する山林					
宅地					
その他の農用地	(かんがい用の水 路・溜池・永久 的農道など)				
計					
放牧しない山林					

七六四

(ロ) (※(イ)で山林(放牧するものも放牧しないものも)のない農家は4だけ書く)

1. あなたの家の山林は主として自家用の草や薪などをとるためのものですか

そうだとする() そうでない()

2. あなたの家ではそのほか(1のほか)立木を売るための山林もありますか

ある() ない()

3. あなたの家の山林から他の人に草や薪などをとらせていますか

とらせている() とらせていない()

4. あなたの家では他の家の山林から草や薪などをとらせてもらっていますか

とらせてもらっている() とらせてもらっていない()

(ハ) 昨年(昭和26年)2月1日から1年間に新しく開墾したり復旧したりした田畑がありますか

ある() ない() (ニ)へとぶ

(※田畑別に原因を書く)

田 畑(樹園地を含む)

町 反 畝 歩 町 反 畝 歩

1. 水害地震などで荒廃した田畑

を復旧して

2. 林地、採草地、牧野などを

耕して

3. 宅地、工鉱業用地、その他

建物敷地を耕して

4. 干拓、うめ立てして

5. その他の雑地を耕して

6. 計

(ニ) 昨年（昭和26年）2月1日から1年間に災害その他でつづ
れた田畑がありますか

ある（ ） ない（ ）.....(ホ)へとぶ

〔※田畑種に原因と書く〕

	田				畑 (樹園地を含む)			
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
1. 災害によって								
2. 住宅・工業用地、その他建物敷 地になって								
3. 用排水路、溜池、農道などに なつて								
4. 林地、採草地、牧野などに なつて								
5. その他の土地になつて								
6. 計								

(ホ) 昨年（昭和26年）2月1日から1年間に田を畑に、畑を田
にした面積がありますか。

ある（ ） ない（ ）.....(ヘ)へとぶ

↓
その面積は

〔※畑には樹園地を含む〕

	町	反	畝	歩
{ 田を畑にしたもの				
{ 畑を田にしたもの				

(ヘ) 以上の他(イ)・(ホ)以外} 昨年（昭和26年）2月1日から1年
間にふえた田畑がありますか

ある（ ） ない（ ）.....(ト)へとぶ

↓
〔※田畑山林別にその理由を書く〕

	田	畑(樹園地を含む)	山 林
	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
1. 買って			
2. かえしてもらって			
3. 借りて			
4. 分けてもらって			
5. 交換分合によつて			
6. その他で			
7. 計			

(ト) 以上の他(ニ)・(ホ)以外] 昨年(昭和26年)2月1日から1年間にへつた田畑がありますか

ある() ない() (チ)へとぶ

(※田畑山林別に理由をさく)

	田	畑(樹園地を含む)	山 林
	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩
1. 売つて			
2. かえして			
3. 貸して			
4. 分けやつて			
5. 交換分合によつて			
6. その他で			
7. 計			

(チ) 現在あなたの家で他に貸してある土地がありますか

ある() ない() (チ)へとぶ

その面積は

	町反畝歩	町反畝歩
田(畦畔を含む)		宅 地
畑(樹園地を含む)		山 林
採草地、放牧地		その他の土地
計		

〔5〕 あなたの家の家畜やにわとりについて

(1) 現在あなたの家に家畜やにわとりがいますか

いる() いない().....(ロ)へとぶ

(※ その種類をきいて、まず()内に✓印をつけ、次に✓印のついたものについて細かく書く)

1 牛 ()

a 乳用牛 ()

総頭数	め す				お す			
	1才未満	1才以上 2才未満	2才以上 8才未満	8才以上	1才未満	1才以上 2才未満	2才以上 8才未満	8才以上
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

b 役肉用牛 ()

総頭数	め す				お す			
	1才未満	1才以上 2才未満	2才以上 6才未満	6才以上	1才未満	1才以上 2才未満	2才以上 8才未満	8才以上
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

2 馬 ()

総頭数	め す			お す		
	3才未満	3才以上 10才未満	10才以上	3才未満	3才以上 10才未満	10才以上
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

3 めん羊 ()

総頭数	め す		お す	
	1才未満	1才以上	1才未満	1才以上
頭	頭	頭	頭	頭

二六八

4. 山羊 ()

総頭数	め す		お す	
	1才未満	1才以上	1才未満	1才以上
頭	頭	頭	頭	頭

5. 豚 ()

総頭数	め す		お す	
	6ヶ月未満	6ヶ月以上	6ヶ月未満	6ヶ月以上
頭	頭	頭	頭	頭

6. 兎 ()

総頭数	め す		お す	
	5ヶ月未満	5ヶ月以上	5ヶ月未満	5ヶ月以上
頭	頭	頭	頭	頭

7. にわとり ()

総羽数	6ヶ月未満	6ヶ月以上	
	羽	めす	おす
羽	羽	羽	羽

(ロ) 昨年(昭和26年)2月1日現在にあなたの家に次の家畜が
いましたか

いた () いなかった () (ハ)へとぶ

(※その種類と頭数をきく)

1. 牛 { a. 乳用牛 _____ 頭
b. 役肉用牛 _____ 頭
2. 馬 _____ 頭
3. めん羊 _____ 頭
4. 山羊 _____ 頭
5. 豚 _____ 頭

(ハ) 昨年（昭和26年）2月1日から1年間にあなたの家で生れたり、買ったり、もらったり、預ったりした次の家畜がありますか

ある（ ） ない（ ）……………(ニ)へとぶ

〔※その種類をきき、まず（ ）内に√印をつけ、次にその頭数をきく〕

1. 牛 ()

α. 乳用牛 ()

β. 役肉用牛 ()

2. 馬 ()

3. めん羊 ()

4. 山羊 ()

5. 豚 ()

生れたもの	買ったもの	もらつたもの	預つたもの 或はかえつ てきたもの
頭	頭	頭	頭

(ニ) 昨年（昭和26年）2月1日から1年間にあなたの家で死んだり、売ったり、他にやったり、預けたりなどした次の家畜がありますか

ある（ ） ない（ ）……………(ホ)へとぶ

〔※その種類をきき、まず（ ）内に√印をつけ次にその頭数をきく〕

1. 牛 ()

α. 乳用牛 ()

β. 役肉用牛 ()

2. 馬 ()

3. めん羊 ()

4. 山羊 ()

5. 豚 ()

死んだもの	売つたもの	他にやつ たもの	預けたもの或は 預つたものをか えしたもの
頭	頭	頭	頭

二七〇

※(ホ) ここで調査員は(イ)の現在頭数と(ロ)で聞いた頭数を記入して
差引頭数を算出し、(イ)、(ロ)の頭数と比較して検討する。

1. 牛 ()

a. 乳用牛 ()

b. 役肉用牛 ()

2. 馬 ()

3. めん羊 ()

4. 山羊 ()

5. 豚 ()

昭和27年2月1日 現在の頭数 (イ)の頭数	昭和26年2月1日 現在の頭数 (ロ)の頭数	差引頭数 (イ)-(ロ)
頭	頭	頭

(6) あなたの家の農機具について

(イ) あなたの家では昨年(昭和26年)2月1日から1年間に農
作業に動力耕耘機、噴霧機、脱穀機、電動機、石油発動機、畜
力用の碎土機、カルチベーター、ダスターのどれかを使いまし
たか

使った() 使わない() (ロ)へとが

使ったならばその種類と所有関係とを答えて下さい。

(※まず使った農機具にレ印をつけ、次にその所有関係をき
く)

種 別	所有区分	使った農機具 (レ印をつける)	そのうち個人 所有のもの (レ印をつける)	共有のもの (レ印をつける)	個人のもの (レ印をつける)	賃借のもの (レ印をつける)
動力耕耘機						
噴霧機	動力					
	人力					
脱穀機	動力					
	足踏					
電	3/4馬力以下					

動力 機	1馬力以上 1.5馬力以下					
	2馬力以上 3馬力以下					
	3馬力をこ えるもの					
石油 発動機	2.5馬力以下					
	3馬力以上 5馬力以下					
	5馬力をこ えるもの					
畜力用の碎土機						
カルチベーター						
ダスター（撒粉機）						

(ロ) 昨年（昭和26年）2月1日から1年間にあなたの家だけで
或は他と共同で買った農機具がありますか

ある（ ） ない（ ）……………〔7〕へとぶ

↓
その種類と台数とを答えて下さい

（※ 個人別・共有別をきき、更に過去1年間に農作業に使ったかどうかをきく）

種 類		買入区分	個人で買った台数	そのうち使った台数	共同で買ったもの （レ印をつける）	そのうち使ったもの （レ印をつける）
動力耕耘機			台	台		
噴霧機	動力					
	人力					
脱穀機	動力					
	足踏					
電 動 機	3/4馬力以下					
	1馬力以上 1.5馬力以下					
	2馬力以上 3馬力以下					
	3馬力をこ えるもの					
石油 発動機	2.5馬力以下					
	3馬力以上 5馬力以下					
	5馬力をこ えるもの					

二七二

畜力用の碎土 糞				
カルチベーター				
ダスター(撒粉機)				

(7) あなたの家の飼料と肥料について

(4) 昨年(昭和26年)2月1日から1年間にあなたの家で家畜

々にわたりの飼料を他から買いましたか

買った() 買わない() (ロ)へとぶ

↓
その種類と数量とを言って下さい

ふすま	貫	米ぬかの油かす	貫
米ぬか	貫	大豆かす	貫
麦ぬか	貫	魚かす	貫
とうもろこし	貫	配合飼料	貫
えん麦	貫		

(ロ) 昨年(昭和26年)2月1日から1年間に他から肥料を買い

ましたか

買った() 買わない()

↓
その種類と数量とを言って下さい

硫安	貫	塩化加里	貫
石灰窒素	貫	化成肥料	貫
過磷酸石灰	貫	配合肥料	貫
硫酸加里	貫		

三六二

附 帯 調 査 票 (営農計画)

(1) あなたの家ではこれから1年位の間に農業についての働き手がふえたりへったりする予定がありますか

ある () ない () (2) へとぶ

(※ふえる人数、へる人数をきく)

そのうち農業常雇

ふえる.....男.....人 女.....人男.....人 女.....人

へる.....男.....人 女.....人男.....人 女.....人

(2) あなたの家ではこれから1年位の間に田畑をふやしたり、へらしたりする計画がありますか

ある () ない () (3) へとぶ

その理由と面積とを言ってください

(4) 増加計画面積

	田	畑 (樹園地をふくむ)
	町反畝歩	町反畝歩
1. 開墾して.....		
2. 干拓、うめ立てして.....		
3. 災害で荒廃した田畑を復旧して.....		
4. 田を畑に、畑を田にして.....		
5. 買つて.....		
6. かえしてもらつて.....		
7. 借りて.....		
8. 分けてもらつて.....		
9. その他によつて.....		
10. 計.....		

(ロ) 減少計画面積

	田	畑 (樹園地をふくむ)
	町反畝歩	町反畝歩
1. 住宅、工鉱業用地、その他、 建物敷地になって		
2. 林地、採草地、牧野などに なつて		
3. 用排水路、溜池、農道など になつて		
4. 田を畑に・畑を田にして		
5. 売つて		
6. かえして		
7. 貸して		
8. 分けてやつて		
9. その他によつて		
10. 計		

(3) あなたの家ではこれから1年位の間に、次の家畜を新に飼いはじめたり、今まで飼っていたのを全然やめてしまう計画がありますか

ある() ない() (4) へとぶ

(※該当欄にレ印をつける)

	新に飼いは じめる	全然やめる
乳用牛	()	()
殺肉用牛	()	()
馬	()	()
めん羊	()	()
山羊	()	()
豚	()	()

(4) あなたの家ではこれから1年位の間に次の農機具をあなたの家
だけで、或は他と共同で買入れる計画がありますか

ある() ない() (5)へとぶ

↓
〔※該当欄にレ印をつける〕

	個人で	共同で
電力耕耘機	()	()
噴霧機 { 動力	()	()
{ 人力	()	()
脱穀機 { 動力	()	()
{ 足踏	()	()
電動機	()	()
石油発動機	()	()
畜力用の碎土機	()	()
カルチベーター	()	()
ダスター	()	()

(5) あなたの家では、これから1年位の間に家畜やにわたりの飼料
を買いますか

買う() 買わない() (6)へとぶ

↓
〔※昨年より多く買うか少く買うかをきいて該当の欄へレ印
をつける〕

	昨年より 多く買う	昨年より 少く買う	昨年と 同じ
ふすま	()	()	()
米ぬか	()	()	()
麦ぬか	()	()	()
とうもろこし	()	()	()
えん麦	()	()	()
米ゆかの油かす	()	()	()
大豆かす	()	()	()
魚かす	()	()	()
配合飼料	()	()	()

二七六

(6) あなたの家ではこれから1年位の間に肥料を昨年より多く買いますか少く買いますか

(※該当の欄にレ印をつける)

	昨年より 多く買う	昨年より 少く買う	昨年と 同じ		昨年より 多く買う	昨年より 少く買う	昨年と 同じ
硫 安	()	()	()	塩 化 加 里	()	()	()
石 灰 窒 素	()	()	()	化 成 肥 料	()	()	()
過 燐 酸 石 灰	()	()	()	配 合 肥 料	()	()	()
硫 酸 加 里	()	()	()				

(7) あなたの家の資金について

(イ) あなたの家では昨年(昭和26年)2月1日から1年間に農業手形を利用しましたか

利用した() 利用しない()

(ロ) あなたの家では昨年(昭和26年)2月1日から1年間に農業手形以外に資金を借りましたか

借りた() 借りない()

↓
借り先は次のどれにあたりますか(※レ印をつける)

親せき、知人、友人など ()

高利貸など金融業者 ()

銀 行 ()

協同組合(信用組合をふくむ) ()

無尽・預母子講 ()

そ の 他 ()

(ハ) あなたの家ではこれから1年位の間に農業手形を利用するつもりですか

利用するつもり() 利用しないつもり()

(二) あなたの家ではこれから1年位の間に農業手形以外に金を借りる予定がありますか

ある () ない ()

↓
どこから借りるつもりですか

親せき、知人、友人など ()

高利貸など金融業者 ()

銀行 ()

協同組合(信用組合をふくむ) ()

無尽・親母子講 ()

その他 ()

〔※いで「利用するつもり」或は(二)で「ある」と答えた農家について次のことをきく〕

(ホ) その金は何に使うために入用なのですか、その金額はどの位ですか

a. 土地を買うため _____ 円

b. 肥料を買うため _____ 円

c. 家畜を買うため _____ 円

d. 農機具の購入および農用施設を作るため _____ 円

e. その他の農業用の支出にあてるため _____ 円

f. 税金を支払うため _____ 円

g. 家計にあてるため _____ 円

h. 冠婚葬祭の費用にあてるため _____ 円

i. 住宅の建設、修理のため _____ 円

j. 農業以外の兼業用の支出にあてるため _____ 円

k. その他 _____ 円

l. 計 _____ 円

三六

〔※ この調査に要した時間_____分〕

統計調査
事務所

出張所 調査員氏名

印

審査	出張所長 氏 名	印	出張所統計 担当 氏 名	印
----	-------------	---	-----------------	---

農業動態調査の手引

一 昭和二十七年農業者動態調査要綱

〔アンケートラインのある箇所は昭和二十六年度と相違する点である。〕

一 振興法規

この調査は統計法による指定統計として、農業統計調査規則に基づいて行う。

二 調査の目的

この調査は、五年ごとに行う農業基本調査の中間年次の補填調査として、農家数、農家人口、土地面積、家畜、にわたりの頭羽数および主要農機具に関する統計を作成することを目的とする。

三 調査期日

昭和二十八年二月一日

四 調査の範囲

昭和二十八年二月一日に現在する全国農家のうち各都府県ごとに三〇〇〇戸宛、北海道においては六〇〇〇戸、計一四一〇〇〇戸とする。

五 調査事項

農家について次の事項を調査する。

一 農家数

（種類および簡減数）

二 農家人口

（世帯員、出生、死亡、流入および流出数）

3. 土地面積

（經營面積、貸付面積および經營耕地の増減面積）

4. 家畜にわたり

飼養農家数および現在飼養頭数

飼養家畜の増減頭数

所有、委託、受託の別

入手時の耳号および入手先

自給飼料

サイロ

使役の状況

販売の状況

5. 機械具

（使用および購入状況）

6. 飼料および肥料

（購入数量）

六. 調査方法

1. 一九五〇年度世界農業センサス農業事業体名録（答）の訂正

(1) 統計調査事務所長（以下、事務所長と称する）は昭和二十六年度農業動態調査の豫訂正を「一

九五〇年度世界農業センサス農業事業体名録（答）」（以下、名録と称する）を各事務所出張所長（

以下、出張所長と称する）に、その出張所長が所管する市区町村分を送付する。

(4) 出張所長は、その名録を、市区町村役場などの資料に基き、その名録の訂正後における農家の現

勤について加除訂正し、市町村ごとに別紙様式ノの理由別農家数増減表を作成する。
 地域区分および階層わけ

(イ) 事務所長は、管内の市町村を、その市町村の総面積に対する、耕地面積、山林面積の割合の多少などにより、平担部、山間部、中部部、または都市部など、ほぼ三、四の地域に区分して、それを出張所長に通知する。

(ロ) 出張所長は、管内の市町村に含まれる農業センサス調査区（一九五〇年度農産センサスの際設定された調査区。以下、調査区と称する）を田作、畑作の割合により、田畑および田畑混交の階層に分ける。

(ハ) 但し事務所長は、管内の事情により上記（イ）、（ロ）の区分の一部を簡略に、または細分することが出来る。

3.

調査区リストの作成

(イ) 出張所長は、前項の地域別、階層別に別紙様式アの調査区リストを作成して、事務所長の定める期限までに送付し、理由別農家数増減表と共に事務所長に提出する。

(ロ) 調査区リストには、市町村名、調査区番号、農家戸数および次に定める調査区のウエイトを記入する外、農家戸数および調査区ウエイトの合計を算出して記入する。

調査区に対するウエイトは次の通りとする。

農家数	15戸までの調査区	ウエイト	1
〃	16戸以上25戸までの調査区	〃	2
〃	26戸以上35戸までの調査区	〃	3
〃	36戸以上45戸までの調査区	〃	4
〃	46戸以上55戸までの調査区	〃	5
〃	56戸以上65戸までの調査区	〃	6

農家数 66 以上の調査区 ウェイト 7

	標本調査区数	一調査区当り 標本農家数	標本農家 総数
A. 農家数 100,000 未満 の事務所	375	8	3,000
B. 農家数 100,000 以上 の事務所	750	4	3,000
C. 札幌事務所	315	8	2,520
D. 七尾事務所	120	8	960
E. 函館事務所	187	8	1,496
F. 帯広事務所	128	8	1,024

4. 標本調査区数および標本農家数
この調査において抽出すべき標本調査区数および標本農家数は次の通りとする。

七〇

5. 標本調査区数の配分

事務所長は前項の標本調査区数を地
区別・階層別にそれぞれに含まれる農
家数に比例して配分する。

6. 標本調査区の抽出

(イ) 事務所長は前項で配分した数だけ
の標本調査区を、地区別・階層別に任
意系統抽出する。この場合、各調査
区はそれぞれウェイトに比例した
確率で抽出されるようにする。

(ロ) 事務所長は、抽出した標本調査区
番号を出張所長に通知する。

7. 農家の抽出

出張所長は、事務所長から通知され
た標本調査区の中から、4で定められ
た数だけの農家を任意抽出する。但し
標本調査区内の農家数が、それに達し
ない場合は、調査区リスト上の隣接の
調査区を合併して抽出する。

8. 調査の実施

出張所職員は、該当農家におもむき

面接調査の方法によつて調査を行う。但し事務所長は、積雪地、凍結地などの特に交通不便な地域に限り郵送調査を行うことができる。

9. 調査票および名簿の提出

出張所長は、調査が終了したならば、調査票を審査の上、名簿と共に事務所長の定める期限までに事務所長に提出する。

七. 集計手順および集計方法

1. 才一次集計

A. 集計項目

(1) 農家数

(イ) 経営農用地面積を別農家数

(ロ) 専業兼業別農家数

(ハ) 農家の増減数

(2) 農家人口

(イ) 総世帯員数（男女別）

(ロ) 農業従事者数（男女別）

(ハ) 兼業従事者数（男女別）

(ニ) 出生および死亡数（男女別）

(ホ) 流入および流出数（男女別）都道府県内都道府県外別

(3) 土地面積

(イ) 経営土地面積（田、圃、園地、畑、採草地、放牧地、放牧する山林、宅地、その他の農用地お

よび放牧しない山林）

- (17) 経営耕地の増減面積（田畑別、理由別）
- (4) 家畜にわとり
- 飼養農家数および現在飼養頭数（乳用牛、肉用牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏およびわとりについて、めす、おす別）
- (5) 農機具
- (4) 使用農家数ならびに所有関係（動力耕耘機、噴霧機、乾穀機、畜力用の碎土機、カルチベーター、タスター、および動力カッターについて）
- (17) 購入台数（動力耕耘機、石油発動機、電動機、噴霧機、脱穀機、畜力用の碎土機、カルチベーター、タスターおよび動力カッターについて）
- (6) 肥料購入数量
- B. 集計方法
- (1) 事務所長は、出張所長から提出された調査票を審査し、経営農用地面積を狭別に分類して集計を行う。
- (2) 上記の集計が終了したならば、その集計結果に標本農家総数に対する総農家数の倍率を乗ずる結果表の作成
- C. 事務所長は次の二種類の結果表を作成する。
- (1) 各項目の総数（経営農用地面積を狭別の合計）について前年との対比、事務所長の意見を記入した結果表。
- (2) 各項目について、経営農用地面積を狭別に分類した結果表。
- なお、札幌事務所長は上記の(1)、(2)について北海道単位の結果表を作成する。
- オ 二次集計

A、集計項目

(1) 家畜にわたり

(イ) 飼養家畜の屠減頭数（乳用牛、殺肉用牛、馬、めん羊、山羊、豚について、理由別）

(ロ) 飼養家畜にわたり、所有、委託および受託の別

(ハ) 飼養家畜にわたり、入手時の旨令

(ニ) 飼養家畜にわたり、入手先

(ホ) 飼料入手方法および購入数量

(ヘ) けいれいの所有および使用の有無

(ト) 飼養家畜の使役の状況

(チ) 家畜にわたりおよび畜産物の販売状況

B、集計方法

(1) 調査票を審査し、経営農用地面積を区別にまたは各家畜種類ごとに家畜にわたり、飼養頭数を数え、規模によつて分類して集計する。

(2) 上記の集計が終了したら、標準農家総数に対する総農家数の倍率を算する。

C、結果表の作成

経営農用地面積を区別または家畜飼養規模別に作成する。

ハ、調査票および結果表の提出

事務所長は、次に定める期限までに調査票および結果表を農林大臣に提出する。

1. 第一次集計結果表 昭和二十八年度四月十五日

2. 第二次集計結果表 昭和二十八年度五月二十五日

3. 調査票 昭和二十八年度三月三十一日

九、結果の公表

農林省は、事務所長から提出された結果表を審査し、全国集計を行い、才一次集計結果については、

昭和二十八年五月三十一日までに才二次集計結果については、同年七月三十一日までに公表する。

十、関係書類の保存期間

農林大臣は、事務所長から提出された農業動態調査票を五年間保存する。

十一、統計従事者

農業動態調査の事務には、統計法才十條才一項および才二項に定める者以外の者を従事させる。

十二、実地調査

統計法才十三條に基いて、前記五の調査事項について実地調査を行うことが出来る。

〔様式1〕 理由別農家数増減表

市町村名		統計調査時期								出発地	
理由	市町村から転入して										
	前増加										
他市町村から転入して	(1)										
新に農業をはじめて	(2)										
農家としての規模となつて	(3)										
乏	(4)										
計	(5)										
他市町村に転出して	(6)										
農業をやめて	(7)										
農家としての最低規模に減つて	(8)										
その他	(9)										
計	(10)										
差引増減数〔(5)-(10)〕											
(減のときは△をつける)											
総 農 家 数											

〔様式2〕

階層

出張所

[illegible]

七九

二 要綱について
(一) 基本方針

農業動態調査は、その前身と云うべき「家畜、田畑の動態調査」(昭和二十五年三月一日調査)以来、昭和二十六年、二十七年と回を重ねて来たが、これまでの結果および各事務所の意見を考慮して、昭和二十八年二月一日に行われる昭和二十七年農業動態調査は次のようにした。

1. 農業動態調査は動態項目だけを都道府県別に推計し、動態項目は全国数のみ絶対数を推計し、各都道府県ごとに、絶対数は推計せず比率のみを算出する。

2. 基本的項目については、最少限を毎年継続して調査し、そのうちの一部の項目については毎年問題を交換して調査する。

3. 調査方法は、原則として面接調査とし、積雪、遠隔な地域に交通不便な地域に限って郵送調査を行う。調査事項

農家の農業経営の基本的事項について調査することに変わりはないが、調査項目を次のように分ける。

1. 毎年継続して調査する項目
2. 毎年問題を交換して調査する項目

1. 毎年継続して調査する項目

農業経営の基本的事項全般について最小限の項目を調査する。

A 動態項目

(1) 農家数

イ 総農家数

ロ 専業兼業別農家数

ハ 経営農用地面積を狭別農家数

(2) 農家人口

- 1. 総世帯員数（男女別）
- 2. 農業従事者数（同）
- 3. 兼業従事者数（同）

(3) 土地面積

- 1. 経営土地面積
- 2. 貸付土地面積

(4) 家畜・にわとり

- 1. 飼養農家数（乳用牛、役肉用牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏およびにわとりについて）
- 2. 現在飼養頭羽数（同）

(5) 農機具

- 1. 使用農家数（動力耕耨機、噴霧機、脱穀機、畜力用の碎土機、カルチベーター、ダスターおよび動力カッターについて）

B. 動態項目

(1) 農家数

理由別増減数

(2) 農家人口

- 1. 出生数（男女別）
- 2. 死亡数（同）
- 3. 流入数（男女別に、都道府県内都道府県外別）
- 4. 流出数（同）

(3) 土地面積

1 経営耕地面積減増数（田畑別に 理由別）

2 経営新地層減面積（ 同 ）

(4) 家畜

飼養家畜層減数（理由別）

(5) 農業資材

1 農機具購入状況

2 肥料購入数量

3 飼料購入数量

毎耳問題を渡えて調査する項目

今回は畜産について詳細な調査を行うことにした。その理由とねらいは次の通りである。

(1) この調査を行うとする理由

1 農業基本統計は農業生産構造の動向を明らかにするものでなければならぬ。最近の農業生産の発展は、商品の農産物の部面において顕著である。我々は、各農産部門の経営に關する調査を幾つか試みて来たが、有畜経営の総合的調査は未だ行われていないから。

2 最近における畜産の発展は顕著なものがあつた。政府も奨励に乗り出しているが畜産発展の実態は必ずしも健全な形のものとは言ひ得ないようである。この点を明らかにせずしては、今後の施策も調査に基められないであろうから。

(2) この調査のねらい

1 上に述べたような最近における畜産発展の根拠を明らかにするために、まず統計的に畜産経営がどんな形態で行われているかを把握すること。これが調査のねらいである。

に畜産経営の類型を理論的に考えることも可能である。これが統計調査としては、集計した結果から、畜産経営の類型が導き出されて来るという方向の設計に努力すべきであるという考え方に立って、畜産経営の型を規定すると思われる諸要因を、飼養家畜にわたり階層別に見て行くこととした。

ハ 以上の目的のために、調査しようとする主な点は次の通りである。

- (イ) 飼養家畜にわたりの所有、委託および受託の別
 - (ロ) 飼養家畜にわたりの入手時の旨合および入手先
 - (ハ) 飼料入手方法
 - (ニ) サイロの所有および使用の有無
 - (ホ) 飼養家畜の使役の状態
 - (ヘ) 家畜にわたりおよび畜産物の販売状態
- 調査方法
- その概要

1. (三)

(1) 昨年度は行政機構改革に伴う定員減と云う最悪の場合を予想して、止むを得ず主として郵送調査の方式を採ったのであるが、本年度は面接調査の方式を採用した。

但し、事務所長限りで調査、遠隔地と特に交通不便な地域に限って郵送調査を行うことが出来る特別を設けた。

(2) 昨年度は、回収率を考慮して各事務所六〇〇戸の郵送調査を行ったが、本年度は各事務所三〇〇戸への派遣は合計六〇〇戸への面接調査を行うこととした。

(3) 各事務所三〇〇戸の根拠は、昭和二十六年二月一日の調査を検討した結果によるものである。一地域区分および階層分けを行って三〇〇戸調査すれば、主要項目の調査は、大体〇・五％以内

に入るであろうとの結論を得た。

- (4) 地域区分、階層分けおよび標本調査区数は前年通りとし、一調査区当りの標本農家数を前回の半数とした。

但し、北海道は六〇〇戸調査することとし、各事務所の総農家数に比例して標本農家数を配分した。

2. 標本農家の抽出について

昨年と同様の方法で行うのであるが、参考までに以下述べることにする。

- (1) 農家事業体名録(第一の訂正)

調査区の階層分けをする(および農家カードを作成する)際の都合を考えると農家事業体名録(第一)の調査区番号の次に都庁名を記入しておけば便利であろうから、農家事業体名録(第一)訂正の際に調査区の都庁名を記入しておくこととしよう。また名録訂正の際に、農家になつたり、農家をなくさつたりしたものを抽出別に教えておく。

- (2) 地域区分

昨年度と同様な方法で行つてよい。すなわち、事務所長は、事務所管内を山阿、平担、中間および都市周辺といったような三、四の地域に分ける。これは常識的な分け方によい。島嶼のような特別な地域は一まとめにして一地域にすべきであろう。この地域区分は少くとも市区町村単位で行うのであって、同一市区町村が両地域にまたがってはならないのは勿論、或る地域に囲まれて他の地域に属する一、二の市区町村が存在するというようなことをしてはならない。つまりこの程度の大きさの地域区分で差支えないのであって、客観的なデータによる必要はなく、常識的な区分で充分である。なお、各都道府県で行っている農家地域分類を参考にして地域区分を行うのも一つの方法であろう。

(3) 調査区の階層分け

出張所長は農業者センサス調査区を田作、畑作の割合によって田、畑、田畑混交の三つの姓給階層に分ける。この場合、農業者センサス調査区を階層分けする材料をないならば、昨年度と同様な方法を昭和二十七年農作物調査要綱、面積調査の面積調査における階層分けに依りものにしよう。農業者センサス調査区と作物調査区とは範囲が必ずしも一致しない場合があるから、適宜両者を合せ考へるならば、この階層分けは容易にできると思う。水田率を改めて計算する必要があるければ、また計算のための資料を要し。

(4) 標本調査区数の配分

事務所長は、要綱で定められた標本調査区数を、地域別、階層別に、それぞれに属する農家戸数に比例して配分する。

(5) 標本調査区の抽出

地域別、階層別に標本調査区数を割り当てたら、それだけの数の標本調査区を次のようにして抽出する。事務所において出張所から提出された調査区リストを地域別、階層別ごとにとりまとめ、リストの右端空欄にウエイトの累計を作つて行く。へここで注意したことは、前年度は調査区に含まれる農家数をのこす切ったが今回は五区切つてウエイトをつけるようにしたことである。

その結果は次のようになる。そこから例えば50調査区抽出するとしの場合、そこからランダム、スタートしたとすれば抽出の間隔は $\frac{250}{50} = 5$ であるから、7、12、17、22、27、……、247が当り、従つてA村の3番、7番、11村の5番、6番、10村の7番、……、247村の9番、等の調査区が抽出されることとなる。

/ 地域		// 階層		A出張所	
市 区 町村名	調査区 番 号	農家数	ウエ イト	ウエイト の累 計	
A村	・ 3	22	2	2	
"	4	23	2	4	
"	6	15	1	5	
"	・ 7	31	3	8	
B村	2	25	2	10	
"	・ 5	32	3	13	
"	・ 6	37	4	17	
計		185	17		

/ 地域		// 階層		B出張所	
市 区 町村名	調査区 番 号	農家数	ウエ イト	ウエイト の累 計	
C村	4	23	2	19	
"	・ 7	35	3	22	
"	9	18	2	24	
計		230	28		

/ 地域		// 階層		乙出張所	
市 区 町村名	調査区 番 号	農家数	ウエ イト	ウエイト の累 計	
乙村	7	33	3	245	
"	9	45	4	248	
"	10	25	2	250	
計		350	42		

七九七

(6) 標本農家の抽出

出表所は事務所長から通知された標本調査区の中から定められた数だけの農家（農家数十戸以上）の事務所では四戸、農家数十戸未満の事務所および北海道の四事務所では八戸）を任意抽出する。

この場合、農家を有意選択しないように注意されたい。

集計

考え方

本府農においては各項目と同一率に都道府県別に推計する方法をやめ、項目によつて

都道府県別に推計するもの

全国推計或は比率だけを算出するものに分けた。

推計すべき項目については、要綱に述べてある通りであるからここでは省略して、才一次集計と才二次集計について述べることにする。

才一次においては、毎戸継続して調査する項目を各事務所ごとに集計して結果表を作成する。但し札幌事務所においては、別に北海道単位の結果表を作る作成する。

才二次においては、毎戸変えて調査する項目（今回は畜産）各事務所ごとに集計して結果表を作成する。

すなわち

才一次集計

毎戸継続して調査する項目

(2) 静態項目については、都道府県別に推計する。

(6) 勤態員については、全国推計或は比率だけを算出する。

毎毎考へて調査する題目（今回は畜産）

全國推計或は比率だけを算出する。

2. 集計の手順

(7) まず調査縣を、他區域、階層別に分け、或は項目ごとには與つた分類方法、例えば家畜にわたりなどは畜産の盛んな他縣、盛んでない他縣など、その方法は事務柄で置く良いと考えられる幾つかの方法によつて分類し、次に、その中を経営農用地面積玄挾別村居へ才二次集計の後は更に家畜飼養規模別村居によつて分類する。これだけ細分された各調査縣の山が繁少の集計単位となるのである。集計はこの單位の集計から始めると取扱ひに便利である。また、あとで都道府縣別に推計して結果表に、事務所長意見を記入する際に、各段立つてあろう。しかし、その必要がなければ経営農用地面積玄挾別へ家畜飼養規模別に分類した方がよい。

(2) 中周集計表

集計項目が屋敷に少いときは、可能ならば調査票から中間集計表にいちいち転記することなく直接集計し、適宜何枚かの調査票から中間集計結果を中間集計表に記入するようにする。しかしそうすると誤り易いと思われる場合、または集計項目の多いものなどは中間集計表に転記して集計するようにしてもよい。すなわち、中間集計表は事務所便利のように利用されたい。

(5) 以上の集計が終了したならば、項目ごとにその集計結果に標本調査総数に対する総調査数の倍率を乗ずる。

〔例〕 総農家数一二〇、四五〇戸の事務前において或る項目、例えば乳用牛の集計結果が一五〇頭であつたとする。と乳用牛の集計頭数は次の通りである。

$$\text{倍率} = \frac{\text{総農家数}}{\text{標本農家総数}} = \frac{120,450}{3,000} = 40.15 \approx 40.2$$

$$\text{乳用牛の推計頭数} = \text{集計結果} \times \text{倍率} = 150 \text{頭} \times 40.2 = 6,030 \text{頭}$$

(一) 三
はじめに

遺憾のないようにされたい。

調査の進め方、その調査結果を各方面で利用するので、結果の公表については、各方面から見て、できるだけ早く公表してほしいとの要望があるが、本年度は才一次集計結果の公表を一月延期した。これは昨年度は郵便調査の方式をとったので、一事務所六〇〇戸とは比べ難い容易に集計でき、また再調査の要もなかったのと、短期間に集計できたが、本年度は一事務所三〇〇戸であるが、面接調査票からの集計であり、また集計項目も増加しており、かつ再調査の理由も起つて来るなど、主として事務所における努力を要し、一カ月延期したのである。言うまでもないことを結果表の提出期限は必ず守られ、公表に

(五) 結果の公表

農務動態調査は、その調査結果を各方面で利用するので、結果の公表については、各方面から見て、できるだけ早く公表してほしいとの要望があるが、本年度は才一次集計結果の公表を一月延期した。これは昨年度は郵便調査の方式をとったので、一事務所六〇〇戸とは比べ難い容易に集計でき、また再調査の要もなかったのと、短期間に集計できたが、本年度は一事務所三〇〇戸であるが、面接調査票からの集計であり、また集計項目も増加しており、かつ再調査の理由も起つて来るなど、主として事務所における努力を要し、一カ月延期したのである。言うまでもないことを結果表の提出期限は必ず守られ、公表に

3 結果表の作成

(2) 標本農家総数は各事務所三〇〇戸とし、札幌事務所二五二〇戸、北見事務所九六〇戸、函館事務所一四九六戸、青森事務所一〇二四戸とする。

八〇

(2)

調査のある項目については、検討事項が書いてある。
 例へば、「出張」を調べる項目には、その前のぶだんいる世帯員の必と見比べて検討するように注意してあるし、人口の動態を調べる際には、前年二局一日現在の人口を計算し、相手に質問して念をおすようにしてある。かように、調査票に書いてある通りに検討したら、調査を始めに行けば、関連箇所は必ずチェックされるようになっていく。

(3)

集計しやすいようにしてある。
 集計をする事項は、なるべく票の右側に書いてあり、集計をする場合は、そこだけを見れば、割合に容易に集計ができるようにしてある。

なお注意事項に附したものは次の三通りである。

調査上の指示(次はどうか、何処へとぶとか)

調査事項の定義に関する注意

審査的を注意。(他との関連についてなど)

以上のようなる形で調査票が作られているのであるが、更に注意事項を二、三述べておく。

(1)

質問の順序は、調査票の通り進めろのが原則であるが、場合によつては変えてよい。例へば、最初相手と話しているうちに、話題がその家で飼っている乳用牛のことに移り、相手がその乳用牛について話をはじめたならば、その話の體を折ることなく、最初に乳用牛の項目を記入してよいのである。その時は相手の注意力が乳用牛に集中しているのを、その注意力の集中していることについて聞いてしまった方がよいのである。

(2)

質問する言葉は、調査票に書いてある通りの言葉を用いるのが原則であるが、その地方の方言を用いて差支えない。むしろ方言を使つた方が相手に親しみを感じさせ調査をよりよくするものである。また質問したことが相手に判らなければ、質問の意味内容を変えない範圍において他の言葉で

説明して貰ふなり。しかし答えを誘導するようなことを言つてはならない。例へば、畑の面積を相手が一ク反しと答えた場合に「つ反ちようどですね一ク反の畝の歩し」と言つたり、「確定」の処で相手は何歳買ったかを考へている時に「十歳位でしよう」と言つたりなどしこれはならない。

(3) 調査票をそのまま読誦してはならない。面接調査は、その名の如く、顔と顔とを接して、話し乍ら調査することと特色があるのであつて、調査票を筆誦みにしたのでは調査がどこまでもなつてゐる調査結果が得られないのである。あくまでも、なごやかに打ちとけて話しをするようにしなければならぬが、そのためには調査票を充分研究し、頭の中にしっかりと入れこめておくことが何よりも大事なことである。

以上述べたことに注意する外は、すでに行われたい種の面接調査の注意を起して、面接調査の特色を充分把握してゐるにたい。またこの面接調査の内容においても大半は昨年度の農業動態調査と全く同じであり、従つて各調査事項の定義や取扱いの約束も殆ど五年度、六年度の農業動態調査および一九五〇年度世界農業センサスのそれが踏襲されるのであるから、この手引では、新しい調査項目や取扱いについて、多少差つた点についてだけ説明することにする。

二 (二) 各項目について

前 文

農家に行つてゐるならば、まず自分の名前を言つて調査の主旨をよく話して相手に納得してもらふことが大切である。この前文は調査の主旨を簡単に書いてあるのであつて、この通りに話さなくてはならないのである。このような意味のことを言つて、相手が調査の主旨を納得してくれればよいのである。

また、人々、田畑、作物、牛馬等について簡単にきいてゐるが、これは相手に、このような内容のことを聞くのだと言ふことを説明するためと、その農家の大体の規模をまず頭に入れておいて、後の調査をよりやり易くするをためるのである。これらの回答は別に集計はしないから、この教書と調査票の中

の数字が喰ひ違つていてもさしつかえない。ただこの数字と極端に違う場合だけ、どちらが正しいのかをくりかえしてきいてもらいたい。

乙 養家人口

この項目は昨年より簡略化された。すなわち、本年度はふだんいる世帯員について、なまえ、世帯主との続柄、耳合、男女の別をきいて、世帯員総数、養業従事者数、兼業従事者数を調査し、次に出生、死亡、流入、流出数を調査するようにした。

すなわち本年度初めに加えた項目は次の通りである。

(1) 流入、流出数を都道府県内、都道府県外に区分して調査することにした。(調査票には取入、取出と書いてある。)

(2) 人口の差引計算を行つて、正確を期するようにした。その他は昨年度と同じであるが、若干注意すべき点とあげると取込先が都道府県内、都道府県外の区別は、当該養家を出て最初に住所を定めた所が都道府県内であるか、都道府県外であるかにより区別することとする。一旦都道府県内の地方都市に移転し、その後大都市に出るといふ取込の型は、通常見られるところのものであるが、ここではどこまで追及しない款である。

次に出生数がどうも偏少に出る傾向があることは、前二ヶ年の調査の結果から見えて明かである。これを防ぐ爲に、調査票にいろいろ注意すべき点をあげておいたから、調査を始める前にそれらの点に今一考注意を向けられたい。しかし、出生数の偏少に出るのは養民の心理的反応(例えば、生れこすぐ死んだ赤ん坊についてば全然答えない)というような、や世帯員の移動の頻繁さ(子を産んだ世帯員の取込、赤ん坊をつれての世帯員の取入)などによるのかも知れない。ともかく、このような事柄の存在に留意しつつ調査するようお願いする。

なお、養業従事者の程度、判断や、兼業の範囲などについて、解説にいろいろ問題はあつたと思ふが、

原則は農業センサスの場合と考へないものであるから、原則の線にぞつて解決するよう努めていゝべき
たい。

3. 土地面積

経営土地、貸付土地

従来と全く同じである。

経営耕地の異動

(1) 昨年度は、耕地そのものの形態の变化と、売買貸借などによる所有権或は耕作権の異動とを別々に

調査したが、今回は、経営耕地面積がどう言う理由で变化したかと言う形で調査することにした。

するわけ、前年と経営耕地面積が違つていゝとすれば、その増減は、土地そのものの形態が変つた

ことによるものか、或は耕地の形態はそのまま、売買貸借などによるものかを調査するのである。つ

まり、経営耕地面積の变化を動因として、次の段階の異動として变化の理由を調査。その理由の内訳

として、拡張縮減と、移動と、田畑変換をあげていゝのであつて、前年度までの調査が一次的に広

張縮減面積、経営耕地の移動面積、田畑変換面積をそれぞれ調べようとし、経営耕地面積の变化と比す

る直接関係はこゝになつたのを根本的に異なるとらえ方にし、誤である。そうして理由は、その方が調

査の正確を期し易いこと一例之は、他に売却された後の買受面積をとるといふような無理をなくと

るよいこと、この動態面積を二月一日現在の経営耕地面積から差引き計算して昨年二月一日現在の経

営耕地面積を求め、チェックの材料とすることゝすることのためである。

4. 農機具

農機具については、主要農機具をとりあげて我が国における農作業機械化の進展、畜力利用の状況が

よび新しい農機具の普及状態を調査することにした。調査項目は昨年と変つたと二つは、次の通りで

ある。

(1) 新に動力カッターを加えをが、これは飼料とい前に使用しているものに限定する。これは、町時産産業者の振興に伴い、漸次畜産農家に導入されつつある傾向にあるからである。

(2) 購入については、購入の仕方についてだけ調査することにして、購入後の使用の有無については調査しない。

なお、最近新しい種類の農機具が、いろいろ現れてきて調査項目のどれに計上されるべきか明確ならざるものもあるようであるから、それについて少し注意しておきたい。

(1) 「動力カッターベーター」大阪周辺や、北九州地など、最近「動力カッターベーター」と呼ばれるものがあるが、小型の耕整機の如き級別を果すものから、全く重中耕用のみの用途のものまであるようである。将来は一顧目録けて調査すべきものかも知れないが、今のところ地方的に限られているので、多少無理ではあるが、動力耕整機に含めることにした。動力用機械であること、耕作関係の機械であることから、動力耕整機に含める以外にないと思うが、やや型が異り過ぎるので、欄外に註記すると共に、印に○をつけて④として区別し、集計の際は、動力耕整機欄に()して内書きしておかれない。

(2) 「カッターベーター」我々はカッターの名稱で畜力用の中耕除草機（但し永田用中耕除草機を除く）のみを考えてきた。一九五〇年のセンサス以来さうである。動機調査においてもさうである。しかるに、前述の動力カッターベーターが現れ、また人力で使用するような小型のカッターベーターも現われ、紛らわしくなってきたようである。そこで、調査票に「カッター」とあるのは畜力用に限ることを明確にしたい。カッターベーターは中耕除草機の附いている形が基本形態であり、耕起又は碎土を主目的とする畜力機と混同することはまずあるまいと思う。但し、農家が「カッター」と考えているものが、実際は何であるか、上記の点に照して注意する必要がある。

(3) 「ダスター」これには人力用も動力用も含める。皆負い式の動力のついた新機種が現れをが、これ

を勿論ここに含めてよい。肥料用に発煙機が用いられる場合もあると聞かされた。それはここに含めたいし、噴霧機にも含めず、除外することにする。

5. 肥料

昨年と同様、供給の動向が問題とする。石灰窒素、過燐酸石灰、硫酸加里、塩化加里の五種類と、かきり一般的に用いられている化成肥料、配合肥料の購入数量を調査する外に、本耳麦は酸性土壌改良剤とからんとかく言われる石灰質（同様な肥料）の購入数量を別に調査することにした。そのために、礫石粉末、炭酸石灰または炭酸カルシウム肥料、生石灰、消石灰の三種を添加した。農家によつては使用の際に生石灰、消石灰の区別が判然としないこともあるが、この場合は生石灰として購入したか、消石灰として購入したかによつて計上された。

なお石灰質肥料は本耳麦類に添加したので、これについては次の表によつて簡単に説明をしよう。

	生 石 灰 (CaO)	消 石 灰 (Ca(OH) ₂)	炭酸カルシウム肥料(炭酸)(CaCO ₃)
製 法	石灰石と燐石(又は黒煙灰もしくはコークス)を鋳錬する焼成して製造する。 $CaCO_3 + C \rightarrow CaO + CO_2 \uparrow$ 12.9 ton a/c ton 1 con	生石灰を消化(すなわち水酸化カルシウムに水を加えて水酸化カルシウムとする)したもの $CaO + H_2O \rightarrow Ca(OH)_2$	石灰石をシヨークラシヤー、ボールミル等の粉砕機で粗砕し、ボールミルまたはチコフミル各ご細粉機で微粉砕したものを石灰石を物理的に粉末にしたもの
成 分 (収縮法に ある保証 成分最小量)	有効石灰のみを保証するものにはあつては有効石灰 80% 以上 有効石灰が有効君土を保証するものにあつてはその合計量 80% 以上	人 同生石灰 60 % ズ “ “ 60 %	く 同生石灰 53 % ズ “ “ 53 % 製品の粒の大きさは 40×10mm 篩を全個し 100×10mm 篩を 50% 以上通過するもの
肥効(効果)	三肥料其基本的な相違するものが生石灰灰は速効である。		
播種(開花)	32.5 kg 以	20 kg 炭	56 kg 炭又は 40 kg 炭
施用法および 取扱	石灰灰の外見は一般に塊状白色で水を注加すれば発熱反応を起して消石灰となる。主として水田に施用されることが多い。大気中を起す塵があるから取扱には注意をする。	消石灰灰は外見粉状白色を呈し主として水田及び畑に施用される。主として水田に施用される。大気中を起す塵があるから取扱には注意をする。	外見白色の微粉状乾燥しこおり取扱上は少しの忌酸もなく現存は主として畑地に利用されている。

- 精 考 (1) 石灰は主として、酸性土壌の改良、鉄、アルミナに富む土壌における腐敗の効事をあげるため、有機物の分解を良好ならしめ、又は鉍害を防止するなどのため施用する。
- (2) 一平方時に施すの量が 100 (10,000) あるものが 10 (100) ×10mm 篩である。この場合篩の目の大きさは (1 辺の長さ) は 1.65 (0.147) ミリ、斜金の太さは (通径) は 0.789 (0.1069) ミリである。

なお固形肥料として出廻るものの取扱いは、そのものが合成硫酸アンモニウム、副生硫酸アンモニウム、燐燐石炭、硫酸加里、塩化加里または泥炭を原料として使用し、アンモニウム性窒素可溶性燐酸および水溶性加里の何れか二以上を緑肥する配合肥料であつて固形であるものはこの調査では配合肥料として計上されたい。

6 家畜にわたり

今年度の農業動態調査においては、家畜にわたりの調査を最後にまつてきた。これは、例年のように家畜にわたりの現在飼養頭羽数ならびに一戸間の動態を調査するに止らず、畜産経営に關する調査を時に取り上げているからである。

[5]

あたりの家の家畜にわたりについで

この調査は例年の通り家畜にわたりの現在飼養頭羽数ならびにそれらの過去一戸間における動態に關する調査項目である。従つて大して説明の要はないと思つが、次に示る畜産経営に關する調査項目に對する準備的な事項と、従来と多少所収を変えた点について若干説明しておこう。

(1) 現在の家畜にわたりの飼養頭羽数

この調査従来と変わったところは、家畜の戸令別をとらないことにした点である。家畜の戸令別を毎戸調査する必要もないと考え、調査を簡便にしたのである。たゞ乳用牛のめすについてこの二歳未満と二歳以上の区別とにわたりについてこの大ヶ月未満と大ヶ月以上の区別とだけをとることにした。これは、牛乳、鶏卵の推計調査において乳牛、成牝頭数、成鶏雌羽数が併せて推計されているので、その数値とこの動態調査の推計値と調和させてチェックする手がかりとしたいためである。

次に、牛については大ヶ月未満、馬については一才未満、めん羊、山羊、豚については三ヶ月未満、兎については四十五日未満、にわたりについては六〇日未満の頭羽数を調査することにした。何故このような奇妙な戸令区分をしたかと言うと、農家を家畜飼養頭羽数階層に分ける際にそれらを除いて

取扱うことにしたのである。家畜調査員が飼養規程を区分するというのは飼養規程による区別なのだから、
 ときたま或る農家の飼養家畜が産んだ仔がいた場合、その仔を含めた頭数でその農家を分類すると、
 不当に大規模層に分類されることになる。何故なら、農家は産れた仔を乳離れを待つて売却するの
 が普通の様で、仔を含めた頭数だけの飼養規程を持つことは稀だからである。そこで乳離れ前の仔を
 除いて、言わば常時飼養頭羽数の觀念になるべく近いものにして、頭羽数階層に分けることにしたので
 ある。ところで家畜の仔を乳離れさせる時期は、地方により慣習がかなり異なるので調査上の統一を
 保つために、乳離れ期にはほぼ担当し、仔畜取引の慣習上およそ一定した時期——これら地方によつて
 異なるであらうが——とつて、大体それに該当する旨を令するにすることにした。その限
 界が先に述べた井大ヶ月、馬一才……等々なのである。従つて売却し得る旨に達し、これを売却せずに
 いる仔は、常時飼養頭羽数と見てよい訣である。にわたりの雛については、つた後最高大。日周迄
 は特別な育雛技術を必要とし、このような技術を持った養鶏家が多数の雛を育てた。日雛といふ
 それ以下のこともある——販売する争闘が多いのである。大。日未満の雛は、羽数階層を決める際の計算
 に含めないことにしたのである。さつとて、以上のような配慮を、この調査は二月一日現在で行われ
 るものであることを考えると、大家畜を除いては實際上大して必要がないように思われる。最後に
 大、中家畜については一才未満の頭数を計上することにしている。これはただ、次の動態の調査をチエ
 ックするため、動態項目は調査週れになり易いからそれを防ぐために設けたのである。

(ロ) (ハ) 家畜 にわたりの動態

大中家畜の動態についての調査項目も、基的には従来と変わりなく、理由も別を従来より簡単にして
 ある。この項目について肝要な点は、むしろ調査週れがないようにする点である。そのために、調査
 票に「急入りに注意書が入れているのである。動態の理由別は「生死」「急入」「その他」に三大別
 してあるが「その他」には昨年の調査で区分した「贈与」「譲受」「売却」「その他」の三番が

含まれていることは言うまでもない。

ところで、ここで注意することは、動態の取り扱い方を表へたことである。従来は「生死」「委託受託」は飼養家畜についての計上し、「売買」「贈与」「譲受」は所有家畜についての計上したのであり、飼養と所有とは必ずしも一致していないので、それらの増減を導引して、前年の飼養頭数を計算すると言うようすることはできなかったものである。それに對して、今回は、飼養家畜についての動態と、ことに限定したのである。すなわち、前年と飼養家畜が変つていゝるならば、それは如何なる理由——生死、売買、その他——によるものであるかを調べるのである。つまり、経営耕地の動態の取扱いと同一思想で、家畜の経緯からの出入を前提として、才二般の賣買として出入の理由を調べるわけである。従つて、売買の必に計上されるのは、自家所有の家畜を飼養している農家が、それを売買した場合に限定されることになる。そして自家所有でない家畜の売買、すなわち、買主が売買した場合、ここには「その他」に計上することに決めておく。つまり飼つていた家畜を所有主に返しと解する訳である。またここに計上する移動は實際に飼養家畜が移動した場合だけに限定する。例えば養つて飼つていた家畜を、自家で買取り、自家所有となつた場合——すなわち、家畜は移動せず所有権だけが移動した場合——は全然動態に計上しないことにする。このようにすると売買件数には調査から減れて計上されないものがあることとなるが、さうなつておむしろ動態の扉数がすつきりする方が望ましい訳である。

但し、家畜の売買件数についての上記の取扱ひ方の例外として、次の場合を約束しておく。すなわち、種つて飼つていた家畜が所有主により他へ売られた場合は、所有主に返したとして「その他」に計上されるけれども、その中には、畜産収益を分ける約束——例えば仔が生れたら、その仔を売つて利益を分ける約束——で家畜を種り、その家畜を売つた場合があり得る。この場合、農家としては、種つて飼うことによつて利益を得ているのであつて、やはり畜産の一つの型として見做すことはでき

なり。そこで、そう言うものを「その地」のうち、特に区分して「畜産収益を分け」として分別し、更に調査票の総りの右にある「家畜販売」の項目とも関係させ、チェックの一手続にすることにしなくてはなる。へだからここに「印」がつけば、(1)の家畜販売にも計上されなければならぬ。なお、兎、はわとりの動態を新に加えたのは、それを集計して統計を作る目的ではなく、(6)で過去一耳間に家畜、にわとりを飼ったことがある農家について、その旨向をするのである。このように農家が誤れないようにするをためである。

(二)

前年二月一日の大中家畜飼養調査
これは、経営耕地の動態で前年の耕地面積をきいて動態をチェックしたのと同様に、前年二月一日現在の大中家畜飼養調査をきいて、(1)(4)の庫きとったところに誤りがないかどうかをチェックするのである。これにチェックされる理由は、前述のところから明瞭であろう。家畜動態に聞き及ぶいろいろな注意されたいということ重ねて述べておく。

家畜、にわとりをどのようにして飼っているか、そしてどのように扱っているかについて、ここでは二月一日現在家畜、にわとりを飼っている農家および過去一耳間に飼ったことのある農家について、これは全項目を、現在飼っているもの、過去一耳間に飼ったことのない農家には、(1)(4)のサイロ、(6)の家畜委員だけをきく。

つまりここは、畜産経営に関する調査項目だから、全然畜産をやっていない農家にはきく必要がないのである。そこで、畜産をやっている農家(1)現在家畜にわとりを飼っている農家(2)現在飼っていない、過去一耳間に飼ったことのある農家(3)現在飼っていないが家畜を他に預けている農家に一応限定してわけである。

そして、これらに該当しない農家については(1)(4)のサイロだけをきくことにした。サイロだけはこれらに該当しない農家で、所有している場合があると考えられるからである。

また(3)現在飼つていないが、家畜を他に預けている農家——不耕作地主的な飼主——については、この項目で飼っているのは、(1)家畜委託(2)畜産物販売(3)家畜販売だけをみると考えられるが、他はきかないで(4)と(5)云う農家であるか否かを判定し、その結果によって(1)(2)の販売をきくことにし

と。
なお、共有の家畜を飼っている農家については、二月一日現在にその家畜のいる農家についてだけ二この項目をきくこととし、共有の家畜があつても二月一日現在にその家畜のいない農家については二この項目はきかないこととする。(但し、(1)西サイロ、(2)家畜委託だけはきく。)

(4) 飼養家畜の所有関係

我が国の農村においては家畜の飼養者と所有者とが一致しない場合が相当あることは周知の事柄である。そこでは下の畜産関係の調査項目に入る前に、調査農家の飼養家畜について所有関係を調いておくのである。ところで、自家の所有でない家畜を飼っているとするれば、他家のものを預けているか貸付られるものであるかのいずれかである。後者は言わば「家畜小作」と言うべきものと考えられ、最近それが増加の傾向にあるように、畜産関係の一つの問題とされて来ている実情にある。そして考えようによつてはこの問題(「家畜小作」の問題)は、畜産の問題であるに止らず、今後の農村社会の動向に影響する重大な問題であるかも知れないのである。従つて、この「家畜小作」と言うべき形態がどの程度波及しているかを知ることが重要である。それは、どういふのが「預託」で、どういふのが「貸付」(「小作」であるうか。幾念的には前者は単に家畜の飼養管理を委託するものであり、後者は養飼させるのみならず、飼養させることによつて何等かの畜産収入を上げさせ、収益を分配することを目的として家畜を貸付けると言うことがきよう。すなわち「預託」は単なる保管であるのに対し、「貸付」は資本たる家畜を貸付け、それから上る収益の一部を取得するのであつて、あつかる地主が耕地を貸付けて小作料を取得するのに似ている。幾念的には一応このように区別する

ことが可能であるが、實際に相々の場合に具體的に當つて見ると、種々採々な形態があつて「預託」「貸付」のいずれに適當するの判然としない場合も多いと思う。そこで調査にあつては、前述の概念を前提として、金錢または畜産物の授受の形態を基準として以下のように分類することにした。

(2) 預託料をもらわない場合（金錢、畜産物の授受が行われない場合）

これは多くの場合、家畜から畜産収益を上げたり、あるいはこれを役用に使用することは許されないもので、預託料が省略されている形といえよう。預つた側は實際的には預託料は厩肥の形で得ている訳である。預けを側は、家畜を収益の手段として利用しているが、どうすることの出来るまでの一定期間、家畜を飼養する能力がないので、農家に預けるのである。家畜商（馬喰）が一時的に多数の家畜を所有する場合とか、都市の競馬業者や專業搾乳業者が馬や乳用牛を一時農家に預ける如き、或は都市の肉畜が屠殺するまでの期間家畜を農家に預ける如きがその例である。因、地方公共団体などが優良血統の家畜の飼育を農家に依頼する場合も多く、種畜の場合などは種付料を農家にそのまゝ取寄せせることもあるが、それが預託料をなしにしている訳である。

ところで、厩料を支払つて片馬を預けると言うことは、農家の側をしばしば行われるところである。しかし多くの場合、それは農繁期に役用として厩受け、農作業に使役してその使用料を支払うものである。「クワ下片」などと呼ばれる慣行がその好い例であろう。従つてそれは一時的な厩入れであり、常時飼養家畜とは見なし得ない。だからここで飼養家畜の所有関係中に厩入といふのを含めなかつたのである。しかし、吾し常時厩入れていて、厩料を支払つていゝという形があつたらば、便宜上ここへ計上することとする。つまり預託料を貰わずに預つていゝ家畜を役用に使用した場合、その使用料を支払つていゝ形へそれが厩料のように見える」と見なす處である。そのような場合の例として次のような場合が考えられる。

(1) 家畜商から片馬を預つていて、農繁期には農作業に使用するが、その使用料を支払う場合。

何 名子制度の名義りとして、地主所有の級畜を飼養し、これを使用しを賜合それに対し何等かの代価を支払っている賜合。

い 分家したものゝが、本家より級畜を引継ぎ飼っている賜合。

（このような賜合には賃料を支払わない賜合もある。）

(6) 預託料を預う賜合

助 預に往へを賜合、預けを割から預った割に預託料が支払われるのが普通である。そして多くの賜合、原則として現金で支払われる。このような賜合は「預託」であることは明瞭であろう。

しかし、この預託料が一定額でなく、畜産物（乳、肉などの）価格の変動に左右されるようになる。漸次家畜小作（次う畜産収益を分ける賜合）の色彩が強くなつて来る。そのような賜合、初めの約束の性質や、料金の支払われ方を具体的に聞いて、預託料の色彩が強いか、畜産収益を分けるという色彩が強いかを判断されたい。例えば、豚肉商が仔を産家に預けて、肥育後引き取る際、産家に支払う金額を豚肉の時価により左右することがあるというが、これは本来一定なるべき預託料を、豚肉商が特に自己に有利なように切り下げるのにはあるまいかと思われる。若しそうであるならば、この腹に計上すべきであり、初めから豚販売価額（時価による）を分け合う形の約束であれば次の腹に計上すべきである。

(7) 畜産収益を分ける賜合

これは何等かの畜産物を得て、その一部を畜主に支払う賜合である。すなわち、畜産収益を畜主と飼養者が分け合う賜合である。分配率がどのようなものであつても、また畜産に対する支払が現金へ販売収入であるうと、現物であるうとを要さない。それは当業者間の契約で決めるのであるが、大體慣習的に決つていふところがある。ともあれ、種々雑多な形態があるにしても、家畜飼養の結果生じた収益の一部が畜主に還元する賜合は、すべてこの腹に含まれる。そしてこの賜合を「貸付」（家畜小

作」と考へることによつて。従来、家畜商が畜主としてこのやうな貸付を行つた場合が多かつたと思
われるが、最近では家畜商以外にも一般的に行われるようになったと云ふことである。前項およ
び前々項の説明と照合して、混乱しないようにされたい。また、畜産収益を分ける方式が、親か仔
を返す場合であればそれは次第に計上することとする。

(4) 親か仔を畜主に返す場合

畜主が仔取りを目的として農家に家畜を貸付ける場合がある。この場合「貸付」であることは
明瞭であるが、仔取りという目的かはつきりしていることと、このやうな形の貸付が多いと思われ
ることのため、前項と区別するようにしたのである。これは生れた仔を全部返す場合、生れた仔
の半分の頭数を返す場合などいろいろあるが、農家が家畜を飼養して、仔を取つたらば、その
仔を畜主に返して、親の飼養をつづけるか、仔を養つて親を返すかする場合であつて、牛乳加工業
者や公共団体などが、家畜飼養の普及のためによく行つた方法である。この場合にも実質的には畜主
と飼養者との間に畜産収益の分配が行われ、これと考へられ、従つて、家畜小作であるが、前項の
場合と特に区別してあるから、この項に入れるべき場合を前項の方へ入れないように注意されたい。
なお、この方法がとられる場合、公共団体が畜主であれば奨励的な意味に重点があるのであ
るから、更にその場合を区別することにする。但し、実質的には資金の貸付を受けて家畜を入手し
たでそれを返納してこない場合でも、農家は金を支払わず家畜を手に入れ、そこから家畜を
そのの貸付を受け、この如き考へをいざいしている場合があるかも知れないが、将来農家の支
払う金が貸付金の返納という性質のものと考えられれば、その家畜は預つているのであると貸付を受け
て、このやうな「預託」「貸付」は牛、馬、めん羊、豚について行われるものゝ、山羊、兎にわ
けは、このやうな「預託」「貸付」は牛、馬、めん羊、豚について行われるものゝ、山羊、兎にわ

けは、このやうな「預託」「貸付」は牛、馬、めん羊、豚について行われるものゝ、山羊、兎にわ
けは、このやうな「預託」「貸付」は牛、馬、めん羊、豚について行われるものゝ、山羊、兎にわ

(10)

かどうかの区別を問うだけにした。
家畜の入手方法

次に家畜を何才のときどこから入手したかを問う。これは農家がどう云う態度、或は意図で家畜を導入したかを示す指針として調査する項目である。前項で「預託」「貸付」により家畜を飼うに至った場合は既に聞いているのである。この項では自家所有の家畜についてだけ問うことにする。

(A) 何才のときから飼っているか

自家で生れたものか、何のとき買ったものか、親になつてから買ったものかの区別を問う。或であるが、この差は何を有するといふ意味の畜産を行っているかどうか、そういう技術があるかどうか、比較的継続的に家畜を飼養しているかどうかを示すものである。めん羊、山羊、兎についてはそのような差はあまり認められないのである。自家で生れたものと、そうでないものととの区別だけにし

て。
ここでの親と何の区別は(5)の(1)欄の何の区別と大体において照応させてある。にわりの「初生雛」と「中雛」の区別は、先に述べたように、通常つた後五〇日とか六〇日経たその分取引されるので、その期間以後のものを中雛と考えることにすれば、両者の区別は明瞭であり、また区別しに意味にもおなうと思う。例外的に五〇日或は六〇日以内の期間で入手した雛があったとしても、便宜的に中雛に入れることにしておこう。換言すれば初生雛とは、つた直後のもののみを言うと考えて差支ないと思う。

(B)

どこから入手したか

農家にとつて、家畜流通市場との関係は大きな問題である。ここではまず農家が家畜を購入する際の流通市場との接触のし方をとらえようとする設である。それは、農家の畜産に対する積極性、或は近代性を反映するものと考えられる。家畜流通の場は、家畜市場とその他とに大別される。二

こゝで言う家畜市場には、常設の家畜市場と定期的に開かれるいわゆる「市」がある。「市」とはどことこの馬市とか、牛市として知られているあの「市」のことである。家畜は今なおそういう地方都市の「市」で主として取引されている。そして「市」に出かけて、家畜を買ってくる農民は家畜の飼育に対し積極的な農民と言うことが出来る。家畜を多数の中から採択することになるからである。「市」に行つて、農民自身が取引して来る場合もあるが、また家畜商に依頼して買つて賣つて賣る場合もある。後者の場合、農民が「市」に出かけており、そこで取引が行われたのである限り「家畜市場」の項に入れる。家畜市場以外から入手した場合は五つに分けてあり、入手先が二つ以上の分類に属するときは、上の方を優先的にとる。家畜商というのはいわゆる馬喰のことである。家畜法により、その資格を有するものごとである。にわとりの場合、一羽業者から幾つ買つのが普通である。その「家畜商から」の項を「一羽業者から」と見ることにする。「組合から」というのは、組合を通じて購入する場合のことで、この組合とは農業協同組合に限らず、どんな名称の、又は形式の（例えば法人格を有しない）組合でも差支えない。

家畜市場以外からの入手先は、農家が直接採集した相手とする。すなわち、取引（売買）の相手の如何に拘らず、仲介者があれば、その仲介者——直接農家と話し合う——を入手先とするのである。組合をはじめ地方公共団体の施設や、家畜商の施設の組合など、そういう例は多いかと思ふ。なお、家畜を他の農家に預け、それを引き取った場合は、その家畜を最初手に入れた時のことではなく、自己の経営に入つて来た最近の事実により(A)も(B)も記入する。例えば、自家で生れを乳用牛の仔を他の農家に預けて飼育させ、親になつてから引き取つて飼育している場合は、(A)は「(1)自家で生れをしてはなく」(B)は「他の農家から」の欄に記入する。

飼料のやり方

(A) 自給飼料

飼料のやり方は、自給飼料と購入飼料に大別される。そして自給飼料は自家生産物と専らに分けられる。

自家生産物を家畜の飼料にする場合は、更に五種に分けられる。

才一は、本場の飼料作物を收穫して家畜に与える場合である。この場合、飼料作物には青刈を含むが、作物の種類は次に列挙するものに限定する。

(本場の飼料作物に限定する趣旨であるから、青刈の場合も本場青刈として取扱われる場合に限定する。とまた中途中で不作を見出し青刈した場合や、とうもろこしなど、作物してあるものの一部を飼引を納る意味で青刈した場合もここに含めない。)

デント、コーン、りんげぞう、うまごやし、サートーウィッケン、スエーデンカブ、飼料用ビート、きくいる、飼料用かぶ、飼料用かぼちゃ、りゆうぜつな、ハヤリーベツチ、チモシー、オートチャードクラス、アルファルファールサン、クロバー、ゲンタツキ、ブル、グラス、トールオート、グラス、レッド、トツス、スーダン、グラス、ルーピン、セラデラ、メドウ、フェスキエ、イタリアン、ライ、グラス、ベルニアル、ライ、グラス、メドウ、フォックス、チール、青刈とうもろこし、青刈大豆、青刈えん麦、青刈らゐ麦、青刈大麦、青刈きび、青刈あわ、青刈ひえ、青刈もろこし、青刈そば、青刈うんぐい、青刈ぞらまめ、青刈えんどう。

才二は、作物の副産物を家畜に与える場合である。甘藷の蔓とか茹つらなどがその主なるものである。

才三は、收穫した作物に加工する際生ずる副産物である。フスマがその主なるものである。米ヌカ、菜種油カスなどにもこれに含まれる。

依託加工して賣つて組合、カスに對しては、代金を支払わなければならぬ場合もあるというが、それは、加工費の表形したものと考えられ、従つて、購入飼料に計上せず、やはりここに

計上する。

才四は、炸物で人間の食用とされる部分を飼料とした場合である。ここに含まれるものは何と言つても粗飼としての麦と甘藷であろう。その他多くの炸物が飼料に供されるが、それらが本来食用となるべき部分であればつくずしてあつても實際には食用に適しなくなつていゝる。ここに含めることにする。最後に、蚕糞、蚕酒などの台所の屑などの、以上の四種のいすれにも含まれないものを「その他」として計上する。このように分類することは、調査の實際に當つて困難なこともあるが、このように分類することによつて、農家が飼料入手の上でいかになる條件に置かれているかを知らることができると想ふので、このやうな調査の主旨に副うやう調査された。

次に草の場合には臨時的に与えを程度のものは計上しない。常時与えるものに属することにする。最後に放牧、農牧であるが、これらはつきりその目的で、また常時一少くともある季節の間は、行われるものに限定する。殺畜として利用中をまだ生や鮮肉につないで草をくわせておいた場合は除く。

一なお、にわとりや放し飼は便宜上、この最後の項に入れることにした。

(5) 購入飼料

購入飼料について何まどれだけ購入したかといふことは、昨年の農業動態調査において調査したが、今年度も全く同様に調査する。調査する飼料の種類も昨年と同様に農産物からトルックでとりあげているふすま、米ぬか、麦ぬか、とうもろこし、えんどう、米ぬかの油粕、大豆粕、煎かすの八種類のもものと、相当一般的に使用されている配合飼料の九種類の外に、今年度は、家畜の飼料として普遍的に使用されているワラ、野草、乾草の粗飼料が追加してある。これは畜産の均題として特に今年度だけとり上げたのである。粗飼料はワラと野草、乾草だけあげてあるが、その他のものを購入する場合はまずあるまい。なお、ワラについては、腐食の敷つらにされるものもあるから、そ

れを区別するよう注意されたい。野草、乾草にはれんげごうは含まれない。粗飼料として非生産物にはつきり假定しないうちである。また野草を買ったと言ふのは、勿論草そのものを購入した場合のこと、入札により採草権を得た場合の如きはここに含めない。

草について

(7) 草刈場所

まず通常草刈を行ふ土地の種類をさぐ。採草地、放牧地といふのはセンサスにおける土地の利用種類の定義に従つてそれぞれであるから、農家の概念的な概念と混同しないように注意されたい。実際農家は山林の下草を利用する場合が多く、それを通常「草刈場」と呼んでゐるけれども、こゝでは「山林の下草」の項に含めなければならぬ。その他には鉄道敷地の堤とか路傍とか言つたような特殊な場所が考えられるが、該当する場合はいふまでもないと思ふ。

次にその草刈場所が自家の経営地であるか否かを問ふ。自家の経営地とは「己あるその家の土地のことである。それ以外の場合は他の経営地」ということにする。ところゝ、入会地（割地）でないものは、経営地でもないが、便宜上こちらに入れて、才一番にあげてある。次に演習地をあげたのは、最近米軍ならぬに防空隊に接収された山林又は採草地、放牧地が全国各地に相当あり、しかも所有、使用の關係が明確でなく、ゴタゴタしている場合が相当にあるらしく、また、そういう演習地で草刈を行つてゐる農家が多数存在しているやうであるからである。この場合経営地の判定を難しくすると、また経営地であろうと、演習地の項に計上する。才三は国有地である。かつ、経営地でもない土地である。国有地の下草を利用する場合などが多いと思ふ。最後に「その他」には以上より外に一切が入る筈であるが、他家の経営する山林の下草を利用する場合などが、その主なものであるう。但し、畦畔については、自家の経営地か否かの区別のめ

原則的には以上の如く言えるが、林野については、それが、誰の経営に属すると判定してよいか必ずしも明瞭でない場合が多いと思う。元来、林野については明かな経営というものが、考えられるかどうか疑問であつて、しかも、その利用者が錯綜している場合がかなりあるのである。例へば、山林の地盤の所有者と、立木の所有者と、草刈る権利を有する者とが別々であるというように、河川敷の利用のし方も、占有的に利用しているものから臨時隨處で草刈りするもの、入札により草刈権を得ているものといった具合にいろいろの場合があろう。今あげた例は、初めからそのは、自己の経営、後の二者は公共官地と見てよいと思う。分収林の場合なども、育林の主たる責任者をその山林の経営者とすべきであらう。部落育林は「その地」に含める。

(2) この類なる次の(4)の項は、該当があれば、幾つもの印がついてよいことは勿論である
 乾草をどこの草を何月頃作つたか

このようなことは今まで調査されたことがないので、調査結果が期待されるのであるが、一応どこで何月頃作られたという事実を知るに止め、その理由まで探究はしないことにした。どこでというものは草を刈る土地の種類のことである。

(b) 放牧 養牧を行つ場所

放牧、養牧を行つのは、いかなる種類の土地で、それは誰の経営地であるかということを知る。

草刈場所の場合と全く同じことを聞くのである。

(E) サイロについて

サイロの有無は畜産を本格的に行つてゐるか否かを示す指標と見ることを云ふよう。そして最近サイロの建設問題が大きくなり上げられている。けれどもサイロの実態はどうであらうか。どのような農家がサイロを持つてゐるであらうか。果して有効に使われているのであるうか。サイロ利用の現状は必ずしも満足すべき状態でないらしいと言われているけれども、その実態は明かでない。そ

は大別して三つある。才一は畜畜としてであり、才二は畜力の利用であり、才三は畜産物を得るためである。畜産と如何に得るかは才三の組合のみであることは言うまでもないが、有畜養業と云う観点からは才一、才二の目的も如何に得るにあり、と云う才一の目的は、結果的には家畜を飼つていゝ農家のすべてが行つてゐることであり、これを除いて才二の目的から見ていくことにした。勿論ここでは飼養家畜に限定して殺畜利用の有無を問ふのである。飼つてゐる家畜の利用を問ふるであつて、畜力利用一般を問ふのではないからである。

殺畜の利用は主として運搬であり、ついで農耕である。ところで運搬は農業のみに限することゝはなからず、有畜養業という観点からの畜力の利用は農耕に限定して見てもよいであらう。そこで、耕起、碎土、中耕除草に家畜を使用しをかどうか、それは水田においてであるか畑においてであるかを問ふこととした。耕起、碎土、中耕除草に畜力を使用しを組合は、いかなる農機具を使つたかを問ふをあげた。つうのはスキに、ハローは碎土機に含めることは言うまでもない。

(ホ) 委託家畜について

前に述べた畜産をやつてゐる農家のうち、不耕作地主的な畜主を著さないようにするをめぐり、土地面積の如何に経営面積に対して賃付面積を調査したのと同じように、飼養家畜に対するいわば賃付家畜と云う意味で、この項目を新にとり上げをめぐらした。

ここで問ふことは、調査当時、自家で飼養はしてゐないが他に預けてある家畜があるか否か、あれば何が何頭かと言ふことと、それがどう言ふ約束を預けてあるかと言ふことである。どう言ふ約束と言ふのは、前の「家畜所有関係」から述べたことと同じであり、それを畜主の側から見て場合に言及をせよとあるわけである。

更にもう一つ問ふことは、既にどのような家畜がいると否とに拘わらず、過去一年間に預けてある

に家畜或はその畜産物を他に売ったことがあるかどうかと言うことである。この場合の売ったという意味は、現物の移動に拘らず、金銭の授受が行われたいいうことに解釈する。この点、飼養家畜の動態と異なるから注意されたい。

そして売った二とがあるならば、次の(ハ)、(ト)の取売の項目を置く。

(ハ) 牛乳、鶏卵などの畜産物について

畜産経営により、生み出される畜産物には、家畜そのもの(畜成、肥育、仔とり)と家畜の産出するもの(牛乳、鶏卵、羊毛、兔毛、兔毛皮)とある。畜産物としては、経営者がわかりよいと思ひ、まず経営者から置くことにした。置く内容は、自家消費に充てたものを取売したかということと、取売した場合に取売先はどこであるかということである。するわち、まず農家が家畜を飼つていてこれらの畜産物を得ているとしたら、専ら自給的か現金収入源としていのかを問ねて、畜産経営の目的をはっきりし、ついで取売の場合については、農家の畜産物の流通市場との接触関係を問うのである。市場との接解のし方は、共同出荷の方法をとつていのか、個別に出荷しているかに大別し、個別に出荷している場合は出荷の相手、するわち取引先を五つに分置していける。この分類については特に説明するまでも多いと思ひ、先に置いてあるものを優先的に扱うことを原則とする。疑つて「会社」の項が優先的にとられるのである、加工業者の欄に計上されるのは、個人経営の加工業者のみということになる。又、小売店に取売する場合は「その他」に入れる。

出荷先が二ヶ所以上にわたる場合は、この欄は二ヶ所以上は「印」がついてる差支えないが、一方は特折し、しかも僅かしか出荷しないという場合は主たるもののみに「印」をつけることとしをい。

(ト) 家畜の取売について

農家が家畜を取売するのは肥育或は育成して仔を取つて売る場合、するわち畜産物を取売すると考えられる場合と、疑ま飼つていて家畜を一飼養の目的が何であるうと更新するのために取売する場合

すなわち銷却であつて畜産物の販賣とは考えられない場合とある。前者の畜産物を販賣すると考えられる場合に、それが如何なる形態で販賣されるか、すなわち、調直票にあげて「肥らせて肉用に（肥育し）」「種畜、種鶏として」「仔を育てて大きくして（育成し）」「その他」の区別は、養家が如何なる種類の畜産物を産んでゐるかを区別する指標となる。

実際の調直に當つては、このような区別が判然としないうちの場合も尙多あると思つて。

しかし、概念的には次のように区別されるので、養家の考えをよく聞いて、家畜飼養の目的が何れにあつたかによつて分類されたい。

調直票の順に説明すれば

「肥らせて肉用に（肥育し）」

仔或は親を肥らせて肉用に「すなわち運搬のため」に売られた場合である。専ら肉用として一定期間肥育するといふ形のとりかへられている場合のことは言うまでもないが、主として肥育を目的として飼養した家畜を販賣した場合、すべてこの欄に計上する。

「種畜、種鶏として」

親を売るにしろ、仔を売るにしろ、種畜、種鶏は、はじめからそのつくりを育成または繁殖を行はせるものであるから比較的明瞭に区別できると思ふ。

「仔を育てて大きくして（育成し）」

仔を育てて大きくし、それが販賣先で生畜として飼養又は使役される場合である。このような畜産物の行われている場合は比較的明瞭であらうと思ふ。ところで同じく仔を親に育てる、それが、肉用として売られる場合は肥育である。

「その他」

前に述べた畜産物の販賣とは考えられない場合、すなわち銷却の場合である。老廃母畜に属する

のを処分する場合は比較的賤賤であるが、それ以前に取扱えられる場合がしばしばあり、そのような場合、多かれ少かれ育成又は肥育が行われて最期判然とし離れるのであるが、売られた家畜は主として後畜又は畜産物を生むための家畜として飼育されていゝ場合、その売却は「更新」または「処分」と考えるのである。ここに計上することとした。家畜飼養を全然やめる場合はここに計上する。

「仔畜、雛（その他）」

種畜・種鶏としてゐる仔畜、雛を売った場合には例外はあるが、多くの場合いゝゆる仔とり或はつ納育雛の畜産を営んでゐると考えられるので種畜、種鶏以外を一括して「その他」とした。

家畜の販売についてゐる販売方法と販売先を調査することにしてゐる。販売方法は、家畜市場を利用する場合、組合の施設による場合、相手と直接取引による場合の三つに別けと。又三つの場合に相手を五分類してゐる。家畜商に依頼して市場を売って賣った場合も「家畜市場を通じこれに分類するのである」と販売先については、畜産物販売の場を述べたように先に書いてあるものが優先することとする。

家畜、にわとり飼養規則符号について

(1) 種類別家畜飼養規則符号

(5) (4)の現在飼養頭数に記入欄の(五) | するを、現在飼養頭数の計(6)から仔(カ)を差引いた頭数 | の頭数によつて各家畜、にわとりごとに符号を「この農家についてこの分類」欄に記入する。例えば(五)の頭数が、乳用牛一頭、豚三頭、にわとり十羽である農家については、「この農家についてこの分類」欄に次のように記入する。

この農家についてこの分類	元	6	0	0	0	e	f	g	h
	1	0	0	0	0	0	2	0	2

八七

大中、小家畜飼養規模別符号

種類別家畜飼養規模別の分類結果によつて、
 1. 4の3種類であるが「0」は「なし」、「1」
 養規模別符号「4」を表わしている。種類別家畜
 どれかに「1」、「2」、「3」の数字が一つでもあれば「大」
 の欄に「1」、「2」、「3」の何れもあれば「0」
 とかく。中家畜についても同様で「2」、「3」の
 符号を見て記入する。小家畜については「2」を
 見て、どちらかに「1」、「2」、「3」の数字が一つでもあ
 れば「1」、「2」共に「0」と記入す
 ることは、大中家畜と同様であるが、
 つた場合は二にも「4」と記入する。この点
 大中家畜の取扱いと異なるから注意されたい。
 例をあげれば

	a	b	c	d	e	f	g	h
二の 産家 についての分類	1	0	0	0	0	2	1	0

二の農家 についての分類	大	中	小
	/	/	/

二の輩・家 についての分類	a	b	c	d	e	f	g	h
	0	0	0	0	1	0	1	0

この調査 についての分類	大	中	小
	0	1	4

なおここに記入さるべき符號の組合せは次のノミ通りである。

114 104 014 004

111 101 011 001

110 100 010 000

四、換算表

1. 満年合算見表

満才	生 年	満才	生 年	満才	生 年	満才	生 年
才	昭和28年1月	才		才		才	
0	昭和27年	27	大正14年	53	明治32年	79	明治6年
1	昭和26年	28	13年	54	31年		
2	25年	29	12年			80	5年
3	24年			55	30年	81	4年
4	23年	30	11年	56	29年	82	3年
		31	10年	57	28年	83	2年
5	22年	32	9年	58	27年	84	1年
6	21年	33	8年	59	26年		
7	20年	34	7年			85	昭和3年
8	19年			60	25年	86	2年
9	18年	35	6年	61	24年	87	1年
		36	5年	62	23年	88	明治1年
10	17年	37	4年	63	22年	89	文久3年
11	16年	38	3年	64	21年		
12	15年	39	2年			90	2年
13	14年			65	20年	91	1年
14	13年	40	1年	66	19年	92	万延1年
		41	明治44年	67	18年	93	安政6年
15	12年	42	43年	68	17年	94	5年
16	11年	43	42年	69	16年		
17	10年	44	41年			95	4年
18	9年			70	15年	96	3年
19	8年	45	40年	71	14年	97	2年
		46	39年	72	13年	98	1年
20	7年	47	38年	73	12年	99	嘉永6年
21	6年	48	37年	74	11年		
22	5年	49	36年			100	5年
23	4年			75	10年	101	4年
24	3年	50	35年	76	9年	102	3年
		51	34年	77	8年	103	2年
25	2年	52	33年	78	7年	104	1年
26	1年						

八三九

備考 満年合算を求めるときからみる表

各年の1月中旬に生れた人は、ここに書いてある満才にもう1才を加える。

例えば大正10年1月に生れた人は満32才になる。

又 畝 歩 換 算 表

畝	歩
0.0	1
0.1	2~4
0.2	5~7
0.3	8~10
0.4	11~13
0.5	14~16
0.6	17~19
0.7	20~22
0.8	23~25
0.9	26~28
1.0	29~30

備考 本表は市勢所における集計の際に利用するに便利
である。

△
三
〇

(附) 質 疑 応 答

〔調査方法〕

(問) 山岡島嶼などの優越または積雪による交通不便地は cut off して調査から除外してよいか。

(答) 交通不便地に対しは郵送方法によるか、町打後編を通じて調査員に依頼するとか、できるだけ手段を尽して調査したい。真に止むを得ない場合は cut off しても差支ないが、その範囲はなるべく小さくするようにされたい。なおこの場合は、その理由と cut off した町村名およびそれに含まれる農家数(概数でよい)を本有に報告されたい。

〔調査項目〕

世帯員

(問) ふだんいる世帯員の範囲について

(イ) 長期入院患者 (ロ) 長期山岡に定住している者はどう取扱うか。

(答) 何れもふだんいる世帯員とする。

(問) 兼業の範囲について

(イ) 現金収入五〇〇円以上という限りに変化はないか。 (ロ) 林業を兼業と見なす範囲について

(答) (イ) 自営産業の家族従業員などこまめ含めるか、例えば子供の店番など扱い方。

(ロ) 支えない。しかし、兼業の判定は、収入金額によるのではないことを注意されたい。すなわち

自家農業以外の仕事に従事して収入を得ていることが、通常の状態であると言うことがオ一の要件である。(ここに通常の状態とは、必ずしも毎日と言うことなくともよいのである) 例えはその期間だけ他に出稼ぎに行くのである。それが毎年さまざまに出稼ぎに行くのであるれば通常の状態と見なすのである。

次に、その収入金額であるが、要するものは除外するのであつて、それは大体、一月間五〇〇。円は満ちないものは除くと云うことである。

だから、調査に当つては自家農業以外の収入が五〇〇。円以上あるかどうかをきく前に、他の仕事に従事しているかどうか、そして、それが通常の状態であるかどうかをきき、農業の否かを判断するのであつて、兼業と認められるものについて、更にその一月間の収入金額をきいて、五〇〇。円に満ちないものは除外するのである。

(ロ) たまたま山林収入があつたからと言つて、一列えは何十坪ぶりに立木を売つたからと言つて、山林収入とはしない。逆にたまたまその坪は山林収入がなくして、山林の撫育を計画的に行い、労働費用を投下していれば、山林の兼業と見なす。

(ハ) 通常、自家産業に従事しており、かつ必要な従事者という原則をあげるより外はない。この原則によつて実際の問題を判断される。多岐の志願くらは、急めなくともよいと思う。

3 (答) (問) 山菜をとつて、毎周一〇〇円位の収入を得ているものの兼業の種別は何か。

4 (答) (問) 自家産業とする。しかし、その規模が小さければ内職とする。

5 (答) (問) 一寸未満の赤ん坊を他からもらった場合はどう取扱うか。

6 (答) (問) 一他から入つてきた人（転入）に計上する。

7 (答) (問) 土地 陸田は田か畑か。

8 (答) (問) 田として取扱う。

9 (答) (問) 田畑転換を行つてゐる場合、田から畑に、或は畑から田に転換した坪に當つていれば、新地の動

10 (答) (問) 態に計上するべきか。

11 (答) (問) 計上するべきである。

3] 養 機 具

1 (問) 養機具の共有はどの範疇まゐとるか。例へば節給有、組合有は共有に含めるか。
(答) 原則として、資金を出し合つて養機具を購入した場合に限定する。しかし、それも、共同購入看か

2 (問) ニ〇ヤ以上の多数に上るものまで含める必要はあるか。
(答) 動力耕秣機を石油発動機つきで購入した場合、石油発動機の購入にも購入しをとして計上するか。

3 (問) (1)して註を附して計上する。レ印を付ける場合はしとする。
(答) 専ら兼業用のために購入した原動機も、原動機の購入機に計上するか。

4 (問) 計上する必要はない。するわち、農業用に使用される原動機の購入の場合のみ計上する。
(答) 畜力耕秣機は動力噴霧機に含めるか。

含めない。ここを言う動力とは、原動機による動力である。しかし、事務所として必要があれば、
棚外に畜力噴霧機として記入して可なり。

5 (問) 家畜、にわとり
(答) 養家の競馬にだけ使う馬を飼養している場合、飼養頭数に計上するか。
(問) 計上する

2 (問) 子ヤボもにわとりに含めるか。
(答) 含める。

3 (問) 資金のかたに家畜をもつて行かれた場合、動態の理由は何とするか。
(答) 「売つた」とする。

4 (問) 切迫屠殺した場合「売つた」として計上するか。
(答) 「死んだ」として計上する。

5 (問) 家畜の交換は売却に計上するか。
(答) 家畜の交換は売却に計上する。

(答) 計上する。

畜産

「市日」にその屠切の大體で雖などを売っていることがあるが、そういう雖を買った場合「入手死」は「家畜市場」とする。

(答) 「家畜市場」とはしない。そしてその場合、相手は誰か不明（つゆ業者か、小売商かなど）別

か不明の場合が多いと思うが「つゆ業者」とははっきり判れば「つゆ業者から」とするが、判らなければ「その他から」とする。

「種卵を買って自家でつ化した場合」「入手時の母令」は「自家で生れた」とするか「初生雛」とするか。

(答) 「自家で生れた」とする。

「穀は飼料作物か野草か」。

(答) 野草である。但し、畑に栽培された場合は飼料作物とする。

自家栽培の大根や葉を飼料に用いる場合、「自家生産物をやつと」の項に入れる。

(答) 「つら、イモ、芋」などの項に入れる。

家畜の飼料と薬剤の分別を明示されない。(例えばコロイカルなど)

(答) 飼料と解されようと、薬剤と解されようと、少量しか使用されないものは、この調査では計上する必要はない。

(答) 「サイロ」には、地面に穴を掘っている程度のもを含めるか。

(答) いわゆる「サイロ」と称しているもので簡便なものに限定する。

(答) 死を救して兎毛皮をとった場合、(ハ)の畜産物取扱より(ナ)の家畜取扱に計上されるべきではないか。

(答) 兎肉は自家消費し、兎毛皮は売却することもある。(ハ)に計上する。

8 (問)

(四)(五)の家畜入手先、(六)の畜産物販売先(七)の家畜販売先で相手がつ以上の分類に属する時は、先に書いてある方を優先するとあるのはどう言う意味か。

(答)

相手が二つ以上の分類に属する時と言つのは、例えば、馬を一頭買った場合、相手が畜産物販賣者であるか、馬喰であるか、馬を馬喰へ家畜商として売却する時と言つのは、馬喰から買った場合、馬喰(家畜商)と他の家との両方に売却するものである。

その他

(答)(問)

鑑機具にしろ、家畜にしろ、どの時点をもって売買が行われをとするか。代金が支払われるか、鑑機具や家畜が引渡されるかの何れかが行われておれば、売買の事実があつたと見なす。(肥料、飼料について同様に考える)

(註)

調査の特点及び期間は云うまでもなく次の如くであるが、限界点にある場合はよく細い線を引くようにこれをい。

「二月一日現在」——二月一日午前の時の分現在の意味である。総て二月一日中に起つた動態等は二月一日以後現在するものは含めなくてはならない。

従つて昭和二十七年二月一日(昭和二十八年一月三十一日)と書いてあるのは、昭和二十七年二月一日午前の時(昭和二十八年一月三十一日)午後十二時のことである。

(秘) 指定統計才3.9号

この調査は統計法に基づいて行うものであるが、税金、徴収など統計上の目的以外にこの調査を使用してはならない。

地域別	
階層別	
標本調査 の番号	
標本調査 の番号	

農業動態調査票

— 昭和28年2月1日調査 —

農 林 省

〔※調査開始 時 分〕

都道 郡市 町村 字 世帯主
府県 区名 名 名 氏名

〔※(1) 調査票のうち※印のついている箇所は調査担当者についての注意である。(2) () のある項目は該当のある場合はすべて該当欄の () の中に√印をつける。〕

〔※調査担当者は、まず農家に自分の名前を言い、調査にまた理由を言
って調査の主旨をよく納得してもらう。〕

今日はお忙しい您をお邪魔致します。私は農林省統計調査事務所
出張所の です。今日お伺いしたのは、あなたの家の農業につ
いて、いろいろお聞きして国の政治の役に立つ材料を作るためなのです。
つまり、農家は毎年どう変わってゆくか、そうしたら国としてはどう言う
政治をしなければならぬのかと言う資料を作るためなのです。こう言
う調査は全部の農家についてお聞きしたいのですが、日本には約600万
の農家がありますので、大へんお金と人手がかかるのです。それで、
毎年くい引きをして、あちった農家についてだけ調査をお願いすること
にしています。今年はあなたの家にあたりましたので、御面倒と思いますが、
あなたの家の農業について聞かせて下さい。言っただけのこと
とか他の人に洩れたり、そのためあなたの家に御迷惑のかかることは絶
対にありません。

ますか 作物は主に何を作っていますか 井場はありますか
 いる() いない()

ことである。すなわち住居、家計を共にしている人のことであつて
 居、家計を共にしていれば含まれる。

き、次に一人一人についてE、Fをきく。16人以上のときは紙をはり
 ては一番上の番号を○をかこむ。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
A															
B	世帯主														
C															
D															
E															
F															

(それぞれの人数の
合計を記入しておく)
↓

世帯員 総数	(1) (1)
人	A
男	人
女	人

	11	12	13	14	計
男	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人

	21	22	23	計
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人

八三八

※(F) 兼 業 の 種 類

兼期だけ 作業をする 人	21 自営産業 (家族従業者を 含む)	22 請務職員、技 術職員、教員、 賃労働者	23 日雇人夫、季 節出稼、内職、 賃仕事
--------------------	------------------------------	---------------------------------	--------------------------------

〔※ 賃労働者とは、いわゆる内傭労働者で、定期的に雇われている者である。〕

あなたの家の人は何人いますか

田畑はどの位耕作している

人

田 反、畑 反

[1] あなたの家の人について

※ここで家の人というのは世帯員の家族ばかりでなく同居人、雇人も性

(1) あなたの家にふだん

いる人についておき
きします

※はじめに全員についてA、B、C、Dをき
足す。なおこの調査に答えた人につい

※2月1日現在に旅行や出張などいなくても、ふだん入る人は含まれる。
長期の出稼も他に生活の本拠がある人は「ふだん入る人」とする。
2月1日現在に親せきの人や友人などが来ている、ふだん入る人は除く。
同居人、雇人も住居、家計を共にしていれば含まれるが、部屋代、食費などを明確に支払っ
ていれば除く。

A. おなまえは ※まず世帯主をかき、次に家族、同居人、雇人の別にき
れぞれ耳令の多い人から順にかく。赤ん坊を忘れずにきく。

B. 世帯主との続柄は ※必ずしも戸籍上の続柄でなくともよい。
同居人、雇人は 同居人、雇人とかく

C. としは満何才ですか

D. ※男女別〔※男女の文字をかく〕

E. あなたの家の農業などの程度をしていますか

※その程度をくわしくきいて(E)の符号をかく。(E)に該当しない
人にはは符号をつけない。また一人の人に二つ以上の符号をつけ
てはならない。少くとも世帯員のうち誰か一人には(E)の符号が
つかなければならぬ。

F. (※雇人は除く) あなたの家の農業以外にどんな仕事をしていますか

※その仕事の内容をくわしくきく。収入を得ていない人は除外し、収入を得てい
る人について(F)の符号をかく。但し、自営産業に従事している人は給料を
はっきりもらっているくても(F)とかく。一人の人に(F)の仕事が二つ以上あれ
ば、主なるものを一つかく。

ハ
三
九

※ (E) 農 業 従 事 の 程 度

11	ふだんこの家 の農業の中心 となって農作 業をする人	12	殆んど農作業 はしないが農 業経営の指図 だけする人	13	1 年を同じて 農作業を補助 的にする人	14	農 業 従 事 者
----	-------------------------------------	----	-------------------------------------	----	----------------------------	----	-----------------------

の表の最下端の文字を○をかくむ。

については、その籍家として農業と副業のどちらに多くの
よる) 農業が主か従かを決める。

日) まるに、あなたの家に生れた人がありましたか。

あった()

なかった()

※ 生れた人があればその人が死亡転出しない限り
(1) C. に〇オとして計上されている筈である。若し
(1) になければ(1)(2)に計上されなければならぬ。

※ (1) C. に〇オとノオの
人かいるかどうかを
見このオの人がいれけ
(1) に計上されなくて
よいのか、ノオの人がい
れば母会に誤りかあり
かをくりかえしてきいて
検討する。

日) まるに他からあなたの家に入って来た人がありましたか

あった()

なかった() → [※ (二) へとぶ]

その人はどこから来ましたか

男	女	計	(四) 出生
人	人	人	

	男	女	計	(一) 転入
県内	人	人	人	
県外				
計				

日) まるにあなたの家に死んだ人がありましたか

あった()

なかった() → [※ (三) へとぶ]

男	女	計	(二) 死亡
人	人	人	

まるに、あなたの家から他に出て行った人がありましたか

あった()

なかった() → [※ (四) へとぶ]

その人はどこへ行きましたか

	男	女	計	(三) 転出
県内	人	人	人	
県外				
計				

計) =

の人は 人 いましたか

そうだ() [※ そうでなければ、(1)(2)(3)(4)をくりかえしてきいて検討する]

※(1)をきき終わったら、この農家を専業兼業別に分類し、左下

(ロ) 昨年2月〔※昭和27年2月1日〕から今〔※昭和28年1月31〕

(ハ) 平成2年〔※昭和27年2月1日〕から今〔※昭和28年1月31日〕

(一) 昨年2月〔※昭和27年2月1日〕から今〔※昭和28年1月31〕

(木) 昨月2月〔※昭和27年2月1日〕から今〔※昭和28年1月31日〕

職業を紀とする論業職家業之
職業を主とする職業職家業ノ

【へ）〔※次の計算を行って次のことをきく〕

$$[(1)A] \text{ 増 } (2) \text{ 出生計 } - [(3) \text{ 喪入計 }] + [(4) \text{ 死亡計 }] + (5) \text{ 移出}$$

それでは昨年(※昭和24年)2月1日現在にはあるたの家

※ 経営農用地面積の狭別符号表

(01) 3反未満	(03) 5反以上 1町未満	(05) 1町5反 以上 2町未満	(07) 3町以上 5町未満	(09) 10町以上 20町未満	例外規定 (11)に該当す る農家	この農家 についての 分類	
(02) 3反以上 5反未満	(04) 1町以上 1町5反 未満	(06) 2町以上 3町未満	(08) 5町以上 10町未満	(10) 20町以上			

いまあるこの家で耕作している田畑や、その他農業に利用している土地についておききします

ア 田 (畦畔を含む)

イ 樹 園 地

ロ 畑

【※ ア 耕 地 計
(ア+イ+ロ)】

エ 採 草 地

フ 放 牧 地

ク 放牧する山林

ヘ 宅 地

ノ その他の農用地

【※ ノ 農 用 地 計
(エ+フ+ク+ヘ+ノ)】

カ 放牧しない山林

(所有地) (増入地) (その他) (計)
町反畝歩 町反畝歩 町反畝歩 町反畝歩

[2]
(1)
地 経 営

ア

イ

ロ

【

エ

フ

ク

ヘ

ノ

【

カ

2311

【2】あなたの家の土地について

(イ) ※ここでは2月1日現在の経営土地面積をきく。土地の種類別
に所有地（貸付地を除く）、借入地・その他別にきく。所有地の
うち、他に貸してある土地を除外することに注意する。また、休閑
田畑を忘れずにきく。（その他）とは借料を支払わないうち使用
している自家所有以外の土地である。

※ 稲田・麦作に畑作物を併作する田・わさび、くわい
はす、いなどを作った田、休閑などの田を含める。

※ 果樹園・茶園・桑園・その他の樹園（こうぞ、みまろなどの
園地、タケノコの採取を目的とする竹林など）を含める。

※ 普通畑・牧草畑・焼畑・苧苔畑・休閑などの畑を含める。

※ 別規定の農業の種類

※ 耕地計がA地域では1反、B地域では5畝に満たない場合
は、左に別規定の農業の種類を具体的にかく。

※ 肥料や飼料などの採草を目的としている土地である。
山林の下草を刈っている場合や、はつきり場所を定めな
い刈るものは採草地とはしない。

※ 放牧することによって、家畜が十分に飼料を得て成育
できる土地のことである。部分的に草を喰わせない養蚕のものは除く

※ きき落さないように注意する。

※ かんがい用の水路、溝池、永久的農圃、荒地などを含める

254

(ロ) いま〔※昭和28年2月1日現在〕あるその家へ、他に替してある土地がありますか

あ る () → [※土地の種類別に面積をきく。] →

な い () → [※(イ)へとぶ]

(ハ) あなたの家を耕作している田畑のうち、昨年2月〔※昭和27年2月1日〕から今〔※昭和28年1月31日〕までに焼畑しをり、焼りたりなどしたものがありませんか

※ふえてきたものも、交換分合したものも含める

あつた () → [※田畑別原因別をきく] →

なかつた () → [※(ニ)へとぶ]

※焼畑
災害
による
※あつた
ものを
しるもの

(ニ) あなたの家を耕作している田畑で、昨年2月〔※昭和27年2月1日〕から今〔※昭和28年1月31日〕までに災害でつぶれをり、焼しをりなどしたものがありませんか

※へってまたふえたものも交換分合したものも含める。

あつた () → [※田畑別原因別をきく] →

なかつた () → [※(ホ)へとぶ]

※(イ)と田畑の
※災害によるつぶ
用排水路、道路
などの交換分合
※他に分けてや
の交換分合

(ホ) [※(ハ)(ニ)の差引面積を計算し(イ)の田畑(樹園地を含む)面積から昭和27年2月1日現在の田畑面積を算出してつぎのことをきく。]

それでは昨年〔※昭和27年〕2月1日現在あなたの家を耕作している田畑の数をきく。そうぞう()

※そうぞうなければ(イ×ロ)(ニ)をくりかえしてきいて検討する。]

年/月

にきく

に注意

種 類		所有区分	使った農機具	使った農機具の所有区分				[3]
				自家(個人)所有のもの(1)	共有のもの(2)	借入のもの(3)	農作業に用いたもの(4)	
動力(ハンドトラクター、耕起機、デントラクターを含む)(1)			()	()	()	()	()	(1) 使用農機具
噴霧機	動力(2)		()	()	()	()	()	
	人力(3)		()	()	()	()	()	
脱穀機	動力(4)		()	()	()	()	()	
	足踏(5)		()	()	()	()	()	
畜力用の碎土機(6)			()	()	()	()	()	
カルチベーター(畜力用)(7)			()	()	()	()	()	
タスター(撒粉機)(8)			()	()	()	()	()	
動力カッター(飼料用)(9)			()	()	()	()	()	

種 類		個人共同別		種 類	個人共同別	個人共同別	[4]
		個人で	共同で				
電動機(1)		台	()	脱穀機	動力(6)	台	(1) 購入農機具
石油発動機(2)			()		足踏(7)		
動力(ハンドトラクター、耕起機、デントラクターを含む)(3)			()	畜力用の碎土機(8)			(1) 購入農機具
噴霧機	動力(4)		()	カルチベーター(畜力用)(9)			
	人力(5)		()	タスター(撒粉機)(10)			
				動力カッター(飼料用)(11)			

で、あとの

→

種 類	数 量	種 類	数 量	[4]
硫 安(1)	食	配合肥料(7)	食	
石灰窒素(2)		炭酸カルシウム肥料(タンカル)(8)		(1) 購入肥料
過磷酸石灰(3)		消石灰(9)		
硫酸加里(4)		生石灰(10)		(1) 購入肥料
塩化加里(5)		その他(11)	()	
化成肥料(6)			()	

八四六

〔3〕 あなたの家の農機具について

(1) あなたの家では、昨年2月〔※ 昭和27年2月1日〕から今〔昭和28年3月31日〕までに、次の農機具を使いましたか〔※ 農機具の種類ごと

※ 借りて使ったもの、賃作業してもらったものも含まれるから特
する

使った ()

使わない ()

(2) 昨年2月〔※ 昭和27年2月1日〕から今〔※ 昭和28年3月31日〕
までに、あなたの家だけで或は他の家と共同で買った農機具があ
りますか

買った () →〔※ その種類と個人共同の別をきく。〕

使わない () →〔※〔4〕へとぶ〕

〔4〕 あなたの家で買った肥料について

昨年2月〔※ 昭和27年2月1日〕から今〔※ 昭和28年3月31日〕ま
では肥料を買いましたか

買った () →〔※ その種類と数量をきく〕

使わない () →〔※〔5〕へとぶ〕

※
に(5)
符(1)
号(E)
をによつて
各畜産種類ごと

この畜家 について の分類	a	b	c	d	e	f	g	h
---------------------	---	---	---	---	---	---	---	---

種類 符号	乳用牛 (a)	肉用牛 (b)	馬 (c)	めん羊 (d)	山羊 (e)	豚 (f)	鶏 (g)	にわとり (h)	畜 産 別 家 畜 飼 養 規 模 別 符 号 表
0	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
1	1頭	1頭	1頭	1頭2頭	1頭2頭	1頭2頭	1頭以上 4頭以上	1羽以上 9羽以下	
2	2頭	2頭	2頭	3頭4頭	3頭4頭	3頭4頭	5頭以上 9頭以上	10羽以上 29羽以下	
3	3頭 以上	3頭 以上	3頭 以上	5頭 以上	5頭 以上	5頭 以上	10頭以上	30羽以上 49羽以下	
4								50羽以上	

区分 種類	(a) 乳用牛 ()	(b) 肉用牛 ()	(c) 馬 ()	(d) めん羊 ()	(e) 山羊 ()	(f) 豚 ()	(g) 鶏 ()	(h) にわとり ()	(5) (4) 飼 養 家 畜 ・ に わ と り
めす(A)	2才未満 2才以上	頭	頭	頭	頭	頭	頭	6ヶ月(A) 未満 6ヶ月以上 B めす	羽
おす(B)								おす	
計(C)									
仔(D)	6ヶ月未満	6ヶ月未満	1才未満	3ヶ月未満	3ヶ月未満	3ヶ月未満	45日未満	60日未満	
(E) (C)-(D)									
1才未満(F)									

種類 要因別	(a) 乳用牛 ()	(b) 肉用牛 ()	(c) 馬 ()	(d) めん羊 ()	(e) 山羊 ()	(f) 豚 ()	(g) 鶏 ()	(h) にわとり ()	(4) 層
生れ(1)	頭	頭	頭	頭	頭	頭			
買入(2)									
その他(3)									
計(4)									

※(1)の才未満とは
へて検討するふく
ともそれ以外の頭数
は計上されません
をうすい

経営農用地 面積を狭 別 符 号		この農家 について の分類	大	中	小	〔※右表の分類結果によって記入する〕
〔※(2)欄外の符号を転記する〕		大	中	小		
小 家 畜 飼 養 概 算 表	種 別 区 分	大 〔家牝牛、役肉用 牛、馬〕	中 〔めん羊、山羊、豚〕	小 〔鶏、にわとり〕		
なし 〔右表の 符号0〕		0	0	0		
あり 〔右表の 符号1 2,3,4〕		1	1	1	鶏の頭数を拘らず にわとり50羽以 上のときは 4	

〔5〕 あなたの家の家畜・にわとりについて

(1) いま〔※昭和28年2月1日現在〕あなたの家へ、家畜やにわとりを飼っていますか

※一時的に借りてきた家畜は除く。共有の家畜は2月1日現在にその家畜のいる農家に計上する。

いる () →〔※まずその種類をきいて次にその家畜についで細かく書く。〕
いない () →〔※にわとりもいるかどうか確かめる。〕

※ノオ未満(F)に頭数が計上されれば少くともそれだけの頭数は(B)に計上をしなければならぬ。

ハ
モ

(2) 昨年2月〔※昭和27年2月1日〕から今〔※昭和28年1月31日〕までにあなたの家に飼っている家畜・にわとりを生れたり、買った、もらったりなどしたものがありましたか

※ふえてまたへつたもの、例えば生れたのが売ってしまったものなど含まれる。

あった () →〔※まずその種類をきいて次に原因と頭数を書く〕

なかった () →〔※(1)のノオ未満に頭数が計上されていないかどうか確かめる。若し(1)のノオ未満に頭数が計上されていれば、少くともその頭数を(B)に計上される筈であるからぐりかえて書く〕

に
つ

種 類		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)
原因別		乳用牛 ()	役用牛 ()	馬 ()	めん羊 ()	山羊 ()	豚 ()	鶏 ()	ほか ()	減 ()
死 亡 (1)		頭	頭	頭	頭	頭	頭			少
売 っ た (2)										
その 他	畜産収益を分けた (3)									
	その他 (4)									
計 (5)										

日現在の頭数を算

※	乳用牛 (a)	役用牛 (b)	馬 (c)	めん羊 (d)	山羊 (e)	豚 (f)	差 (g)
※ 差引増減(減は △印(1)(2)計(1)(2))	頭	頭	頭	頭	頭	頭	31
※ 昭和27年2月/日 現在 (1)-(差引増) (1)+(差引減)							27 年

肉用牛 ~~~~~ 頭

たか

種 類		乳用牛 (a)	役用牛 (b)	馬 (c)	めん羊 (d)	山羊 (e)	豚 (f)	鶏 (g)	ほか (h)	(i)
所有別										
自 家 所 有 以 外	自家所有(共有をふくむ) (1)	()	()	()	()	()	()	()	()	所 有 別
	畜産料をもらわない (2)	()	()	()	()	()	()			
	畜産料をもらう (3)	()	()	()	()	()	()			
	畜産収益を分ける (4)	()	()	()	()	()	()	()	()	
	親の持ち分 組合共済団体 (5)	()	()	()	()	()	()			
その 他	その他 (6)	()	()	()	()	()	()			
	その他 (6)	()	()	()	()	()	()			

種 類	乳用牛 (a)	役用牛 (b)	馬 (c)	めん羊 (d)	山羊 (e)	豚 (f)	鶏 (g)	ほか (h)	(i)
生れた	()	()	自家で 生れた	()	()	自家で 生れた	()	自家で 生れた	()
6ヶ月 未 産	()	()	1才未満	()		生後3ヶ 月未満	()	初生雛	()
以上 未 産	()	()	1才以上 2才未満	()	()	3ヶ月 以 上	()	中 雛	()
以上	()	()	2才以上	()				成 鶏	()

入
手
時
の
年
令

(ハ) 昨年2月〔※昭和27年2月/日〕から今〔※昭和28年1月31日〕ま
あなたの家で飼っていた家畜にわとりで苑んだり、鶏ったり、他にや
りなどしたものがありませんか

※へってきたふえをもの例えば死んだがまを質入れたものなど含まれる

あった()→〔※まずその種類をきいて次に原因と頭数をきく〕→

なかった()→〔※(ニ)へとぶ〕

※(2)(3)に頭数が計上されれば(6)
(1)に必ず何等か計上されなければ
ならない。

(ニ)〔※(ロ)の(イ)の差引頭数を計算し、(イ)の計(ロ)から差引(一)で昭和27年2月/
出して次のことをきく〕

それでは昨年〔※昭和27年〕2月/日現在には 乳用牛 頭・役
馬 頭・めん羊 頭・山羊 頭・豚 頭 飼っていました

そうだ()→〔※(6)へとぶ〕〔※そうでなければ(イ)の(ロ)の(イ)をくりかえ
してきいて検討する〕

(6)〔※家畜にわとりを全く飼っていない農家および一戸の一年間に全く
飼わなかった農家(7)を見て判断する)には(イ)(E)のサイロと(ホ)の
家畜委託だけをきく。〕

家畜にわとりについていろいろ聞かされたをききましたがその家畜
にわとりをどのようにして飼っているかどのようにに殺されて
いるかということをおうかし詳しくきかせてください。

(イ) いす飼っている家畜はあなたの家のものをすかそれとも他から種
っているものをすか。

※家畜ごとに自家所有かをきく。自家所有以外のもの
については里にどう言う約束を種っているかをき
く。1印は二つ以上ついているより一頭の家畜につ
て二つ以上つけてはならない。

※(5)(ハ)に計上される家畜の種類と、ここに1印のつ
いた家畜の種類とは一致しなければならない。また(5)(イ)(ロ)
の頭数より1印の数が多くなつてはならない。

(ロ) 〔※(ハ)の自家所有(イ)に1印のついているものだけにきく〕

(A) その家畜にわとりは何才のと きからあなたの家で飼
っていますか

〔※家畜にわとりごとに飼いはじめを時の家畜にわとりの生令をきく
1印は二つ以上ついてもより一頭の家畜について二つ以上つけてはならない〕

生令	
(1)	自家で
(2)	生後未
(3)	6ヶ月 以下
(4)	2才

種類 入手先		乳用牛 (a)	殺肉用牛 (b)	馬 (c)	めん羊 (d)	山羊 (e)	豚 (f)	鶏 (g)	ほたて (h)	(i)
その他 て	家畜市場(1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	家畜商(2) (卸業者から)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	組合から(3)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	他業者から(4)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	会社から(5)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	その他から(6)	()	()	()	()	()	()	()	()	()

入
手
先
別

種類 供給方法		乳用牛 (a)	殺肉用牛 (b)	馬 (c)	めん羊 (d)	山羊 (e)	豚 (f)	鶏 (g)	ほたて (h)	(i)
自家 生産 物 を や つ た	飼料作物(1) (青刈り草)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	ワラエス ルなど(2)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	フスマ・ヌ カスなど(3)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	食用作物(4)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	その他(5)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	他から飼料 を買った(6)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
外 産 草 を 食 わ せ (放牧・放牧)	草を刈って 与えた(7)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	外産草を食 わせた(放牧・放牧)	()	()	()	()	()	()	()	()	()

飼
料
の
や
り
方

種 類	数 量	種 類	数 量	種 類	数 量	(i)
ふすま(1)	食	えん麦(5)	食	配合飼料(9)	食	(B)
米ぬか(2)		米ぬかの 油かす(6)		粗飼料 ワラ(10)		購入 飼 料
麦ぬか(3)		大豆かす(7)		野草 乾草(11)		
とうもろこし(4)		魚かす(8)		その他(12)		

八五二

(B) { ※(A) で(2)(3)(4)行のどれかに✓印がついたもの(すなわち自家で生れた以外のもの)についてだけ書く }

その家畜、にはとりはどこから手に入れましたか

{ ※家畜、にはわとりごとにはその入手先をきく
✓印は二つ以上ついてよいが一頭の家畜について二つ以上つけてはならない。 }

(V) (A) あなたの家では家畜、にはわとりのえさを昨年2月 { ※昭和20年2月1日 } から今 { ※昭和28年1月31日 } までに、
どのようにやりましたか

{ ※家畜、にはわとりごとにはその飼料のやり方をきく。
✓印は二つ以上ついてよい } _____

※(6) に✓印がつけば次の(B)をきく

※(7) に✓印がつけば次の(C)をきく

※(8) に✓印がつけば(にわとりを
除く) 次の(D)をきく

(V) (B) { ※(A) (6) に✓印のついた農家だけについて書く }

買った飼料の種類と数量を言ってください _____

場所 経営区分		採草地	山林の	畦畔	堤防	その他	(ハ) (ロ)	
		放牧地 (A)	下草 (B)	(C)	河川敷 (D)	(E)		
誰の経営地)ですか	自家の経営地 (1)	()	()	()	()	()	(1)	
	他の 経営 地	入会地 (2)	()	()		()		採 草
		演習地 (3)	()	()	()	()		
		官公営地 (4)	()	()	()	()		
		その他 (5)	()	()	()	()		

乾草採取地	()	()	()	()	()	(ロ)
時 期	6月 以前	7月	8月	9月	10月 以後	乾 草

場所 経営区分		採草地	山林	その他	(イ) (ロ)	
		放牧地 (A)	(B)	(C)		
管地) ですか	自家の経営地 (1)	()	()	()	放 牧 ・ 繋 牧	
	他の 経営 地	入会地 (2)	()	()		()
		演習地 (3)	()	()		()
		官公営地 (4)	()	()		()
		その他 (5)	()	()		()

※(1)✓印がつけば、それに相当する面積が(2)(4)に大きい場合とされている苦慮がある

大きさ 区分		大 {8天×15天 以上}	中 {5天×10天以上 8天×15天未満}	小 {5天×10天 未満}	(ハ) (ロ) イ ロ	
28年/月	あ る (1)	()	()	()		サ イ ロ
	使 っ た (2)	()	()	()		
	使 わ る い	こわれて いる (3)	()	()	()	
		必要が ない (4)	()	()	()	
		材料が ない (5)	()	()	()	
手不足 (6)		()	()	()		

(C) 【※(A)(7) に✓印のついた農家だけについて書く】

(1) 家畜はやる草をどこから刈ってききましたか、その土地は誰の土地か

※誰の経営地(必ずしも所有地ではない)かをよく注意して書く。✓印は二つ以上つけてよい。

※(1)に✓印がつけば、それは相当する面積が
(2)(1)に大抵の場合計上されている筈である

(2) その草で乾草を作りましたか

作った() → {どこで刈った草を作りましたか
何月頃刈りました

作らない() → 【※(D)へとぶ】

(D) 【※(A)(8) に✓印のついた農家だけについて書く】

家畜はどこで草を喰わせましたか、その土地は誰の土地か(※誰の経

営地(必ずしも所有地ではない)かをよく注意して書く。✓印は二つ以上つけてよい。

(E) ※全部の農家について書く

あなたの家にはサイロがありますか

ある() ない → 【※(=)へとぶ】

(1) その大きさはどの位ですか

(2) 昨年(月) 昭和(年) 月(日) から今(月) 昭和(年) 月(日) までにそのサイロを使いましたか

使った() → 【※(2)に✓印をつける】

使わない() → どうして使わなかったのか

【※ その理由によっては(3)(4)(5)(6)の何れかに✓印をつける】

さく]

ではある家の農作業にその片馬を使いましたか

耕起碎土		中耕除草		(二) 使役
田	畑	田	畑	
()	()	()	()	

スキ	碎土機	カルチベーター	水田中耕除草機	農機具
()	()	()	()	

畜力ありですか

区 分		乳用牛		肉用牛	馬	めん羊	山羊	豚	(三) 家畜登記
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	
預けている(1)		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
委託形態	委託料を払わない(2)	()	()	()	()	()	()	()	
	委託料を払う(3)	()	()	()	()	()	()	()	
	畜産収益を分ける(4)	()	()	()	()	()	()	()	
	親が仔をかえさせる(5)	()	()	()	()	()	()	()	

では、他に預

ましたか

家畜を売った	()	()	()	()	()	()	()	()	(四) 販売
畜産物を売った	(a)牛乳	()	(b)羊毛	()	(c)羊乳	()	()	()	

年〆月/日] から今

区 分		牛乳	羊毛	山羊乳	兔毛	鶏 納 (h)		(五) 畜産物販売自給
		(a)	(b)	(c)	兔毛皮 (f)	食卵	種卵	
売った(1)		()	()	()	()	()	()	
販売先(2)								
自家消費(3)		()	()	()	()	()	()	

八五

X(12)	同 相 手 に 直 接					
	出荷	会社	仲買人	加工業者	組合	その他
	A	B	C	D	E	F

(二) ※乳用牛、役肉用牛、馬の何れかを飼っている農家だけについて

昨年2月〔※昭和27年2月/日〕から今〔※昭和28年/月3/日〕ま

使った() → { と言う作業に使いましたか _____
その時どんな農機具を使いましたか _____

使わない() → { ※(ホ)へとぶ }

(ホ) ※全部の農家についてきく

(A) (イ)ま〔※昭和28年2月/日現在〕あるその家へ他に預けている家

ある() → { 何を何頭預けていますか _____
それはと言う納束で預けているのですか _____

※ 委託形態の該当欄に✓印をつける。
✓印は二つ以上ついてもよいが、一頭の家畜について二つ以上つけてはならない

ない() → { ※(B)へとぶ }

(B) 昨年2月〔※昭和27年2月/日〕から今〔※昭和28年/月3/日〕ま

けてある家畜或はその畜産物(牛乳羊毛山羊乳)を売ったことかあり

売った() → 何を売りましたか _____

売らない() → { ※(イ)へとぶ }

※ 売った農家については更に
必ず次の(イ)(ト)をきく

(イ)(A) あるその家では牛乳、綿、毛皮などの畜産物を昨年2月〔※昭和27

〔※昭和28年/月3/日〕までに他に売ったことがありましたか

売った() → { 何を売りましたか _____
それは相手に直接売ったのですが共同出荷したのですか
(※(ニ)表の符号をかく)

売らない() → { ※(B)へとぶ }

(B) その地自分の家のため

使った() → 何を使いましたか _____

はつかりましたか _____

使わない() → { ※(ト)へとぶ }

成育別	種 類		乳用牛	肉用牛	馬	山羊	山羊	豚	鶏	わとり	(ト)
	形 態		(ア)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ヘ)	(フ)	(ホ)	(ニ)	
成 畜 成 鶏	売 っ ち (1)		()	()	()	()	()	()	()	()	家 畜 は わ と り
	肥らせて肉用 (2)		()	()	()	()	()	()	()	()	
	種畜種鶏として (3)		()	()	()	()	()	()	()	()	
	写を育て大きくして (4)		()	()	()	()	()	()	()	()	
	そ の 他 (5)		()	()	()	()	()	()	()	()	
仔 畜 雛	売 っ ち (6)		()	()	()	()	()	()	()	()	販 売
	種畜種鶏として (7)		()	()	()	()	()	()	()	()	
	そ の 他 (8)		()	()	()	()	()	()	()	()	
	販 売 先 (9)		()	()	()	()	()	()	()	()	

(※ 調査終了 時 分)
(※ 調査所要時間 分)

畜 査	事務所担当	出張所長	出張者姓

調査担当者
氏 名

印

(ト) あなたの家では家畜にわとりを昨年2月〔※昭和27年2月1日〕

から今〔※昭和28年1月31日〕までに他に売ったことがありますか

売った() 売らない()

↓

(A) 何を売りましたか※その種類と性別別販売形態別をきいて
該当欄に✓印をつける。1印は二つ以上ついでるよいが一頭の家畜について二つ以上
つけてはならない。

※(5)(1)減分の(2)(3)(6)(16) 家畜垂死の(13)「売
った」と見比べて検討する。それらに計上された
家畜はここにも計上されていなければならぬ。

※(9) 家畜販売先 別符号表	家畜 市場 を通じて	組合を 通じて	相手に直接				
			家畜 商に	その他の 商人に	会社に	公民団 体に	その他に
	G	H	I	J	K	L	M

(B) それはどこを通じて売ったのですが〔※(9)表の符号をかく〕

農業をやつていて一番困ることはどんなことですか。

〔※調査が終わったならばもう一度調査票をよく見てきき落しがない
かどうか検討する〕

今日はお忙しいところを長い間いろいろと教えていただきまして有
難うございました。

農家カード作成の手引

一、農家カード作成要領

(一) 目 的

このカードは、各農家固有の諸性格を明にし、且つそれを指標化して統計調査部が行う農家母集団とする各種の統計調査、ならびに農林省各部署で行う各種の実態調査等に利用し次の効果をあげることを目的とする。

(7) 母集団を統一的に把握して、リスティング労力を節減し標本抽出作業の効率化を図る。

(2) 各種の指標による地域区分、階層分けにより標本調査設計の合理化を図り、もって抽本標本の適正な配分を行い、調査精度の向上を図る。

(二) 調査時期および対象

昭和二十七年より昭和二十九年に至る期間、毎年十二月一日現在で一九五〇年世界農業センサス規則の定義に該当するすべての農家（以下農家と称する）について、このカードを作成整備する。

(三) 記載事項

農家について次の事項を記載する。但し(※)印欄の記載は必要に応じて別に指示する。

1. 市区町村名、大字名、番地、世帯主氏名、部落名、調査区番号、農家番号、通し番号
2. 農家の種類

(1) 経営耕地面積広狭別、専業兼業別、兼業の種類別。

(2) (※) 経営農用地面積広狭別

3. 土 地

(2) 経営耕地面積（田、畑別）

(C) (b) ⑤ 経営農用地面積（総数のみ）
樹園地

(1) 桑園および果樹園の有無別。

(2) 茶園の有無別（自給、販売別）

(d) 林野

(1) 山林および山林のうち人工林の有無別。

(2) 採草地および放牧地の有無別。

4. 養蚕、（養蚕、夏秋養蚕前期および夏秋養蚕後期の有無別）

5. 畜産

(1) にわとりおよび乳用牛の飼養頭羽数による階層別。

(2) 役肉用牛、馬、めん羊および豚の飼養の有無別。

(3) サイロ所有の有無別

6. 農機具

動力耕耘機、動力噴霧機、およびカルチベーターの個人所有の有無別

7. 内水面水産業

内水面漁業、内水面養殖および水田養魚の経営の有無別。

8. 農作物

陸稲、小麦、大麦、稗麦、甘藷、馬鈴薯、大豆およびなたねの作付の有無別。

9. その他

地方特有の農産物など。

(四) 作付方法

統計調査事務所出張所長（以下出張所長と称する）は市区町村長、作物調査員（以下調査員と称する）などの協力を得て、これらを充分指導し、作物調査員の担当する区域（以下調査区と称する）ごとに、このカードを配布し、調査区内の農家について洩れなく、且つ重複することなく、経営耕地面積（および⑧経営農用地面積）は実数で、その他の記載事項はすべて別表所定の符号で記載し、作成が終ればこのカードを出張所長に提出する。出張所長はこのカードについて作成もれ重複の有無、記載事項の適否などを審査し、誤りがなければ市区町村別、調査区番号順に整備する。

但し昭和二十七年度におけるカードの作成は概ね下記の手順によることとする。

- (1) 統計調査事務所長（以下事務所長と称する）は、昭和二十七年農業動態調査の際に加除訂正した一九五〇年世界農業センサス農業事業体名簿（写）（以下名簿と称する）を各出張所長に送付する。
- (2) 出張所長は送付された名簿を各調査員に送付し調査員はその調査区の境界およびその調査区に含まれる農家などを確実に把握せしめる。

- (3) 調査員は出張所長の指示に基づき調査区内の農家について、このカードを作成し名簿と共に出張所長に提出する。

- (4) 出張所長は名簿その他の参考資料などに基きカードの作成もれ、重複の有無および記載事項の適否などを審査し、誤りがなければこのカードを市区町村別、調査区番号順に整備する。

- (5) 出張所長はこのカードの作成整備が終了したならば、直ちに名簿を事務所長に返送する。

- (6) なお、昭和二十七年度におけるカード整備が終了の時期は昭和二十八年三月末日までとする。

(五) 保存

このカードは別に定める期間まで、出張所長が出張所に保存する。

二、作放の目的および利用する調査の種類について

(一) リスティング労力を節減し、標本抽出作業の能率化をはかるために

1、昭和二十二年に統計調査機構が設立され、各都道府県に、作物報告事務所、同出張所が設置された当初には、作付面積調査、収穫高調査など、主としていわゆる属地的調査が行われていた。なおこれらの調査に利用するために、昭和二十四年度には耕地カード、抽出単位調査票が作成された。しかしこれより先、昭和二十四年三月には、農地調査が行われ、その後、農家経済調査、農産物生産費調査、一九五〇年度農業センサスなど農家を対象とするいわゆる属人的調査も次第に増えて来た。我々はその属人的調査の度毎に、遠く市区町村役場や農業協同組合、農業委員会などに依頼して行つて、一々調査対象である農家のリストを作成して来た。統計調査事務所と取場の名称が変わると共に、調査の種類も多くなり、且つ農家を対象とする属人的調査のウエイも重くなつて来た。現在行つてゐる主な調査をひろつてみると、農家動態調査、乳用牛調査、養鶏調査、経営規模別作付面積調査（面接調査）、作付面積申告調査、農家経済調査、農産物生産費調査、漁業動態調査などがあり、しかもこれらの調査を実施するためのリスト作成の業務は、母集団の確実な把握のためには是非とも、慎重に行わねばならぬ重要な業務であり、出張所の労力はこのためにかかりの負担となつてゐる。

3、農家を対象とするこれらの属人的調査を行うためには、必ずリスティングを行はねばならない。従つて適当な時期例えば夏作物調査の忘れた頃、すなわち十二月一日現在を一括して、このような属人的調査のためのリスティングが出来るならば、出張所における労力は節減され標本抽出作業は能率化される。

農家カードはこのような効果をあげるために作成されるもので、属人的調査に要するリスティング労力を節減し標本抽出作業の能率化をはかることを主眼とする。

々 なお現在その傾向があるように将来とも農林統計調査には、農家を対象とする属人的調査が多く採り入れられる傾向にある。昭和二十八年度にも次のような農家を対象とする属人的調査が新に予算に計上されている。すなわち、農業資材供給調査、農用林野の経営および利用に関する調査、農業生産技術に関する調査、耕地利用実態調査、作付面積事前調査、経営規模別施肥量調査、経営規模別収量調査、商品作物に関するさきどり調査、漁業センサスなど。我々はこれらの調査を行った場合には、リスチングを行わねばならない。一つ一つの調査ごとにリスチングのため市区町村役場などに、出かけて行くとなると以上あげた二〇種類の調査には二〇回でかけて行かねばならない。そうするには大変な労力負担となる。従つてこれらの調査のためのメルクマール（指標）を予め一定期日に一括して農家カードに記載しておくことと、た母集団の把握には手間が省けるから、是非とも農家カードを作成整備しておく必要があるわけである。（勿論農家カードの記載事項は逐次完全なものとするように考えてあるので、一定期日に一括作成したものが、個々の調査のリスチング作業の総べてに必ずしも間に合うとは云えないだろうが。）

(二)

1. 農家カードの作成整備を終ると、その中の符号や実数（田、畑面積だけ）によつて或はそれらを組合せて欄外の枠内に符号化しておくことによつて容易に農家を幾つかの階層に分けることができる。我々は今までの統計調査の体験から階層分けをすることによつて、標本調査の設計を合理化し、抽出標本数配分の適正化を図った。すなわち抽出標本数を減少させて、調査に要する経費と労力を節減し且つ、調査精度を向上させた。

2. なお昭和二十八年度予算には農家カードを集計して調査区カードを、調査区カードを集計して市区町村カードを作成整備することを予定している。市区町村カードによる地域区分、調査区カードによる階層分けを考えると以上の効果は更に向上できさるであらう。我々はここでも、調査労力が節減で

(三)

さると共に、経費も節減され、しかも調査精度を向上させる効果を知ることが出来る。

統計調査機構の確立のために

1. 報告調整法の実施によりレポート・コントロール（報告調整）と云うことがやかましく云われるようになった。現在、農林省内各部署で実施されている各種の調査のうちで、レポート・コントロールの対象になるものは、大調査だけでも約一五〇種類もあり、その他の調査を加えると約三〇〇種類と云はれている。しかもこれらの調査は、我々の統計調査部の組織で行うように漸次調整される傾向にある。その一つの例が昭和二十七年十二月一日現在で行った「緊急養蚕業基本調査」である。農林省内各部署でも今までのように、その出先機関を通じて、都道府県庁を通じて行う調査結果では、正しい農林行政を行うことの難しさを痛感しているようである。

2. これらの要望に応じて調査を行うためには、ふだんから、その準備をしておく必要があり農家カードの作成整備の必要なる所以もここにある。「統計調査事務局の出張所に行けば農家を対象とするあらゆる調査を行うことのできる農家カードがある」と云うことがはつきりすれば、このカードの利用価値が益々高くなりひいては統計調査機構の重要性は更に高められるであろう。

(四)

農家カードを利用する調査の種類

1. 統計調査部

(7) 既に実施中のもの

農業動態調査、乳用牛調査、養鶏調査、牛乳脂肪率調査、製茶調査、養蚕調査、経営規模別作付面積調査（面接調査）作付面積申告調査、農家経済調査、農産物生産費調査、漁業動態調査、水産業表式調査。

(2) 昭和二八年度予算に計上されて新に実施を予定されているもの。

農業資材需給調査、農用林野の経営および利用に関する調査、農業生産技術に関する調査、新

地利用実態調査、作付面積事前調査、経営規模別施肥量調査、経営規模別収量調査、商品作物に
関するききとり調査魚業センサス。

2 農林省内各部署

その必要に応じて利用する。

三 昭和二十七年度における農家カード作成方法について

1 このカードは毎年十二月一日現在の農家について作成するのが原則である。従って今までの農家動
態調査実施の際の名簿の加除訂正に代るものとして作成整備することが望ましいのである。然し二七
年度は「緊急農産業基本調査」が十二月一日に実施されることおよびこの農家カード作成は今年が初
年度であり、且つ大事業であることの二点を考慮して、各統計調査事務所長の权限で概ね昭和二十
八年三月末日までに作成整備を完了されたい。従って作成方法については、各統計調査事務所ごとに
それぞれ最良の方策がとられることと思うが参考までに本省で考えられることを述べる。次の通りで
ある。

2 先ず第一に、この事業を完遂するためには事務所長はこの農家カード作成の目的と必要性とを、事
務所および出張所の全職員に対して充分に、理解納得させて農家カード作成の意態を昂揚させること
が必要であろう。

次に事務所長は管内の市区町村に協力を依頼するように文書を出すとか、市区町村長会議などを利
用して口頭で依頼するとかの方法を講ずる必要がある。なかんずく第一線にあつて直接指導する出張所
職員と市区町村との間の円満な意態の疏通をはかるため万全の方途を講ずることが特に必要であらう。
すなわちこの農家カードは出張所職員だけの努力では、昭和二十八年三月末までには到底できないの
であつて、市区町村役場の吏員を始め、作物調査員などの絶大な協力なくしては完済できないのであ
る。

3. 調査員の選定については、我々の第一線機構である作物調査員が適当と思われるので作物調査員に依頼すること考えたが、時には、作物調査員以外の調査員も依頼することがあろう。この場合は、市区町村長や農協役員などと相談の上、市区町村の下部機構的なもの、例えば部落会長、連絡員、嘱託員又は市区町村の統計調査員などに依頼することと考えられる。

4. 各出張所長は、大体十二月中旬、下旬から一月上、中旬頃頃頃におそくとも一月下旬までには、同様の市区町村役場にでかけて調査員の依頼を終り、一月一杯には、この農家カードを調査員に手渡すようにしてもらいたい。

作物にあたっては市区町村ごとに調査員の指導会を開催して、記載方法を説明し充分納得させて正しく記載するように指導していただきたい。この場合調査員として一番問題になるのは、担当の調査区の範囲、すなわちどの地域まで担当して農家カードを作成したらいいのか。換言すると、自分の担当の農家は何戸位あるかと云うことであろう。これを明確ならしめるためには昭和二十七年農業者動態調査実施の際に加除訂正した名簿が一番役に立つと思うから、その名簿を調査員に手渡して、担当調査区の限界すなわち農家カード作成の対象となる農家の把握に便宜を与えるようにするのがよいと思う。但し、調査区が本郷たり、交通不便だったりして、一調査区一人主義でできないような場合は、二人ざととか三人とかに分担して作成してもらうことも考えられるし、反対に調査区が密集しているし、かつ優秀で協力してくれる調査員のいる処では、一人で二調査区以上を作成してもらうことも考えられるが、原則としては一調査区一調査員主義である方がよいと思う。

5. こうして一応調査員に農家のカードを手渡した後は、調査の為市区町村に出向くような機会をとらえて調査員を指導督励し、概ね二月一杯までに完成し、名簿と共に出張所長に提出するよう格段の配慮を願いたい。

6. こうして提出された農家カードについては名簿やその他の資料を参考にして、調査区内の農家が洩れていないか、或は重複していないか否かを確かめる。この場合、出張所長は、できれば調査区ごとに農

家番号を附し農家の所在を明示した調査区の略図を調査員から提出させておくと、脱漏や重複の有無を確かめるのに便利であろう。

なお昭和二十七年農業動態調査実施の際に加除訂正した名簿は、市区町村役場の配給台帳、農業委員会の耕作台帳などと照合してある筈だが念のため今一度これらの台帳などと照合してみるのめよ
 かるう。次いで記載事項が正しいか否かを審査する。もし誤りがあれば、また市区町村役場や調査員に連絡して三月末日までに正しい農家カードが作成されるように前記の操作を繰返して行うように努めてほしい。

7. 以上によつて正しい農家カードが作成されたならば、出張所長は名簿を事務所長に返送し農家カードは調査区ごとに、「ヒモ」又は「ゴム輪」のようなもので一括してくり、散逸しないように保管して各種調査に利用できるようにしておいてもらいたい。

四、要領について

項 目	説 明
(一) 調査の対象	昭和二十七年より昭和二十九年に至る期間において毎年十二月一日現在で一九五〇年世界農業センサス規則の定義に該当する農家のすべてについて農家カードを作成する。従つて農家カード作成に際して、先ず基礎となる農家の定義について充分に理解しておかねばならないので以下農家の定義（註）について述べることにする。
(二) 農家の定義	註 定義については茶園および内水面水産業経営を除き他はすべて一九五〇年世界農業センサス規則の定義を準用している。 農家とは農業経営を行つてゐる普通世帯で別に定める最低規模以上を経営するものが

7. 農業

(7) 耕種

よび例外規定に該当するものを云う。

ここで云う農業とは耕種養畜および養蚕のうちその一つ又は二つ以上を行うことをいう。

これらの耕種、養畜、養蚕について詳細に説明すれば次の通りである。

耕種（作物の栽培）は農業である。

耕種（作物の栽培）という場合には、稲、麦、雑穀、豆類、いも類、野菜、園芸作物、果樹、工芸用作物、飼料用緑肥作物、種苗、苗木をとるための作物など、および造林用の苗木を栽培することを指す。

ここで必要なのは、どこまでが作物の栽培に入るかをはっきりさせることである。たとえば水沼に自然に生えているセリをむいたり、山に自生しているカヤを刈り取ることとは作物の栽培ではない。

農業の範囲に入れる作物の栽培とは、作物の肥培管理をすることである。つまり植物が育つ間に、なにかの形で人間の労働を加え、その植物の成長をたすけるということがなければならぬ。

肥培管理というのは、ここでは作物の播種から成育の間に人間の労働を加え、その植物の成長を助けるに必要な作業を行って手入をすることを意味するのである。必ずしも肥料をやらなくてもよい。

次あげるようなものは人間にとって有用な生産物であつても肥培管理が行われなければそれを採取しても農業とは考えない。

山に自生する「あけび」「栗」「山いも」「かや」「わらび」「ぜんまい」などを採取すること。沼や水辺に自生する「セリ」「じゅんさい」などを採取すること。

竹林に自生するだけのことを採取することへしかしたけの二栽培の過程で肥培管理を行うものは農業に入る)

ここで注意しなければならぬのは、農業かどうかをさめる場合に「山いも」というような生産物の種類によつてさめるだけではないということである。同じ「山いも」でも畑にうえて手をかけて栽培するときは農業となるが、山に自生している「山いも」として売るのであれば農業とはしない。つまり生産物の種類によつてさめるのではなくてその生産物が播種から生育の間は人間の労働を加えられたかどうか、言いかえれば肥培管理が行われたかどうかによつて農業かどうかをさめるのである。

このように作物の栽培を行う農業を一まとめにして耕種という。

耕種には花類やぼんさいの栽培、マツシユルムや椎茸などの栽培も入る。

造林用苗木の栽培も耕種農業であるから注意されたい。

養畜は農業である

養畜というのは、ただ家畜を飼っているということではない。犬や猫を飼っているものや、馬車引きが馬を飼っているものは養畜としない。犬や猫は家庭で番をするためやかわいがるために飼っているのであるし、牛や馬を牛馬車引きが飼っているのはその牛や馬を使って運搬するための手段として飼っているのである。同じことは農家の飼っている役牛や役馬についても言える。農家の役牛馬は米や麦をとるための耕作の手段として飼っているものであつて、直接はその牛や馬の肉を食べたり仔をとったりするために飼っているのではない。

このように家畜を飼うことが、番をさせるためであつたりかわいがるためであつたり、または他の経済活動の手段として飼つたりしているのであればこれは養畜とはい

れない。

これに對して乳をしぼるためにホルシユタイン牛を飼つたり、羊毛をとるためめん羊を飼つてゐる場合、また仔牛をとつて売るため牛を飼つてゐる場合、あるいは豚をふとらせて肉用にして食べたり、売つたりする場合、これらはすべて家畜を飼つて家畜の生産物（牛乳、羊毛、仔牛、豚肉など）を得る目的で行われているのである。こういうものを養畜としてとりあげる。

ここで養畜というのは次の三つのものをふくんでいる。

(イ) 牛乳、山羊乳、鶏卵、その他の家禽の卵、羊毛、兔毛、獣皮、蜂蜜などのように家畜が直接に生産するもの即ち畜産物の生産。

(ロ) 仔牛、仔馬、仔豚その他の仔畜の生産、フ卵および種付。

これは家畜の生殖作用によつて家畜をふやすことに關係したもので、このような増殖を目的として家畜を飼う場合。

(ハ) 牛、馬、豚などぞそだて、あるいは肥らせ、これを畜畜として販売し、あるいは肉用にする場合など。家畜、家禽の育成と肥育を目的として家畜を飼う場合。

ここで家畜というのは、牛、馬、豚、羊などだけでなく、毛皮獣、家禽、蜜蜂などのすべてをふくめた広い意味で使つてある。

いま養畜に入るものの範圍をのべたが養畜という場合にはもう一つ注意しなければならぬことがある。

例えば地蜂の巣をとつてきて地蜂の子をたべたり売つたりしても養畜ではない。それは地蜂は自然に生育しているもので人間が、飼っているものではないからである。

さきほど耕種のところでのべたと同じように、その動物の飼育管理に人間の労働を加えないでただ採取だけをするものは養畜に入らない。

また、日本では猫、カナリヤ、オウムなどの愛玩用動物や小鳥などの飼養と生産は小鳥屋というような商業に分類される部門によつて営まれるのが普通であるから、愛玩用の動物や鳥類の繁殖を目的として飼つていても養畜には入れないことにする。さきで役牛馬を飼養することは養畜ではないと言つたが、役牛馬に使役しながら仔を生ませたり、あるいは数カ月の間、役用の使役を止めて肥育して販売したもの、は養畜の範疇に入る。役牛馬の仔をとつて放育させ販売することはいうまでもなく養畜である。

役牛、馬を肥育しないでそのまま販売した場合は農業とはしない。

養蚕と蚕種製造は農業である。

繭やテグスをとるために家蚕又は野蚕を飼育管理する場合を養蚕という。

緊急養蚕業基本調査（昭和二十七年十二月一日）では家蚕だけを養蚕としたが、ここでは野蚕（天蚕、柞蚕、エリ蚕など）の飼育管理も養蚕とする。

また、釣糸に使うテグスは繭にならぬままその蚕の幼虫を引きさいて作る方法があるが、この場合に蚕を飼育することも養蚕とする。繭はふつうは糸をとるための糸繭であるが、蚕種製造の原蚕を飼育する場合もあるから種繭を生産するために蚕を飼う場合および工場のような建物で大規模に蚕種製造を行うものも養蚕である。

住居および家計を共にする者の集りを普通世帯という。一人で家計を立てているものも一つの普通世帯とする。

住居は同じでも別に家計を立てているのは別々の普通世帯とする。又住居が別で家計

を共にしているものは一つの普通世帯とするが、この場合の住居が別というのは同じ敷地内にある家屋又は近隣の家屋に住んでいるということである。

いま述べた原則ではカード作成に当って一つの農家（普通世帯）とみたらよいが、別々の農家にするかの判別が難しいことも少くないので判別の目じるしになる点をのべておく。

(7) 一定の面積の土地や一定の頭数の家畜が農家ごとにはつきり分けられていないこと。

(8) 農家生産物がそれぞれ農家ごとにはつきり分けられていないこと。

上の二つの条件をもとに兼ねそなえたものは一つの農家とする。これと反対に、上の一つの条件だけそなえているものおよび二つの条件を兼ねそなえていないものは一つの農家としないで別々の農家とする。

いま例をあげて説明しよう。

分家したものが、税金や供出の面を考えると実際は分家していても本家と同じ世帯に入っていたり、同じ家に住んでいるようなことがある。この場合には

(7) 名目はどうであつても、本家と分家の間に田畑や家畜の持分がはつきり分けられていない場合。

(8) 供出上の名目のとりまえが一緒になつていなくても実際の供出代金や飯米のとりまえも本家と分家に分かれていない場合。

以上の場合には前に述べた考え方から当然一つの農家とする。

もしこの両家が実際に供出代金や飯米のとりまえをはつきりと本家と分家に分けていれば、土地や家畜の持分がわかれていなくても二つの農家とみて別々にする。そのとき

3. 最低規模

は土地や家畜は分け難いが、生産物のとりまゑから判断して両家に分けて計上し重ねてとつてはならない。

最低規模とは日本の国土をA、B、二地域に分けその地域の農業経営の特殊性（一毛作、二毛作など耕地利用の関係など）を考へて、各地域ごとに次のように定めたものである。

- (1) A 地域では経営耕地面積一反歩以上のもの。
- (2) B 地域では経営耕地面積五畝歩以上のもの。

各地域に属する都道府県は次の通りである。

A 地域

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山。

B 地域

東京、神奈川、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島。

4. 例外規定 に該当する もの

耕地面積が最低規模に満たないもの、あるいは全く土地を耕作しないものでも、次にあげる農業の一つ又は二つ以上を經營して過去一年間における農業生産物の販売価格が一万円以上のものを例外規定に該当するものという。ここでいう一万円とは現金租収入のことであつて、その農産物を売つて受取つた総金額である。だからその農産物を生産するのに必要な費用、運賃、税金などを差引かないまゑの「販売したときに受取つた総金額」とをいう。又生産資材や生活用品と物交して現金収入がなかったという場合はその

物とした品物を金額に見積つて一万円以上であつた場合は例外規定に該当するものとする。

(7) 耕種。

イ 温室、温床を利用して行う野菜、果樹、花類の促成栽培（促成栽培）

ロ 自然條件を利用し、それに人工的な設備を加えて行う野菜、果樹、花類の半促成栽培（半促成栽培）

ハ 穴ぐら、ふせ床などを利用して行う軟化栽培（軟化栽培）

ニ 露地で行う高級な野菜、果樹および花類の栽培（高級露地栽培）

ホ 野菜、果樹、花類の種子、苗、苗木、球根、塊茎の生産（種苗生産）

ヘ 薬用植物の栽培（薬用植物栽培）

ト わさび、たばこ、はつか除蟲菊、など特用商品作物の栽培（特用商品作物栽培）

チ マツシユールムおよび椎茸の栽培（食用茸栽培）

（2） 養畜

（2）

リ 搾乳を目的とする乳用牛の飼養（牛乳生産）

又 仔牛、仔馬生産を目的とする牛又は馬の飼養（仔牛馬生産）

ル 肥育を目的とする牛又は馬の飼養（牛馬肥育）

ヲ 搾乳を目的とする山羊の飼養（山羊乳生産）

ワ 羊毛の採取を目的とするめん羊の飼養（めん羊飼養）

力 肥育又は仔豚の生産を目的とする豚の飼養（養豚）

ヨ 毛皮の採取を目的とする狐、狸、ミンク、ヌートリアなどの毛皮獣の飼養（毛皮獣飼養）

獣飼養）

(三) 農家カードの記載について

- タ 毛皮又は兔肉の販売を目的とする普通兔の飼養（普通兔飼養）
- レ 採毛を目的とするアンゴラ兔の飼養（アンゴラ兔飼養）
- ソ 卵の生産を目的とする鶏、あひるの飼養（採卵）
- ツ 鳥肉の販売を目的とする鶏、あひる、がちょう、と面鳥の飼養（鳥肉生産）
- ネ 初生雛及び中雛の販売を目的とする孵卵業および育雛業（孵卵育雛）
- ナ 蜂密の採取を目的とする養蜂（養蜂）
- (3) 養 蚕
- ラ 繭生産（種繭をふくむ）を営むもの（繭生産）
- ム 蚕種製造を営むもの（蚕種製造）

エ 記載方法

項 目	説 明
7. 記載区分	出張所長が記載するものと調査員が記載するものは記載欄の※印の有無によって次のように区分する。 区 分 ※のある欄 出張所長 ※のない欄 調査員 (7) 出張所長は ⑦ 前に述べた※印のある欄に市区町村名、大字名、調査区番号などを記載する。

⑦ 実数で記載するもの

② 符号で記載するもの

③ 該当の月日を記載しその理由を○でかこむ

(2)

②

なお家畜、農機具、農作物作付の有無および特殊農産物欄の空欄は各統計調査事務所で必要と認める項目の記載欄であるからその記載方法は事務所長で決められたい。(出張所長が勝手に決めてはならない。)

調査員は、先づ農家カードの番地、世帯主氏名、農家番号等を記載し調査項目に付いては次の三つの方法で記載する。

経営耕地面積(田、畑および計)

経営農用地面積

イ、農家の種類(経営耕地面積広狭別、専業兼業別、兼業の種類別)

ロ、経営土地(桑園、果樹園、茶園(自給、販売別)、山林、山林のうちの人工林、採草地および放牧地の有無別)

ハ、林野に入会の有無

ニ、養蚕(春蚕、夏秋蚕前期および後期の有無別)

ホ、畜産(にわとりおよび乳用牛の頭羽数階層別、殺肉用牛、馬、めん羊、豚およびサイロの有無別)

ヘ、農機具(動力耕耘機、動力噴霧機、および動力脱穀機カルチベーターの有無別)

ト、内水面水産業経営の有無別(内水面漁業、内水面養殖および水田養魚の別)

チ、農作物作付の有無

リ、特殊農産物

増減

(3) 出張所長は調査員から農家カードを蒐集し終ると作成済れや重複の有無および記載事項の適否などを審査し、誤りがなければ調査区ごと整理して後に述べる方法で表

3、記載上の注意事項

4、記載項目の取扱い方

① 市区町村名、大字名
② 調査区番号

③ 通し番号
(表面)

④ 農家番号
および通し
番号(裏面)

面の通し番号を市区町村ごとに記載する。

(7) 記載事項は経営耕地面積および経営農用地面積は実数でその他はすべて符号で記載する。符号は別紙所定の符号表による。

(2) 記載については次の通りとする。

② 調査員はすべて鉛筆ではっきりと記載する。

③ 出張所ではすべて黒又は青インキを用い赤その他の色インキ、ボールペンおよび鉛筆は用いないこと。

但し表面の調査区番号、農家番号は必ず鉛筆書のままにしておくこと。

訂正した箇所は二本線をひき消したことを明かにする。

出張所長が記入するもの

ともに行政区域による。

世界農業センサスの際に作成した名簿作成のときと全く同じ考え方である。すなわち市区町村毎にその市区町村の北西部を基点とし、その調査区を調査区番号、7とし、以下時計の進む方向に中心部へ向って順次一連番号で記載する。

市区町村ごとに農家の一連番号をつける。すなわち調査区番号1農家番号1の農家を1とし調査区番号2番の最初の農家は調査区番号一番の最後の農家番号の次番となる。裏面の農家番号および通し番号は、各抽出調査の種類ごとの番号であり各抽出調査ごとの標本調査区数および標本農家数に応じて記載されるものであるから今回の作成に際しては空欄のまましておく。

⑤ 農家カードの表面および裏面の上部の番号を附し小さな枠

世帯主氏名

部落名

農家番号

(表面)

これは欄内項目の組合せをとつた場合などの記入欄に利用するのであるから今回作
成の際は、何も記入しないでおく。

(2) 調査員の記載するもの

⑦ 調査員は先ず欄外の番地、世帯主氏名、部落名、農家番号を記入する。

これについて説明すると次の通りである。

世帯主というのはその農家を代表するような人、つまり近所で「誰々さんの家」と呼びならわされている「誰々さん」の名前を書くのである。多くの場合それは家計の中心となつてゐる人であらうが、通常世帯主といへばこの意味に用いられる。必ずしもそうでなくてもよい。例えばおぢいさんがまだ健在で、その農家がおぢいさんの名前で呼ばれる方が通りが良い場合は、實際上家計の切廻しあるいは農家の経営が主として息子によつて行われているとしても、世帯主はおぢいさんにする。小字名のことであるが通称の呼名でもよい。例えば梶木と云う小学があつて農家の数は約一ニ〇戸もある。その中が更に境目、深野、江之口と三つの調査区に分れてゐるような場合は梶木と書かないで調査区のある境目、深野、江之口と書くようにする。

農家カード表面の農家番号は調査区ごとに最初に記載した農家を農家番号として以下道順に従つて記載する（この番号は道順以外の基準によつてはならない）

なお調査員は農家番号を記載する際は必ず鉛筆で記載する。

但し昭和二八年度二九年度において調査区内の農家数が異動により増加、減少した場合、最初の番号はその儘にして増減のあつた番号だけを次の様に変える。

② 経営土

地面積

1. 経営耕地

面積

(1) 田

(ロ) 畑

a. 最初の番号 1, 2, 3, 4, 5

b. 増加のあった場合 1, 2, 3, 3, 1 (7) 3, 5

(例えば農家番号3の近くに新にできた農家の番号は3, 1 (7)とする)

c. 減少のあった場合

(例えば農家番号4が農家でなくなった場合)

d. 増加、減少ともにあった場合 1, 2, 3, 1 (7) 5

表面下段の経営耕地面積、経営農用地面積は実数で記載する。この場合、面積の一五歩未満は切捨て、一五歩以上は切上げて取単位にする。

田とは水をたたへる設備のある耕地をいう。夏作は稲を作らないで畑作物を作つたものも水をたたえる設備があれば田とする。但し果樹、桑、茶、などの永年性木本植物の植えてある耕地は田としないで畑とする。ワサビ、蓮、イ、クワイゼリなどを作っている田などは田に計上する。

田の面積には必ず畦畔の面積をふくめるから注意する。

畑には樹園地、普通畑、牧草畑、焼畑、切替畑をふくむ

田も畑も休用又は耕作放棄をしたがまだ田および畑としての性質を失っており、なお宅地を耕鋤して畑作が行われておりその面積が一畝以上になる場合は宅地から除いて畑面積として計上する。また竹林のうちたけのこをとする目的で肥培管理を行う竹林、ハゼ、コリヤナギ、コウゾ、ミツマタ、桐などを栽培してい

ロ 経営農用地面積

る畑、その他観賞用樹木栽培地などは樹園地である。これは畑面積として計上することゝ忘れてはならない。

経営耕地面積には、田と畑の合計を記載する。ここで特に注意したいのは市町村役場でも部落の調査員でも田の面積は比較的よく知っているが畑の面積はよく分っていない場合があるから畑の面積については正しく記載するように指導されたい。

農家の経営に属するイ、経営耕地面積の田畑（樹園地を含む）の外に採草地、放牧地、放牧する山林、宅地およびかんがい用の水路、溜池、永久的農道などへその他の農用地を加えたものを経営農用地という。

③ 農家の種類

1. 経営耕地面積別

これらの合計面積をこの欄に記載する。
以下符号で記載する項目について説明する。

この欄は先に述べた自家の経営に属する。（畦畔を含む）畑（樹園地を含む）の合計すなわち経営耕地面積を狭別一〇一〜一〇一の符号で記載する。

経営耕地面積三反未満のもの 一〇一

三反以上五反未満 一〇二

五反 一町 一〇三

一町 一町五反 一〇四

一町五反 二町 一〇五

二町 三町 一〇六

口
別 專業兼業

經營新地面積三町以上五町未満 一〇七

“ 五町 “ 一〇町 “ 一〇八

“ 一〇町 “ 二〇町 “ 一〇九

“ 二〇町以上のもの 一一〇

例外規定に該当するもの 一一一

專業農家か兼業農家かの区別は世帯員の間に、恒常的に自家農業（農業）については前に述べた）以外の仕事をして収入を得ている人（自家農業にも従事していてもよい）がいるかどうかによつて決める。

（恒常的にとは、必ずしも毎日ということに限らないので、例えば冬の間に他へ出張に行くのでもそれが毎年働きに行くのであればやはり恒常的にということになる）このような人が一人でもいれば兼業農家とする（但し自家農業以外の仕事の一年間の収入が大体五、〇〇〇円に満たない人は除外する。）

このような人が一人もいなければ專業農家とすることは勿論である。

次に兼業農家については更に

1. 農業を主とする兼業農家

2. 農業を従とする兼業農家

の二つに区分する。これはその農家の労働量が農業と兼業のどちらに多く投下されているかによつて決まる。農業に対して多ければ農業を主とする兼業農家とし、兼業に対して多い場合は農業を従とする兼業農家とする。もしも労働の投下量が同じであれば双方の年間現金収入（現物は現金に換算）を比べて多い方で定める。符号は專業農家ならば、21. 農業を主とする兼業農家は、22. 農業を従とする

農業を従とする兼業農家は、とする。

ここでいう世帯員とは農家の定義で前に述べた普通世帯を構成している人のことである。すなわちふだん家にいること、同一家計内にあるということの二つの條件で決定される。

ふだん家にいるという趣味はその家にいるのが常態であるという事である。だから農家カードを作成する時たまたま家にいないで親せきに行つてゐるとか旅行に出ている者は勿論ここに含まれる。かなり長期にわたつて季節出張、行商に出ているも、出先に明確な住居の本拠が無ければここに含まれる。逆にたまたま作成する時に農家に来ても、或はかなり長期にわたつてその家に滞在していても、その人が別の本拠とする住居を持つてゐるその家に出向いて来ているのであれば、ここに含めてはならない。

次に同一家計内にあるということとは、これは世帯員を経済的な単位として見ようとするのであつて、世帯主との統制から世帯員の範囲を決めるのではない。だから世帯主と血縁的な関係があつても、あるいは同一の戸籍があつても、かまどを別にし家計収支を別にしていればここでは世帯員には入らない。

逆に親せきとしてのつながりがなくとも、かまどを一つにしていれば世帯員に入れる。だから通常同居人と考えられているものでも家計を独立して營んで居り下宿料を明確に収めているものを除いては、すべて世帯員に入れる。

それから雇人としてその家に生活している者も当然世帯員に含まれる。いわゆる住込みの常雇であつて（農業常雇に限らず家事常雇、兼業のための商業や工業なども経営するための常雇）その家で食事をし生活をしている限り世帯員に含め

ハ 兼業の種
類別

(イ) 自家産業

(ロ) その他

るわけである。

勿論、雇人であつても比較的明確な賃労働者であつて単にその家に下宿していると考えられる場合、例えばその農家の兼業として経営している工場の従業員がその農家に同居し、下宿料を支払つていたり、或は給料賃金からまかない代が差しひかれてゐる場合は、世帯員には含まれない。要するに家計を一にするということとは同一の経営経済単位内に含まれるということである。

この欄には前の専業兼業別の欄で兼業農家となり22、23、の符号のついたものだけ記載する。

前で述べた自家の農業以外の仕事すなわち兼業に従事して収入を得ている農家の兼業の種類を次のように分けて記載する。

これは世帯主又はその世帯員の何れを問はずその農家が自分のうちの農業以外の他の産業へ例へば鉱工業など大資本を要するものから煙草屋、雜貨屋、駄菓子屋など比較的小資本で営まれるものなどその種類と投資額を問はないに資本を投下し恒常的に収入を得ておればこの欄に31の符号を記載する。他の人と共同で営んでゐる場合は経営主の立場にあれば31の符号をつけそうでない場合は次のその他に該当し32の符号をつける。

事務取員、技術取員、教員、賃労働者、日雇人夫、季節出稼のようにな自分のうちの農業以外の仕事に雇われて収入を得てゐる人および内取、賃仕事のような自分の産業を経営するほどの規模でなく生活の一部を補充するため手細工、ハタオリ、仕立物などをして収入を得てゐる人がいればその農家は「その他」に該当するからこの欄に32の符号をつける。

注意事項

その農家が自営産業(31)にもその他(32)にも該当する場合は自営産業を優先的にとして31の符号をつける。

所有地、借入地、その他の土地へ借料を払わないで経営しているもの例えば河川敷地、堤防敷地などのいづれにかかわらず自分の家で経営している土地のことである。

イ 樹園地

樹園地とは灌木、喬木、蔓性樹木の何れを問はず且つそれが水を湛える設備をもっている土地と否とにかかわらず園をなして肥培管理されている耕地を云い、桑園、果樹園、茶園およびその他の樹園地の四種類がある。但し園をなさないので散在している場合は相当の本数があり樹冠の投影面積を見積って合計すると一畝以上もあり(但しこのカードでは茶は一畝以下も該当する)しかも肥培管理されている場合は該当するから注意する。

ここでは園をなしている桑はどの様な仕立方をしあっても肥培管理が行われている場合はすべて桑園として取扱う。立通しの様に特に桑に対し直接肥培管理がなされていない場合でも、他作物への肥培管理であつて、それが同一地積にあつて少からず影響を受けていると認められるのでこれは肥培管理が桑にも及んでいると見るのである。関東、東北の一部に見られる並木桑はすべてこの種の管理を受けられていると見られるからその面積を見積って一畝以上となれば桑園として取扱う。所によつては山麓に桑を挿木することによつて立通しの桑が肥培されずに放任され桑葉のみ利用されているような状況のものがあるがこのようなものは桑園としない。

ロ 桑園の有

無別

(2) 果樹園の
有無別

(1) 茶園（自
給、販売別）

参 考
その他の樹園
地

ここで果樹というのはリンゴ、梨などから堅果類や桜桃、梅、ユズ、スグリ、木苺迄を含むものであるから特に矮性のスグリ等を注意しておとさない様にしてほしい。栗については栗畑と栗林というような区別が俗称で行われている地方があるが、これは肥培管理が行われているか否かを規準として区別しなければならぬ。下刈りが行われる程度でも果樹園とする。

以上各欄の符号は経営しているものがあれば○印を無ければ×印で記載する。ここでは一畝以上又は一畝以下など面積の如何にかかわらず茶園を経営しているものについて取上げる。茶園で一番問題になるのは生垣であるとか、畑の畦畔、道路の並木茶の如く管理が行われていてその面積が一畝に満たない場合があるがこの場合もここでは取上げる。その茶園より生産される茶が自給用として使っているか少しでも販売しているかに分けて記載する。

符号は販売しておれば①印を自給だけのものは②印を全然茶園を経営していないものは×印を記載する。

茶園とは畑、山林、原野の何れにあつても園をなし肥培管理されているものは茶園として取扱うが九州の一部に見られる山茶は肥培管理が行われていないときは茶園にふくめない。

その他の樹園地とは果樹、茶、桑以外の永年性の樹木灌木作物の栽培されているものである。

例えば筍を採取する目的をとって栽培されている竹林、ハゼ、コリマナギ、コウゾ、ミツマタ、桐畑、その他觀賞用樹木栽培地等である。この場合も肥培管理が行われていることが條件であり、それが行われていなければ山林に計上すべき

コ 林 野
 (イ) 山林の有
 無別

(ロ) 山林のう
 ち人工林の
 有無別

であることを忘れないでいたいただきたい。

この欄で山林というのは用材、薪炭、その他の林産物をとるために利用されている土地である。山林と放牧地、採草地などを区別しにくいようなときには次のような規準によらねたい。

「立木の投影面積が三割以上を占めるときは山林とし、三割に満たないときは山林以外の土地とする」

宅地内にある防風防雪などの意味をもつ立木地や竹林であまり広大でないものは宅地にふくめてもよいが、相当な面積を占めるものは宅地からはなして山林とする。

植樹してから数年は下草は刈るがこれは採草地としないので山林とする。伐採あと地に草が生えていても植林予定地となつておれば樹木がなくても山林とする。竹林のうち、たけのこをとる目的で肥培管理を行う孟宗竹林は樹園地に計上されるから山林には入らない。しかし用材、細工物用として管理されている竹林の面積は、用材、細工物は林産物であるから山林とする。

ここで人工林というのは、人工で苗木を植えつけたり、種子を直接林地に播いたり、挿穂を林地に直挿したりなど所謂資本と労力を投下して成立させた林である。天然林は主として自然の森林更新能力を利用することによつて成立している林であるが往々これに対して人工を加えて生育の環境を改良しているものもあるがこれは天然更新の補助作業と見られるのであつて人工林としては取扱わない。但し天然林であつても強度の補植をなし、それが団地を形成しておれば植林したものとみなして人工林とする。

い) 採草地
放牧地

二) 林野に
入る
会
つ
か
い
て
い
る

採草地とは肥料や飼料などの採草を目的としている場所をいう。ふつう「山」といわれていても山林でなく、採草が行われておれば採草地として、山林にはいれないから注意する。牧草を播種する場合でも自然生草の間に散播するようなものは牧草畑とみとめられないから採草地に入れる。採草をしていても田の畦畔や畑の傾斜面などで、田畑面積に計上されるものは採草地としない。

山麓などで採草している場合、河川敷地で採草している場合など採草地とするが、道ばたや堤防などではつきりした場所を定めないので随時刈るのは採草地としない。

放牧地とは放牧することによって牛馬が充分に飼料を得發育できるような草があるところである。

だから春から夏にかけては採草地として使用し、冬季間だけ放牧地として使用するようなところは、家畜の運動場のような意味しかもっていないので、もともと採草地であつて放牧地としては計上しない。また堤防などにつないで生草を喰べさせている程度のもものは放牧としない。林間放牧をするものは、この放牧地としないで山林に放牧するものに入るから山林の項の説明をみて、二重に計上しないようにする。

以上林野の名欄は經營しているものは○印を、經營していないものは×印を記載する。

林野とは山林及び原野のことである。

原野には採草地、放牧地および利用されない原野が含まれるがここでは林野と
いうのは山林、採草地、放牧地のことである。

入会地とはその土地の所有権は国有、公有、私有の各種の場合があるが、その土地が特定の荷の占有になつて居らず、すなわち個人だけの経営地でなくて、村民、部落民が共同で立入りその土地の天然の生産物例へば立木、下草、きのこなどを採取している一定の地域のことである。

最近、この入会地は割地されてその持分がきまつておりその使用権も個人の占有となつてゐることも多いからさういったものは除くが登記上は何某外何名共有としてあつてその持分も決つてゐるように見えるても實際は、きまつてゐなくて共同で自由にどこへでも立入ることが出来るものも多い。こうしたものは入会地として取扱う。この点入会地の取り扱いは特に注意されたい。

この欄の符号は林野に入会つていれば○印を、入会つていなければ×印を記載する。

⑤ 養蚕の有無別

蚕には、家蚕および野蚕（天蚕、柞蚕、エリ蚕など）の種類があるが、この種類にこだわらずに該当年間において養蚕を行つたかどうかを、春蚕、夏秋蚕前期後期の蚕期別に記載する。養蚕を行つたものは○印を、養蚕行はないものには×印を各々の該当欄に記載する。

夏秋蚕とは夏蚕、初秋蚕、晩秋蚕、晩々秋蚕を総括したものであるが、前期、後期の区分については名統計調査事務所の養蚕調査の区分による。

家畜にわたりの定義については別に説明する点もないが乳用牛と役用牛の区別の仕方は一九五〇年世界農業センサスと同様に品種でなく用途によつて分けられる。すなわち乳用牛とは「搾乳を目的として飼養されてゐるものおよび「それに種付けするためには飼われているおす」および「種付候補の牝」のことでこれ以外のものは役用牛とす

⑥ 畜産の有無別

サイロ

るからくれぐれも区別には注意する。にわとりには放鶏めず、おすの他は雛も含まれるから放鶏のみの羽数によつて符号を記載しないこと。

サイロとは、とうもろこし、青草、青刈穀物、根菜類、ひまわり、ビート、パルプなどの青刈飼料を密閉貯蔵し、青刈飼料の呼吸作用と醗酵作用によつて青刈飼料を多汁飼料の所謂エンシレージに変化させる設備をいう。その種類は位置から見れば地上式、地下式、地上地下の混合式の三種があり。形態から見れば円形、四角形、多角形と多種に亘る。これを材料の点から見れば木造、石造、煉瓦造、コンクリート、セメントブロック、中空タイルおよび金屬などのサイロがありその種類は非常に多い。なおサイロ建築の重要な事項を参考までに列挙すれば次の通りである。

- A、サイロは密閉されることが必要である。
- B、サイロは深いことが必要である。
- C、サイロは滑かた且つ垂直な壁を有していることが必要である。
- D、屋根があることが必要である。
- E、換気装置が必要である。

畜産関係の符号は有無別、および階層別の符号で記載する階層別に記載するものは乳用牛、にわとりでその記載方法は次の通りである。にわとりを飼育している場合

9羽以下	四一
一〇羽以上四九羽以下	四二
五〇羽以上	四三
乳用牛を飼育している場合	

一頭	五一
二頭以上四頭以下	五二
五頭以上	五三

と記載する。

有無別符号で記載する役肉用牛、馬、めん羊、豚、サイロは、

いる（ある）ものは ○ 印

いない（ない）ものは × 印

とする。

⑦ 農機具有

無別

農機具では動力作業機である動力耕耘機、動力噴霧機、動力脱穀機の、三種とカマルベーターをとることとした。これらの作業機をここに計上したのは農作業機械化のメルクマールともみることができるところであるからである。各々の作業機についての説明は省略するが、動力耕耘機にはハンドトラクター（ガーデントラクター）は含むが、大型中型のトラクターは含めない。各欄に記載する符号は、あるものは○印とし、ないものは×印とする。

⑧ 内水面水

産業經營の

有無別

イ 内水面

漁業

ロ 内水面

養殖

内水面漁業の欄には内水面の河川、湖沼、池などに天然に生棲している水産動植物（サケ、マス、ウナギ、ワカサギ、アユ、シラウオ、ハゼ、カジカ、イササギ、コイ、フナ、ドジョウ、ウグイ、オイカワ、シジミ、エビなど）などを釣、罾、手網、ヤナ、エリ、その他の道具で採捕し、これを販売しているものの有無を記載する。

天然に生棲する水産動植物には稚魚を人工放流した後天然に生育したものも含む。

この欄には河川、湖沼、池などの内水面を利用して一定の水域を限り普通飼料を与え水産動植物の飼育成長を図り、これを採捕し販売しているものの有無を記載する。水田

ハ 水田養魚

で養殖しているものについては、この欄に記載しないで次の水田養魚欄に記載する。
この欄にいう水田養魚には、

(イ) 田植以後刈取又は落水前の期間に稲田を利用して漁族を養殖し採捕する。

(ロ) 落水以後田植以前の期間に空田の引水を利用して漁族を養殖し採捕する。

ものがあるが、これは自家用販売用を問わず水田に於て漁類を養殖し採捕したものの有無を記載する。

但し害虫駆除のため仔鰻を放つ様な場合は採捕を目的としていないので除外する。

一般に水田養魚は春期（秋期）に放ち秋期（春期）に採捕するが中には引続き蓄魚池に冬囲したり、翌春の稲田に放流して養魚を継続しているものがある。この場合は採捕はしていないがやはり水田養魚とする。

以上各欄の符号は、有れば○印を、無ければ×印とする。

この欄には主要農作物のうち、畑作で全国総数一〇万町歩以上作付のあるもの、すなわち陸稻、小麦、大麦、裸麦、甘藷、馬鈴薯、大豆、なたねを一応とすることとした。ここに水稲がないのは経営耕地に田があり、田を経営する農家は殆んど水稲を作付するので省略した。

符号はその年毎に作付の有れば○印を、無ければ×印とする。

この欄は各統計調査事務所ごとに特に必理と認める農作物以外の特殊な農産物について記載する欄である。利用についてはその都度指示したいから、ここでは省略する。

裏面の増減の欄は農家となつたので農家カードを新に作付したり、又は農家がなくなつたので農家カードより除去したりするため該当の年毎とその理由を知るためのものである昭和二八年以降で農家となつたもの、又は農家がなくなつたものだけに該当の年

⑨ 農作物作付の有無別

⑩ 特殊農産物

⑪ 増減

月を記載し、その理由を番号までふくめて○でかこむようにする。

○でかこむのは理由のうちの一つだけとする。二つ以上理由がある場合は、若い番号のもの一つだけとする。例えば、他町村から転入し同時に農業をはじめた場合は転入(11)だけを○でかこむ。

例 1.

理 由 (当該のものを○でかこむ)				
農家となった 28年8月	転入(11)	新設(12)	規模となつて(13)	その他(14)

例 2.

農家でなくなった 28年10月	転出(01)	廃業(02)	規模をわけて(03)	その他(04)
--------------------	--------	--------	------------	---------

なお農家でなくなったものは、例2の記載が終わったら必ず市区町村別に整理して、別に保管しておく。

※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9	※10
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

市区町村名		大字名		番 地		世帯主氏名														
※		※																		
部落名		調査区番号		農家番号		年 次		27年		28年		29年								
		※				通し番		※		※		※								
項目		年次		27年		28年		29年		項目		年次		27年		28年		29年		
農家の種類	経営耕地面積別									畜 産	馬									
	専業兼業別										めん羊									
	兼業の種類別										豚									
経営土地	樹園地有無別	桑 園									農 具	サイロ								
		果樹園										動力耕耘機								
		茶 園 (自給販売別)											動力噴霧機							
	林野の有無別	山林									機 無	動力脱穀機								
山林のうち の人工林										カルチベーター										
採草地放牧地																				
林野に入会の有無																				
養 蚕	有無別	春 蚕									具 別									
		春秋蚕前期																		
		夏秋蚕後期																		
畜 産	有別 (屠層別)	にわとり									内水面水産別	内水面漁業								
		乳用牛										内水面養殖								
	有	役肉用牛																		
項目		年次		27年		28年		29年		項目		年次		27年		28年		29年		
経営耕地面積	田(畦畔を含む)			町 反 畝		町 反 畝		町 反 畝												
	畑(樹園地を含む)																			
	計																			
⑧ 経営農用地面積																				

八九五

- 注 1. ※印の欄は出張所で記入しますから調査員の方は記入しないで下さい。
 2. 面積の1/5未満は切捨て、1/5以上は切上げて数単位にする。

*11	*12	*13	*14	*15	*16	*17	*18	*19	*20
農家番号	*A	*B	*C	*D	*E				
通し番号									
*F	*G	*H	*I	*J	*K				
項目	年次	27年	28年	29年	項目	年次	27年	28年	29年
農作物作付の有無	陸 稻				農作物作付の有無	大豆			
	小 麦					なたね			
	大 麦								
	稗 麦								
	甘 藷								
	馬鈴薯								
特種農産物					特種農産物				

八九六

理 由 (該当するものを○をかくむ)					
増	農家となった 年 月	転 入 (11)	新 設 (12)	規模となつて(13)	その他 (14)
減	農家ではなかつた 年 月	転 出 (01)	廃 業 (02)	規模をわつて(03)	その他 (04)

符 号 表

項 目			符 号	項 目			符 号
専業 兼業別	専業農家		21	経 営 耕 地 面 積 広 狭 別	3反未満		
	農業を主とする兼業農家		22		3反以上5反未満		
	農業に従事する兼業農家		23		5反 " 1町 "		
兼業 の種類	自営産業		31		1町 " 1町5反 "		
	その他の		32		1町5反 " 2町 "		
茶 園	自給だけのもの		㉞		2町 " 3町 "		
	販売するもの		㉟		3町 " 5町 "		
に わ と り	9羽以下		41		5町 " 10町 "		
	10羽 ~ 49羽		42		10町 " 20町 "		
	50羽以上		43		20町以上		
乳 用 牛	1頭		51		例外規定に該当するもの		
	2頭以上4頭以上		52	有 無 別	"有" の も の		○
	5頭以上		53		"無" の も の		×

(註) 兼業の種類については、自営産業(31)にも、その他(32)にも該当している場合は、自営産業(31)とする。

※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9	※10
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

市区町村名		大字名		番地		世帯主氏名			
※		※							
部落名		調査区番号	農家番号	年次	27年	28年	29年		
		※		通番 し号	※	※	※		
項目	年次	27年	28年	29年	項目	年次	27年	28年	29年
農家の種類	経営耕地面積 広 次 別				畜 無	馬			
	専業兼業別					めん羊			
	兼業の種類別					豚			
経営 土 地	樹園地の有無別	桑 園			産 別				
		果 樹 園							
		茶園(自給 販路別)				サイロ			
林 野	林野の有無別	山 林			農 有	動力耕転機			
		山林のうちの 人工林				動力噴霧機			
		採草地放牧地				動力脱穀機			
林野に介入の有無					機 無	カルチベーター			
養 蚕	有 無 別	養 蚕			具 別				
		夏秋蚕前期							
		夏秋蚕後期							
畜 産	有 無 別	12わとり			内水面 水産業	有 内水面漁業			
		乳用牛				無 内水面養殖			
	有 役肉用牛					別 水田養魚			
項目		年次	27年	28年	29年				
経営 耕地面積	用(畦畔を含む)		町 反 畝	町 反 畝	町 反 畝				
	畑(樹園地を含む)								
	計								
⑧ 経営農用地面積									

- 註 1. ※印の欄は本張所で記入しますから調査員の方は記入しないで下さい。
 2. 面積の15歩未満は切捨て、15歩以上は切上げて畝単位にする。

*11	*12	*13	*14	*15	*16	*17	*18	*19	*20
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

農家番号	*A	*B	*C	*D	*E
通し番号					
*F	*G	*H	*I	*J	*K

項目 年次		27年	28年	29年	項目 年次		27年	28年	29年
農作物 作付の有無	陸 稻				農作物 作付の有無	大豆			
	小 麦					なたね			
	大 麦								
	稗 麦								
	甘 藷								
	馬鈴薯								
特種 農産物					特種 農産物				

理 由 (該当するものを○でかこむ)					
増 減	農家となった 年 月	転 入 (11)	新 設 (12)	規模となって (13)	そ の 他 (14)
	農家ではなくなった 年 月	転 出 (11)	廃 業 (12)	規模をわけて (13)	そ の 他 (14)

昭和28年度農業動態調査実施要領

昭和28年度農業動態調査要綱は前年とありなるも、之が取扱いは下記による。

(注 アンダーラインのある箇処は北海道の事務所において該当しない箇処である。)

一 調査の目的

前年とありなるも、本年度は調査事項を簡素化して行う外、特に昭和28年度産米の近年稀な大凶作に鑑み農業災害の状況に因する調査を行う。

二 調査の期日

昭和29年2月1日

三 調査の範囲

昭和29年2月1日に現在する全国の農家とする。

四 調査事項

1 農家数(種類及び増減数)

2 農家人口(世帯員数)

3 家畜(飼養農家数および現在飼養頭数)

4 経営面積および貸付面積

5 農業災害の状況

五 調査方法

1 農家カードの加除訂正

統計調査事務所出張所長(以下、出張所長と称する)は、昭和27年度に作成した農家カードの作成済れおよび作成後における異動を管下の作物調査員または市区町村役場などの資料に基いて加除訂正

し、市区町村ごとに別紙様式1の理由別農家数増減表を作成する。

2 階層分け

(4) 地域階層

統計調査事務所長へ以下、事務所長と称する一は、従来どおり管下の市区町村を、管下の地勢条件などにより、ほぼ2乃至4の地域階層に区分して、それを出張所長に通知するのであるが、この場合事務所長は前年度の地域区分をそのまま本年度の地域階層に襲用する。

(ロ) 性格階層

出張所長は従来どおり管下の市区町村に含まれる作物調査員の管轄する調査区——北海道の4等務所においては農業センサスの調査区——（以下、調査区と称する）を田畑の割合、主要農作物の種類などにより、ほぼ3乃至6の性格階層に区分するのであるが、この場合出張所長は前年度の階層分けをそのまま本年度の性格階層に襲用する。

3 調査区リストの作成

(4) 出張所長は、前年度の地域階層、性格階層別に、別紙様式2の調査区リストを作成（この場合出張

所長は前年度の調査区リストをそのまま、襲用）して、事務所長の定める期限までに、上述の理由別農家数増減表と共に事務所長に提出する。

(ロ) 調査区リストには、市区町村名、調査区番号、農家数および次に定める調査区のウエイトを記入する外、農家数および調査区ウエイトの合計をも算出して記入する。調査区に付するウエイト

は次のとおりとする。

(イ) 都府県の事務所

農家数1万までの調査区	ウエイト	1
農家数2万以上の調査区	ウエイト	2

農家数 13戸以上 17戸までの調査区 ウエイト 3
 農家数 18戸以上 22戸までの調査区 ウエイト 4
 農家数 23戸以上 27戸までの調査区 ウエイト 5
 以上に準じて農家数5戸ごとにウエイト1ずつ増す。

(四) 北海道の4事務所

農家数 15戸までの調査区	ウエイト	1
農家数 16戸以上 25戸までの調査区	ウエイト	2
農家数 26戸以上 35戸までの調査区	ウエイト	3
農家数 36戸以上 45戸までの調査区	ウエイト	4
農家数 46戸以上 55戸までの調査区	ウエイト	5
農家数 56戸以上 65戸までの調査区	ウエイト	6
農家数 66戸以上の調査区	ウエイト	7

4

標本数へ標本調査区数および標本農家数

抽出すべき標本調査区は、1標本調査区当り5戸づつの標本農家を抽出する標本調査区（以下、A標本調査区と称する）および1標本調査区当り10戸づつの標本農家を抽出する標本調査区（以下、B標本調査区と称する）とに区分し、次のとおりとする。

但し北海道の4事務所においては、AおよびB標本調査区とも1標本調査区当り8戸づつの標本農家を抽出する。

事務所	A 標本 調査区数	B 標本 調査区数	合 計	事務所	A 標本 調査区数	B 標本 調査区数	合 計
総 数	18,843	7,850	26,693	靜 岡	625	156	781
札 幌	315	155	470	愛 知	500	250	750
北 見	120	120	240	三 重	400	100	500
函 館	187	93	280	滋 賀	300	150	450
帯 広	128	128	256	京 都	300	150	450
青 森	244	244	488	大 阪	250	125	375
岩 手	400	200	600	兵 庫	500	125	625
宮 城	400	200	600	奈 良	250	125	375
秋 田	716	-	716	和歌山	375	94	469
山 形	400	200	600	鳥 取	250	125	375
福 島	500	250	750	島 根	350	88	438
茨 城	500	250	750	岡 山	500	125	625
栃 木	400	200	600	広 島	500	125	625
群 馬	400	200	600	小 口	350	88	438
埼 玉	500	250	750	徳 島	300	150	450
千 葉	500	250	750	香 川	300	150	450
東 京	170	170	340	愛 媛	400	100	500
神奈川	250	250	500	高 知	300	150	450
新 潟	550	137	687	福 岡	625	156	781
富 山	300	150	450	佐 賀	300	150	450
石 川	300	150	450	長 崎	500	125	625
福 井	250	125	375	熊 本	625	156	781
山 梨	300	300	600	大 分	400	100	500
長 野	500	250	750	宮 崎	350	175	525
岐 阜	400	200	600	鹿 児 島	563	140	703

(注) 前記の標本数は、事務所長の具体的な立案を基礎として、統計調査部長が本要領の範囲内において変更することができる。

なお、一九五〇年世界農業センサスの農家の定義による例外規定に該当する農家（以下、例外規定農家と称する。）については、そのうち、豚大頭数（調査期日において成豚五頭以上）飼養農家についての調査を行い、その他の農家については調査は行わない。

5 標本調査区数の配分

事務所長は、A標本調査区、B標本調査区ごとに前項の標本調査区数を、地域階層・性格階層別にそれぞれに含まれる農家数に比例して配分する。

6 標本調査区の抽出

(イ) 事務所長はA標本調査区、B標本調査区ごとに、前項で配分した数だけの標本調査区を地域階層・性格階層別に任意系統抽出する。この場合、各調査区はそれぞれのウェイトに比例した確率で抽出（確率比例抽出方法と呼ばれる方法で抽出）されるようにする。

(ロ) 抽出の方法は、まずA標本調査区を抽出し、次に残りの調査区の中からB標本調査区を抽出する。

(ハ) 事務所長は抽出した標本調査区番号を、A標本調査区、B標本調査区別に出張所長に通知する。

7 標本農家の抽出

出張所長は、事務所長から通知されたA標本調査区については、5戸づつ、B標本調査区については10戸づつ（この場合北海道の4事務所においてはAおよびB標本調査区とも8戸づつ）の農家を任意系統抽出する。なお標本調査区内の農家数がそれに達しない場合は、調査区リストの隣接調査区を合併しなくてはそのまま抽出する。

8 調査の実施

出張所職員は、標本農家におもむき、面接調査の方法によつて調査を行う。なお事務所長は、積雪地、遠隔地などの特に交通不便な地域に限り、郵送調査を行うことができる。

9 調査票および標本調査区の農家数一覧表の提出

出張所長は調査が終了したならば、調査票を審査の上、別紙様式3の標本調査区の農家数一覧表とともに、事務所長の定める期限までに、事務所長に提出する。

六、集計事項および集計方法

1. 集計項目

I 第一次集計

農業災害の状況の全項目

II 第二次集計

(1) 農家数

(イ) 経営農用地面積を別々の農家数

(ロ) 専業、兼業別農家数

(ハ) 農家の増減数

(2) 農家人口

総世帯員数（男女別）

(3) 家畜

飼養農家数および現在飼養頭数（乳用牛、役肉用牛、馬、めん羊、山羊、豚および兎について）

2. 集計方法

事務所長は、出張所長から提出された調査票を審査し、誤りがなければ中間集計表を用いて集計を行う。

3. 推 計 (第二次集計項目のみ)

各項目について次の方法により各事務所ごとに推計を行う。

(1) 推計第一の方法

$$X = (N_P - N_{P2}) \cdot \frac{1}{m} \sum \left(\frac{1}{5} \sum^5 X_{ijk} + \frac{1}{10} \sum^{10} X_{ijk} \right) + X_{P2}$$

但し

X = 或る項目の推計値 (以下同じ)

N_P = 農家カードの最終回の加除訂正による総農家数

N_{P2} = 農家カードの最終回の加除訂正による例外規定農家の
総数

m = A 標本調査区数および B 標本調査区数を合計した総標
本調査区数 (以下同じ)

$\frac{1}{5} \sum^5 X_{ijk}$ = A 標本調査区の 1 標本調査区ごとの 1 戸平均。

すなわち

$5 \equiv 1 \sim 5$ (以下同じ)

$\frac{1}{10} \sum^{10} X_{ijk}$ = B 標本調査区の 1 標本調査区ごとの 1 戸平均。

すなわち

$10 \equiv 1 \sim 10$ (以下同じ)

北海道の 4 事務所においては前記の $\frac{1}{m} \sum \left(\frac{1}{5} \sum^5 X_{ijk} + \frac{1}{10} \sum^{10} X_{ijk} \right)$ を $\frac{1}{m} \sum \left(\frac{1}{8} \sum^8 X_{ijk} \right)$ とする。すなわち

$8 \equiv 1 \sim 8$ (以下同じ)

X_{P2} = 例外規定農家全部の推計項目の合計

(但し豚の大頭数以外の推計項目は農家カードを基礎と

し前年度の統計をそのまま襲用する。以下同じ)

(2) 推計第二の方法

$$X = N_{2P} \left\{ \frac{N_{2S}}{N_{2S}} \cdot \frac{1}{m} \sum \left(\frac{1}{5} \sum^5 X_{ijk} + \frac{1}{10} \sum^{10} X_{ijk} \right) \right\} + X_P$$

但し

N_{2P} = 昭和 28 年度冬作調査のリスト (以下、リストと称
する) による総農家数

N_{2S} = リスト訂正前における A 標本調査区数および B 標本
調査区数を合計した総標本調査区内のリストによる

総農家数

$N_{2S'}$ = リスト訂正後における A 標本調査区数および B 標本調査区数を合計した総標本調査区内のリストによる総農家数

(3) 推計第三の方法

$$X = N_{PC} \left\{ \frac{N_{Sc'}}{N_{Sc}} \cdot \frac{1}{m} \sum \left(\frac{1}{5} \sum^5 X_{ijk} + \frac{1}{10} \sum^{10} X_{ijk} \right) \right\} + X_{P2}$$

但し

N_{PC} = 農家カード作成時における総農家数

N_{Sc} = 農家カード作成時における A 標本調査区数および B 標本調査区数を合計した総標本調査区内の農家カードによる総農家数。

$N_{Sc'}$ = 農家カードの最終回の加除訂正による A 標本調査区数および B 標本調査区数を合計した総標本調査区内の農家カードによる総農家数

(注) 推計式中の分数式は小数点以下第四位まで算出し、第四位を四捨五入して、小数点以下第三位に止めて計算する。但し推計結果は小数点以下第一位を四捨五入して整数位としラウンドは行わない。

4 結果表の作成

事務所長は次の結果表を作成する。

I 第一次集計結果表

単純に積上げた事務所別結果表

II 第二次集計結果表

(1) 各項目の推計値、前年度との対比および事務所長の意見を記入した結果表

(2) 単純に積上げた事務所別の結果表

なお札幌事務所長は、上記について北海道単位の結果表を作成する。

七 結果表の提出

事務所長は次に定める期限までに必着するように結果表を統計調査部長に提出する。

1 第一次結果表 昭和29年2月28日

2 第二次結果表 昭和29年3月31日

八 結果の公表

統計調査部長は事務所長から提出された結果表を審査し、全国集計を行い昭和29年4月30日まで公表する。

九 調査票の保存

事務所長は、出張所長から提出された農業動態調査票を別に指示する期間まで、事務所に保存する。

十 その他

その他関係事項については従来どおりなるも、特に調査票の用語の解釈については一九五〇年世界農業センサスの際における定義および前年度の調査カード作成の際における約束を準用する。

〔様式1〕

理由別農家数増減表

出張所

[illegible]

備考

(注1) 本年度の風水害のために、他市区町村から転入したり、他市区町村に転出したりしたものおよび農業をやめた農家数は括弧書きする。

例 農業をやめた戸数は150戸であるが、そのうち風水害のために農業をやめた戸数が50戸あったものは次のように括弧書きする。

150

(57)

(注2) 農家カード作成時の農家数と前年度の農業事業体名簿による農家数との差は括弧
書きとする。

例 前年度との差は250円であるが、そのうち農家カード作成時に農業者団体名簿との差が既に200円あったものは次のように括弧書きする。

250

(200)

〔様式 2〕

調査区リスト

地域

性格

出張所

[illegible]

(様式 3)

標本調査区の農家数一覧表

出張所

市町村名	標本調査区 番 号	耕作層リストに よる前年調査当 時の農家数	農家カード 作成時の 農家数	本年調査 当時の 農家数	備 考 (A・B の 別)
合 計					

京都大学学術情報メディアセンター 食料・農業統計情報開発研究分野
統計研究資料 J シリーズ

- No.1 復刻 農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）（第 1 分冊）
- No.2 復刻 農林省統計調査要綱輯覧（農作物の部）（第 2 分冊）
- No.3 復刻 農林省統計調査要綱輯覧（農業センサス，農業動態調査の部）（第 1 分冊）
- No.4 復刻 農林省統計調査要綱輯覧（農業センサス，農業動態調査の部）（第 2 分冊）

統計研究資料 J シリーズ編集委員会（五十音順）

齊藤 昭（代表） 神宮司一誠 仙田徹志 三重遷一 山口幸三 吉田嘉雄

京都大学学術情報メディアセンター 食料・農業統計情報開発研究分野

統計研究資料 J シリーズ No.5

復刻 農林省統計調査要綱輯覧（農業センサス，農業動態調査の部）
（第 3 分冊）

発 行 日 ： 平成 30 年 1 月

編集・発行：京都大学学術情報メディアセンター 食料・農業統計情報開発研究分野

〒 606-8501 京都市左京区吉田本町

印 刷 所 ： 創文堂印刷株式会社

〒 918-8231 福井県福井市問屋町 1 丁目 7 番地



Reprinted Edition

**The Collection of statistical survey
guidelines and notices of Ministry of
Agriculture and Forestry
(Category of Agriculture Census)**

Volume 3

Jan. 2018